

平成 23 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 24 年 6 月

「平成 23 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

- 政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告。（今年で 10 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）一抄一
（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 各行政機関における政策評価の実施状況、政策への反映状況

- 平成 23 年度の政策評価実施件数は、2,748 件（前年度：2,922 件）
- 事前評価は 808 件、事後評価は 1,940 件
- 政策評価の結果は、評価対象政策の改善・見直しを実施する等、政策に反映。

2 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

- 未着手・未了の公共事業等を対象に再評価を実施
⇒ 3 省で計 17 事業を休止又は中止 [外務省、農林水産省、国土交通省]
- 上記 17 事業に係る総事業費は、約 2,746 億円
このうち事業の休止又は中止による残事業費は、約 2,268 億円

3 目標管理型の政策評価の改善方策

- 目標管理型の政策評価（注）について、行政事業レビューと連携しつつ、メリハリのある分かりやすい政策評価を実現するため、平成 24 年度からの取組についての標準的な指針を策定（平成 24 年 3 月）。
- 具体的には、以下の取組を踏まえた政策評価を実施。
 - ・事前分析表の導入
事前に施策目標を公表するとともにその達成手段（事務事業）との関係（政策体系）を整理。
 - ・評価書の標準様式の導入等
各行政機関共通の標準的な様式により、統一性・一覧性を確保。また、評価に当たり、行政事業レビューの情報を活用するなど、行政事業レビューとの連携を確保。

（注）「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

4 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

(1) 統一性・総合性確保評価

- 平成 24 年 1 月「児童虐待の防止等に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、文部科学省及び厚生労働省に勧告するとともに公表。
- 平成 24 年 4 月「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、法務省及び文部科学省に勧告するとともに公表。

(2) 客観性担保評価活動

○ 租税特別措置等に係る政策評価の点検

対象とした政策評価は、12 行政機関の 165 件であり、平成 23 年 11 月 8 日に点検結果を税制調査会に報告。点検の結果、149 件の評価について課題を指摘。

○ 規制の事前評価の点検

対象とした政策評価は、10 行政機関の 111 件であり、点検の結果、85 件の評価について課題を指摘。

○ 公共事業に係る政策評価の点検

対象とした政策評価は、3 行政機関の 10 事業 51 件であり、点検の結果、11 件の評価について個別に課題を指摘。また、4 事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、次の政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

政策評価制度については、法施行後、随時、見直しを行っている。平成 23 年度は、目標管理型の政策評価について、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承）を改正するとともに、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成 24 年 3 月 27 日政策評価各府省連絡会議了承）を策定し、行政事業レビューと連携しつつ、各行政機関の政策のミッションの明確化・体系化及びメリハリのある分かりやすい政策評価の実現等に向けた取組を実施している。

本報告は、法第 19 条に基づき、平成 23 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 10 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に「Ⅱ 平成 23 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 23 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 23 年度の実施状況等〔政府全体の状

況]」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度に関する主な経緯	1
2 政策評価制度の仕組み等	3
3 政策評価の実施時期	8
4 政策評価の方式	9

II 平成 23 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の改善方策	13
2 評価結果の政策への反映	14
3 各行政機関における特徴的な取組	18

III 政策評価等に関する計画及び平成 23 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）	23
（1）政策評価に関する計画	23
（2）政策評価の実施状況	28
（3）政策への反映状況	34
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）	37
（1）政策の評価に関する計画	37
（2）政策の評価の実施状況等	37

IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕

内閣府	41
宮内庁	49
公正取引委員会	51
国家公安委員会・警察庁	55
金融庁	63
消費者庁	71
復興庁	77
総務省	79
公害等調整委員会	85
法務省	89
外務省	97
財務省	109
文部科学省	117
厚生労働省	125
農林水産省	139
経済産業省	153
国土交通省	161

環境省-----	187
防衛省-----	195
V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	203

* 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、「1 政策評価に関する計画の策定状況」、「2 政策評価の実施状況等の概要（総括表）」及び「3 評価対象政策の一覧」の3項目で構成している。

なお、3で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の個表を参照のこと。

(参考) 各行政機関ホームページのURL一覧

行政機関	URL
内閣府	http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html
宮内庁	http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryō/seisaku/seisaku.html
公正取引委員会	http://www.jftc.go.jp/info/seisaku.html
国家公安委員会・警察庁	http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm
金融庁	http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html
消費者庁	http://www.caa.go.jp/info/hyouka/index.html
復興庁	http://www.reconstruction.go.jp/topics/cat24/
総務省	http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/index.html
公害等調整委員会	http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm
法務省	http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-01.html
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html
財務省	http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/seisakuhyouka/index.html
農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html
環境省	http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html
防衛省	http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/index.html
政策評価の総合窓口 (総務省ホームページ)	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/index.html

(注) 1 上記のURLは、各行政機関ホームページにおける政策評価に関する情報のトップページのものである(平成24年6月1日現在)。

2 各行政機関の政策評価書は、上記URLのほか、次の手順によっても閲覧可能。

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>)

↓

「政策評価」

↓

「政策評価の総合窓口(政府全体の政策評価・総務省行政評価局)」

↓

「各府省政策評価情報へのリンク」

(このページでは、各府省の政策評価に関するサイト内を検索可能。)

↓

各行政機関の「政策評価トップページ」

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度に関する主な経緯

(1) 政策評価制度の導入

政策評価制度は、平成9年12月の行政改革会議最終報告を受けて、中央省庁等改革の柱の一つとして、13年1月、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として全政府的に導入された。その後、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）により法制化された（平成14年4月施行）。

(2) 法施行後の見直し

法の施行から3年を経過した平成17年12月には、ア）重要政策に関する評価の徹底、イ）政策評価と予算・決算との連携の強化、ウ）評価の客観性の確保、エ）国民への説明責任の徹底を柱とした制度の見直しを行い、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）を改定し、政策評価の計画的かつ着実な推進を図っている。

(3) 重要政策に関する評価の徹底

重要政策に関する評価を徹底する取組として、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）により、内閣の重要政策や国民の関心の高い政策のうち、特に評価を行う必要があるものについて評価を推進している。これまで、平成19年度に選定された「少子化社会対策に関連する、①育児休業制度、②子育て支援サービス、③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組」及び「若年者雇用対策」、20年度に選定された「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」についての評価結果や課題を取りまとめている。

(4) 規制の事前評価の導入

重要政策に関する評価を徹底するもう一つの取組として、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）など累次の閣議決定において、規制影響分析（R I A）の導入を推進することとされ、法の枠組みの下、平成19年10月1日から、規制の新設又は改廃の際、規制の事前評価を実施することが各行政機関に義務付けられた。各行政機関は、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針としての「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、規制の事前評価に取り組んでいる。

(5) 政策評価と予算・決算との連携強化

政策評価と予算・決算との連携を強化する観点から、各行政機関において、政策体系の見直し・整備に取り組んだ。また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、平成20年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させている。

(6) 政策評価の機能強化の取組

平成 21 年 11 月に総務省行政評価局が担う行政評価機能（政策評価、行政評価・監視）が行政刷新会議による事業仕分けの対象とされ、「抜本的な機能強化」という評価結果を受けた。行政評価機能のうち政策評価の機能強化については、「行政評価等プログラム」（平成 22 年 4 月総務省）に掲げられた、ア）情報公開の徹底を通じた各行政機関の説明責任の向上、イ）事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着目した目標設定の推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化に沿った見直しを進めている。

(7) 政策評価に関する情報の公表

情報公開の徹底を通じた各行政機関の説明責任の向上に係る取組として、国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を策定した。各行政機関は、当該ガイドラインを踏まえ、情報公開の徹底に取り組んでいる。

(8) 租税特別措置等に係る政策評価の導入

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、事前評価の拡充に係る取組として、平成 22 年 5 月、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号。以下「法施行令」という。）の改正、基本方針の変更及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）の策定により、租税特別措置等に係る政策評価を導入した。各行政機関は、これらにより、租税特別措置等に係る政策評価に取り組んでいる。

(9) 目標管理型の政策評価の改善方策

平成 23 年度における目標管理型の政策評価（注）の改善方策に係る試行的取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会（以下「政策評価分科会」という。）における議論等を踏まえ、平成 24 年 3 月に「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 17 年 12 月 16 日政策評価各府省連絡会議了承）を改正するとともに「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成 24 年 3 月 27 日政策評価各府省連絡会議了承）を策定した。これらにより、行政事業レビューと連携しつつ、各行政機関の政策のミッションの明確化・体系化及びメリハリのある分かりやすい政策評価の実現等に向けた取組を実施している。

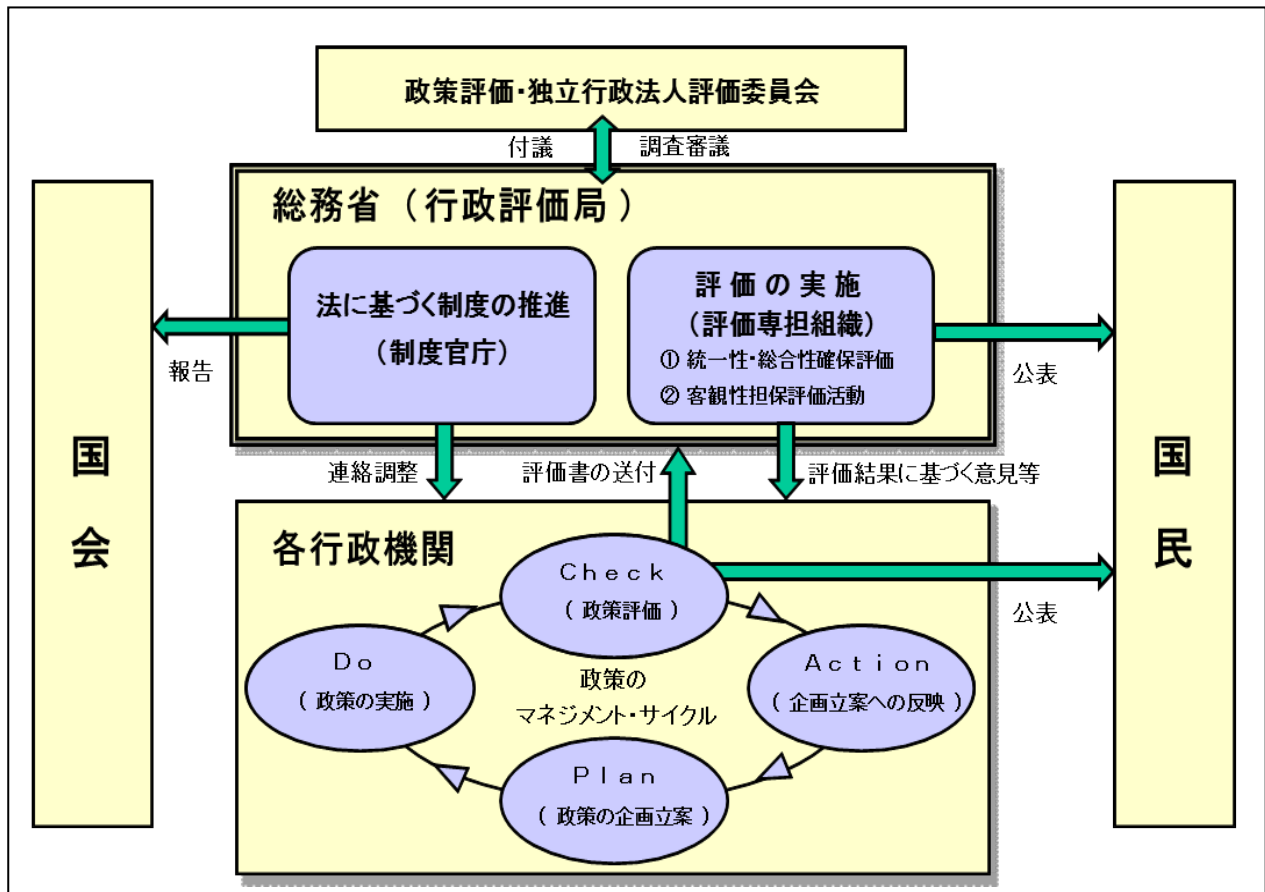
（注） 「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

2 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

i) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を規定した政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされている。

また、事後評価については、その具体的な方法等を規定した事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めることとされている。

【後記Ⅲ－1－（1）－ア（23 ページ以下）及びⅣ（41 ページ以下）参照】

ii) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、ア) 研究開発、イ) 公共事業、ウ) 政府開発援助、エ) 規制の新設又は改廃をすることを目的とする政策及びオ) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ－1－（1）－イ（24 ページ以下）及びⅣ（41 ページ以下）参照】

iii) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－（2）－イ（33 ページ以下）及びⅣ（41 ページ以下）参照】

iv) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－（3）（34 ページ以下）及びⅣ（41 ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施し、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、例年、年度末頃に策定している行政評価等プログラムにおいて当該計画を定めている。

【後記Ⅲ－2－（1）（37 ページ以下）及びⅤ（203 ページ以下）参照】

i) 統一性又は総合性を確保するための評価

ア) 2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、イ) 2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ－２－（２）－ア（37 ページ以下）及びⅤ（203 ページ以下）参照】

ii) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、ア) 当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又はイ) 行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策に関する政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－２－（２）－イ（39 ページ）及びⅤ（203 ページ以下）参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べること並びに法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が設置されている。

(2) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度の法施行から 23 年度までの 10 年間で延べ 64,383 件実施されている。

平成 14 年度以降 4 年間、1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の改定等を踏まえ、各行政機関において、評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は、約 4,000 件となった。

平成 20 年度は、約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再々評価（再評価実施後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）が経過しているものについての評価）の時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度は 2,645 件、22 年度は 2,922 件となっているが、これらは、前述した国土交通省における再々評価が 20 年度と比較して少なかったことが主な要因である。

平成 23 年度は 2,748 件となっており、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象とした評価が 138 件減少したこと等により、22 年

度と比較して 174 件減少している。

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

i) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降 23 年度末までに、21 テーマについて政策の見直しや改善を図るため関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

なお、平成 20 年 1 月に公表した「P F I 事業に関する政策評価」以降については、問題や課題が認められ、具体的な措置を講ずることを求める必要がある場合には全て勧告を行っているところである。

ii) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から従来の評価の実施形式からの点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、23 年度までに計 793 件の政策評価について、関係行政機関に対し課題等を指摘している（平成 22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として、取組状況を整理）。

表 1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位：件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価 (単位：勧告等を行ったテーマ数)	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 (指摘を行った件数)
平成 14	10,930	2	要件審査結果公表
15	11,177	4	要件審査結果公表
16	9,428	5	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (11 件)
17	9,796	1	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (23 件)
18	3,940	1	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (25 件)
19	3,709	2	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (47 件)
20	7,088	2	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (50 件)
21	2,645	2	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (39 件)
22	2,922	1	点検結果公表 (租特：219 件、規制：82 件)
23	2,748	1	点検結果公表 (租特：149 件、規制：85 件、公共事業 (22 年度分)：52 件、公共事業 (23 年度分)：11 件)
計	64,383	21	(計 793 件)

(注) 1 統一性又は総合性を確保するための評価のテーマ名については、図 3 (10 ページ以下) 参照。

2 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の公表状況については、

図3（10 ページ以下）参照。

- 3 上記のほか、統一性又は総合性を確保するための評価として、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」について、平成24年4月20日に勧告を行っている。

3 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価が実施されている。

政策評価の結果を予算要求等に反映するため、政策評価の多くは、例年、8月末の予算概算要求期限までに実施され、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。政策評価の結果は、予算査定等に活用され、年末には翌年度の政府予算案が決定されている。

このほか、公共事業については、補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が年度末に多く実施されている。

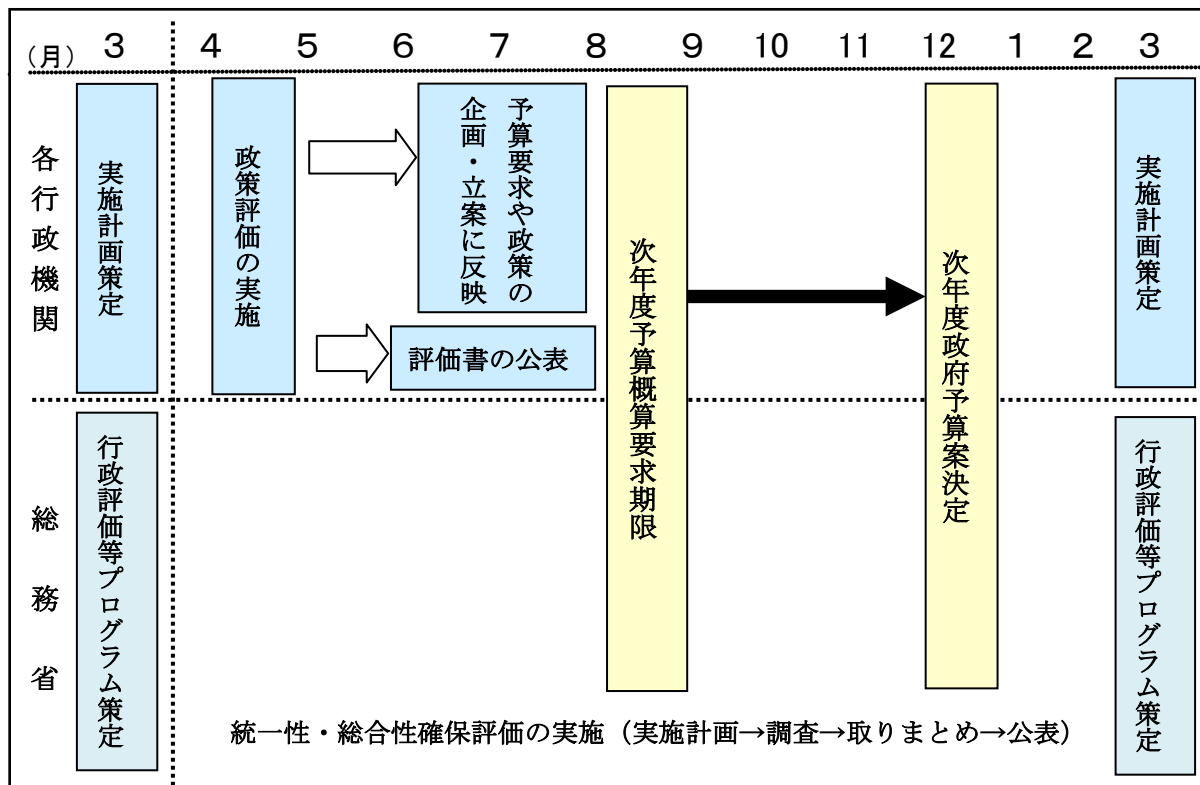
【後記Ⅲ－１－（２）－イ（33 ページ以下）及びⅣ（41 ページ以下）参照】

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、例年、年度末頃に策定している行政評価等プログラムにおいて、翌年度以降の3年間についての評価に関する計画を定め、これに基づき実施している。なお、当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしている。

【後記Ⅲ－２－（１）（37 ページ以下）及びⅤ（203 ページ以下）参照】

図2 政策評価の実施時期等



(注) 予算概算要求期限については、例年は8月末とされているが、平成24年度予算概算要求においては、9月末が要求期限とされた。

4 政策評価の方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

なお、平成23年度における政策評価の方式別の実施件数（特定5分野の政策（注）に係る事業評価方式等による評価2,304件を除く。）をみると、事業評価方式が99件、実績評価方式が299件、総合評価方式が46件となっている。

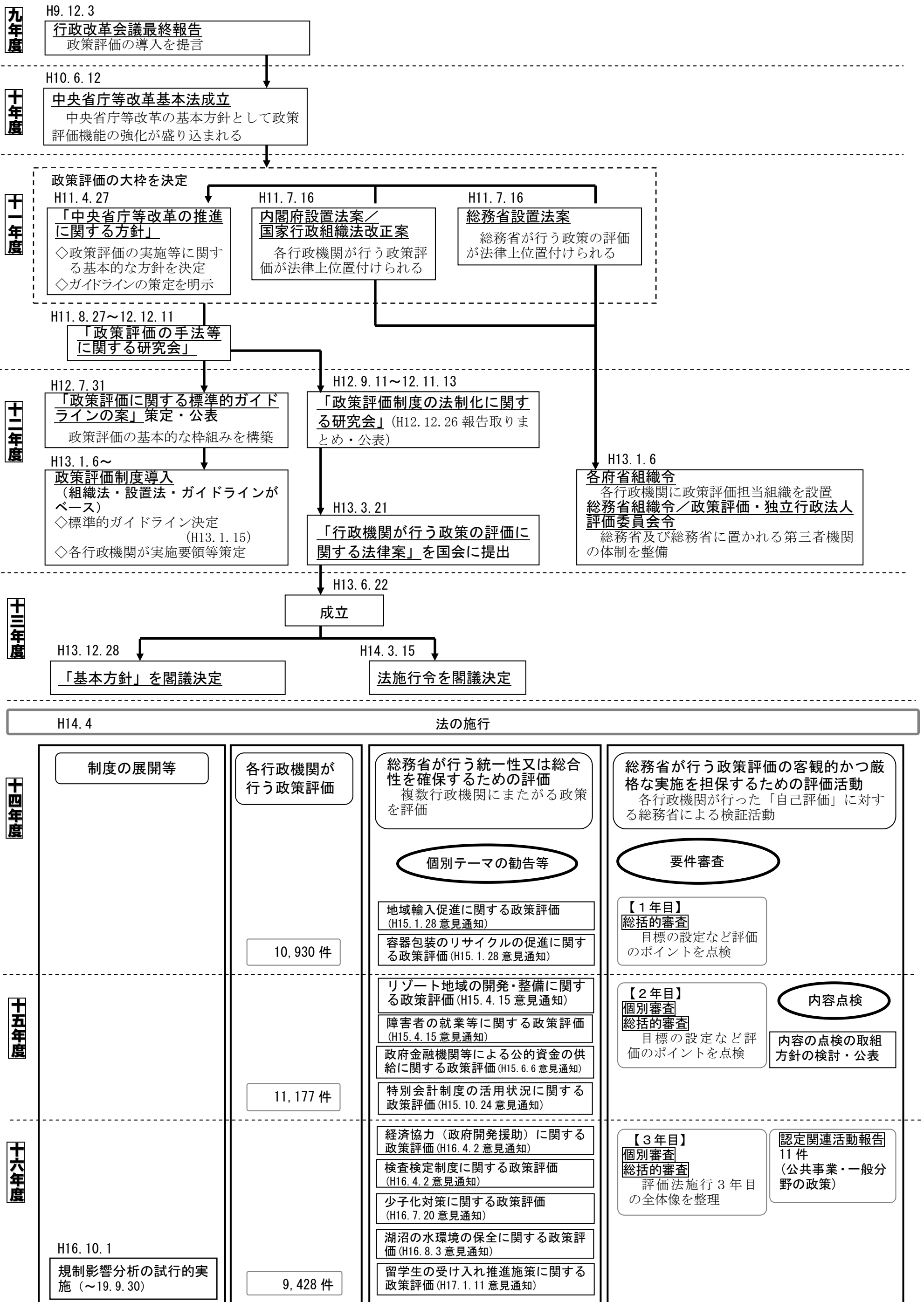
（注）本報告において、「特定5分野の政策」とは、法において事前評価が義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等の政策をいう。

【後記Ⅲ－1－（1）－イ（24ページ以下）及びⅣ（41ページ以下）参照】

【政策評価の代表的な評価方式】

	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事務事業の採 否、選択等に 資する見地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達 成度を評価	政策等の不断 の見直しや改 善に資する見 地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについ て評価
総合 評価 方式	特定のテーマ （狭義の政 策・施策）	事後 一定期間経 過後が中心	問題点を把握 し、その原因 を分析するな ど総合的に評 価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

図3 政策評価制度に関する主な経緯



評価法施行後 3 年経過

十七年度	<p>制度の展開等</p> <p>H17. 12. 16</p> <p>◇基本方針の改定（閣議決定）</p> <p>◇政策評価の実施に関するガイドライン策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>9,796 件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価 (H18. 3. 31 意見通知)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【4 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 初めて府省別に整理・分析し、課題を提示</p> <p>認定関連活動報告 23 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
	<p>H19. 3. 30</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇基本方針の一部変更 →事前評価の義務付け対象に規制を追加</p>	<p>3,940 件</p>	<p>少年の非行対策に関する政策評価 (H19. 1. 30 意見通知)</p>	<p>【5 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 府省ごとの課題の改善状況を確認</p> <p>認定関連活動報告 25 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
十八年度	<p>H19. 8. 24</p> <p>◇法施行規則の制定 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> <p>H19. 10. 1</p> <p>規制の事前評価の義務付け開始</p> <p>H19. 11. 12</p> <p>平成 19 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>	<p>3,709 件</p>	<p>リサイクル対策に関する政策評価 (H19. 8. 10 意見通知)</p>	<p>【6 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 規制の事前評価について新たに点検</p> <p>認定関連活動報告 47 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
	<p>H20. 11. 26</p> <p>○平成 19 年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表</p> <p>○平成 20 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>		<p>7,088 件</p>	<p>自然再生の推進に関する政策評価 (H20. 4. 22 勧告)</p> <p>外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 (H21. 3. 3 勧告)</p>
十九年度	<p>H21. 12. 16</p> <p>平成 20 年度重要政策の評価の結果等について公表</p> <p>H22. 1. 12</p> <p>行政評価機能の抜本的強化ビジョン</p>	<p>2,645 件</p>	<p>配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21. 5. 26 勧告)</p> <p>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 (H21. 6. 26 勧告)</p>	<p>【8 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の審査 総括的審査 規制の事前評価について個別に点検</p> <p>認定関連活動報告 4 件 (公共事業：平成 20 年度継続) 35 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
	<p>H22. 4. 13</p> <p>行政評価等プログラム策定</p> <p>H22. 5. 25</p> <p>◇基本方針の一部変更</p> <p>H22. 5. 28</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p>		<p>2,922 件</p>	<p>バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23. 2. 15 勧告)</p>
二十年度				
二十一年度				
二十二年度				

二十三年度

二十四年度

二十三年度	二十三年度	二十三年度	二十三年度
二十三年度	二十三年度	二十三年度	二十三年度

二十三年度	二十三年度	二十三年度	二十三年度
<p>制度の展開等</p> <p>H24. 3. 27</p> <p>◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>2,748件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【10年目】</p> <p>租税特別措置等評価の点検 149件</p> <p>規制の事前評価の点検 85件</p> <p>公共事業に係る政策評価の点検(22年度点検分) 52件</p> <p>公共事業に係る政策評価の点検(23年度点検分) 11件</p>
二十三年度	二十三年度	二十三年度	二十三年度
二十四年度	二十四年度	二十四年度	二十四年度

Ⅱ 平成 23 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の改善方策

目標管理型の政策評価（注）について、行政事業レビューと連携しつつ、各行政機関の政策のミッションの明確化・体系化及びメリハリのある分かりやすい政策評価の実現等に向けた検討を進め、平成23年度においては、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組について」（平成23年4月27日付け総評政第14号行政評価局長通知）に基づく試行的取組を行った。

当該取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、法及び基本方針の下、平成24年3月、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）を改正した。さらに、当該ガイドラインの改正に当たっての基本的考え方、趣旨、実施内容等を明確化するため、各行政機関における平成24年度からの取組についての標準的な指針として、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）を策定した。

（注）「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

目標管理型の政策評価の改善方策の概要

1 改善の視点

- 各行政機関における政策体系及び政策のミッションの明確化
- P D C Aサイクルを通じたマネジメントの向上
- 国民に対する説明責任の徹底
- 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保、事務負担の軽減

2 改善のポイント

(1) 事前分析表の導入

- ・ 事前（施策の実施前）に施策目標を公表するとともにその達成手段（事務事業）との関係（政策体系）を整理
- ・ 各行政機関共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保

(2) 評価書の標準様式の導入等

- ・ 重要な情報に焦点を絞って提示することにより、メリハリのある分かりやすい評価を推進
- ・ 各行政機関共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保
- ・ 政策評価における行政事業レビューの情報の活用

目標管理型の政策評価の改善方策については、総務省ホームページ([http:// www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56002.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56002.html))参照のこと。

2 評価結果の政策への反映

(1) 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

ア 平成 23 年度の休止等事業数、総事業費

法第 7 条第 2 項においては、事業採択後、5 年経過しても着工していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）公共事業や政府開発援助等を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

これに該当するものを始めとして、評価結果を踏まえ、平成 23 年度に休止又は中止することとされた公共事業等は、表 2 のとおり、3 行政機関で計 17 事業、総事業費ベースで計 2,746.4 億円（昨年度は、9 事業の中止、980.8 億円）となっている。また、17 事業の休止又は中止に係る残事業費は、2,267.9 億円（昨年度の残事業費は、255.8 億円）である。

表 2 平成 23 年度に休止又は中止とされた公共事業等

（単位：億円）

公共事業名	個別事業名等（都道府県等）	分類	総事業費	残事業費
外務省 1 事業（総事業費計 1.61 億円）				
政府開発援助	ビジャカパトナム港拡張計画（E/S）（インド）	中止	1.61	1.61
農林水産省 6 事業（総事業費計 210.83 億円）				
水産流通基盤整備事業	塩釜地区（宮城県）	中止	18.40	2.77
	気仙沼地区（宮城県）	中止	40.00	14.60
	石巻地区（宮城県）	中止	32.64	7.20
地域水産物供給基盤整備事業	西浦地区（福岡県）	中止	17.60	2.95
広域漁場整備事業	鳥取沖地区（鳥取県）	中止	81.34	55.94
水産生産基盤整備事業	灘内地区（大分県）	休止	20.85	0.30
国土交通省 10 事業（総事業費計 2,533.95 億円）				
ダム事業	七滝ダム建設事業（熊本県）	中止	395.00	383.29
	大和沢ダム建設事業（青森県）	中止	287.00	277.69
	大多喜ダム建設事業（千葉県）	中止	158.60	91.33
	武庫川ダム建設事業（兵庫県）	中止	290.35	274.89
	奥戸生活貯水池整備事業（青森県）	中止	90.00	68.76
	大谷川生活貯水池整備事業（岡山県）	中止	59.00	47.78
	吾妻川上流総合開発事業（群馬県）	中止	847.00	819.63
	槇尾川ダム建設事業（大阪府）	中止	128.00	64.80
道路・街路事業	一般国道 56 号 五十崎内子拡幅（愛媛県）	中止	154.00	31.47
	一般国道 361 号 姥神峠道路（延伸）（長野県）	中止	125.00	122.91
合計	17 事業	—	2,746.39	2,267.92

（注） 外務省の総事業費は、供与限度額である。

イ 法施行後における休止等事業数、総事業費等

法が施行された平成14年度から23年度までの10年間で休止又は中止することとされた公共事業等は、表3のとおり、計267事業、総事業費等の累計は約4.5兆円に上っている。

表3 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費等

(単位：億円(上段)、事業数(下段))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	338 (8)	—	11,353 (37)	11,691 (45)
15	505 (4)	194 (2)	14 (1)	1,217 (3)	6,940 (43)	8,870 (53)
16	481 (3)	68 (1)	17 (3)	1,430 (2)	1,330 (16)	3,326 (25)
17	—	1,540 (5)	238 (13)	435 (1)	6,188 (22)	8,401 (41)
18	—	1,398 (8)	56 (3)	685 (4)	919 (13)	3,058 (28)
19	60 (1)	186 (3)	59 (4)	—	324 (5)	629 (13)
20	—	722 (3)	37 (4)	335 (3)	1,722 (12)	2,816 (22)
21	—	21 (2)	49 (3)	171 (1)	2,353 (8)	2,594 (14)
22	159 (1)	803 (4)	14 (1)	—	5 (3)	981 (9)
23	2 (1)	—	211 (6)	—	2,534 (10)	2,746 (17)
合計	1,207 (10)	4,932 (28)	1,033 (46)	4,273 (14)	33,668 (169)	45,112 (267)

(注) 総事業費等の記載に当たっては、行政機関ごとに一億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費等の合計額と合計欄(右欄)に記載された金額は一致しない。

(2) 一般分野の政策における反映の例

一般分野の政策（注）のうち、評価結果を踏まえて、政策（事業）の統合を行ったものや制度等の改正を行ったものなどの例は、表4のとおりである。

（注） 本報告において、「一般分野の政策」とは、法において事前評価が義務付けられている特定5分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除く政策をいう。

表4 一般分野の政策における反映の例

区分	評価対象政策	評価結果を踏まえた政策への反映状況 (主なもの)
政策（事業）の統合を行ったもの	土壌環境の保全 〔環境省〕	市街地等土壌汚染対策として、平成22年4月より施行されている改正土壌汚染対策法及び平成23年7月に改正された同法施行規則を円滑に施行するため、十分なフォローアップが必要との評価結果を踏まえ、自然由来の土壌汚染等に係る課題の抽出及びその対策の検討を実施する一方、業務の効率化を図るため、土壌汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務については、土壌汚染調査・対策手法検討調査に統合することとした。
制度等の改正を行った（行うこととした）もの	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進 〔消費者庁〕	消費者基本計画の工程表に沿って、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行うとの評価結果に基づき、集団的消費者被害救済制度の在り方等について検討を行い、さらにその検討結果を踏まえて、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法改正法案を国会に提出した。
課題解決のために必要な予算又は機構定員要求を行ったもの	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 〔国家公安委員会・警察庁〕	業績目標である「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」の達成は十分とは言い難く、引き続きこれら組織の弱体化に努める必要があるとの評価結果、及び同結果の政策への反映の方向性として「薬物対策重点強化プラン」に基づく薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締強化等の各施策を強力に推進するとともに、密輸・密売対策用装備資機材の充実等を図ることとされたことを踏まえ、密輸対策用資機材整備のための経費等を新規に要求した。 また、国際薬物・銃器犯罪組織等の壊滅に向けた対策強化のための機構（国際薬物・銃器犯罪組

	メンタルヘルスケア対策の強化 〔防衛省〕	<p>織捜査指導官) を新規に要求した。</p> <p>東日本大震災への対応は、原発事故への対処、御遺体の収容など、自衛隊員にこれまでに類を見ない大きな心理的負担を伴うものであり、将来的なPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の発症や発症した場合の対応について、メンタルヘルス専門家の不足や教育の不足など、メンタルヘルスの実施態勢の不足が指摘されている。また、今後発生し得る有事、大規模災害等へ備える必要がある。以上のことから、平素からの態勢整備、専門家の確保及び育成、長期的なメンタルヘルス態勢の整備の対策を防衛省・自衛隊全体の施策として総合的かつ計画的に取り組むことが必要との評価結果を踏まえ、同対策に係る態勢整備のために定員を新規に要求した。</p>
--	-------------------------	---

3 各行政機関における特徴的な取組

各行政機関は、法、基本方針、基本計画等に基づき、政策評価について着実に取り組んでいるところである。ここでは、評価書の内容を分かりやすく説明するため、特徴的な取組を行っている事例を紹介する。

(1) 東日本大震災への対応状況の分かりやすい記載

[財務省]

財務省では、東日本大震災への対応について、平成23年3月31日までに行った主な取組を「平成22年度政策評価書」の別紙として整理し、政策分野ごとに分かりやすい形で記載している。

【財務省平成22年度政策評価書（抜粋）】

(別紙2)

東日本大震災への対応 —平成23年3月31日までの主な取組状況—

財務省は、東日本大震災（以下「震災」といいます。）への対応として、平成23年3月31日までに主に以下の取組を行いました。

(注) 震災の発生を受け、財務大臣は震災発生当日（平成23年3月11日）に、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、災害対策基本法第36条第1項の規定により定められた財務省防災業務計画第4条に基づき、財務省に財務省災害対策本部（構成メンバー：本部長 事務次官、副本部長 大臣官房長ほか）を設置しました。

1. 財政

(1) 平成22年度予算の予備費を数次にわたり活用し、当面の被災者の支援に必要な食料品、飲料水及び自衛隊の活動に必要な燃料の購入等に計678億円の使用を決定しました。

【総合目標1】

(2) 震災に起因して、止むを得ず翌年度に予算を繰り越す必要が生じた事業における繰越事務手続きについて、申請書類の簡素化など特例的な措置を講じ、対応しました。

【政策目標1-3】

2. 税制等

(1) 税制においては、今般の震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、被災納税者の実態等に照らし、緊急対応の措置として、現行税制を適用した場合の負担を軽減する等の措置について早急に検討を進める等の対応をとりました（当該措置を内容とする「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」は、平成23年4月19日に国会に提出し、同月27日に可決・成立、同日公布・施行されました。）【政策目標2-1】

(2) 今般の震災に関して、国税については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

に納税地を有する納税者について、平成23年3月11日以降に到来する全ての国税に関する申告・納付等の期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長しました。【政策目標2-2】(注)

また、関税については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における被災者について、同年3月11日以降に到来する全ての関税に関する法律に基づく申請等の期限の延長や証明書交付手数料等の軽減を別途財務省告示で定める期日まで行うこととしました。【政策目標5-3】

(注) 政策目標2-2は、国税庁の実績の評価の実績目標です。

(2) 分かりやすい評価書の作成（専門的用語への注釈・解説の付記）

国民による様々な評価や判断に資する評価書の作成を目指し、政策の内容及び評価手法等が国民にとって分かりやすいものとなるよう、実績評価書において用いられている専門的な用語や指標に注釈や解説を付している事例を紹介する。

〔法務省〕

実績評価書において用いられている専門的な用語や指標に注釈を付している。

【平成 22 年度実績評価書（抜粋）】

施策名		保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生	
測定指標	取組内容 ①	指標1 (性犯罪者処遇プログラム ^{*2} 受講者の受講前後の問題性 の変化)	実績値 別添（別表1）のとおり
		目標値等	プログラム受講者の問題性（評点 ^{*3} の平均）が 低下すること
		指標3 (社会参加活動 ^{*4} 参加者を 対象とする有益性に関する 調査)	実績値 別添（別表3）のとおり
		参考指標2 (協力雇用主 ^{*5} の数)	実績値

【文末脚注】

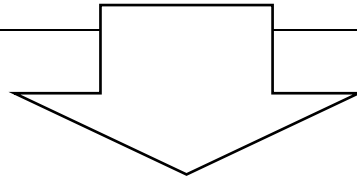
- *1 「保護観察対象者等」
保護観察対象者，更生緊急保護対象者。
- *2 「性犯罪者処遇プログラム」
自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し，心理学等の専門的知識に基づき，性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに，再び性犯罪をしないようするための具体的な方法を習得させ，上記傾向を改善するプログラム。
- *3 「プログラム受講者の問題性（評点）」
性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方，再び性犯罪をしないための動機付け，具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり，問題性が大きいほど高得点となる。
- *4 「社会参加活動」
保護観察対象者に有益な社会的諸活動を直接体験させて，社会の一員としての自覚を高め，自立性や社会性をはぐくむことを目的とする処遇方法の一つ。
- *5 「協力雇用主」
犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主。

〔農林水産省〕

実績評価書において用いられている専門的な用語について、評価書の参考資料に解説を付している。

【平成 22 年度実績評価書（抜粋）】

政策の概要	<p>食品の生産から消費に至るフードチェーン^{注1}全体において安全管理の取組強化が求められている中、食の安全と消費者の信頼の確保を図る。 このため、食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大、食品表示の適正化の推進による食品に対する消費者の信頼の確保のための施策を行う。</p>							
施策(1)	食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大							
目標①	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された許容摂取量を超えないレベルに抑制							
		基準値	実績値(※)				目標値	
		各年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	各年度
	(ア) カドミウム ^{注2} の暫定摂取許容量 ^{注3} (達成度合)	7ug/kg 体重/週	3.1 ug/kg 体重/週 (おおむね有効)					許容摂取量未滿



【参考資料 用語解説（抜粋）】

注1 フードチェーン	農林水産物の一次生産、食品や食品原料の製造、加工、保管、流通、販売、消費までの一連の食品供給の行程。
注2 カドミウム	全国各地に鉛・銅・亜鉛の鉱山や鉱床が多数あり、鉱山開発や精錬などの人の活動によって環境中へ排出されるなど、いろいろな原因により水田などの土壤に蓄積している。
注3 摂取許容量	ある物質を一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大摂取量。物質の毒性により1日当たり、1週間当たり、又は1ヵ月当たりの耐容摂取量が定められ、体重1kg当たりの量で表される。

Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 23 年度の実施状況等 〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画



ア 計画期間

法の規定
行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、基本計画を定め（法第6条第1項）、また、1年ごとに、実施計画を定めなければならないとされている（法第7条第1項）。

状況
<p>【「基本計画等の計画期間」のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画の計画期間について、19行政機関のうち、3年としている機関が5機関、5年としている機関が10機関、その他4機関となっている。 実施計画の計画期間について、16行政機関が会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。

表5 基本計画等の計画期間

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況									
		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
3年	内閣府					←→					
	公正取引委員会					←→					
	公害等調整委員会					←→					
	法務省					←→					
	経済産業省					←→					
5年	宮内庁					←→					
	総務省					←→					
	外務省					←→					
	財務省					←→					
	文部科学省					←→					
	厚生労働省					←→					
	農林水産省					←→					
	国土交通省					←→					
	環境省					←→					
	防衛省					←→					
その他	国家公安委員会・警察庁					(計画期間) 21.1.1~24.3.31	←→				
	金融庁					(計画期間) 20.7.1~24.3.31	←→				
	消費者庁					(計画期間) 21.9.1~25.3.31	←→				
	復興庁							(計画期間) 24.2.10~28.3.31			

- (注) 1 平成 23 年度の政策評価に係る直近の計画についての計画期間を表す。
 2  は基本計画の計画期間、 は実施計画の計画期間を表す。
 3 国家公安委員会・警察庁及び金融庁は、基本計画の計画期間を会計年度に変更したため、上記のような計画期間となっている。
 4 消費者庁は、平成 21 年 9 月 1 日に、復興庁は、24 年 2 月 10 日に設置されたため、上記のような計画期間となっている。なお、復興庁の実施計画については、平成 24 年度に作成する予定となっている。
 5 農林水産省及び経済産業省は、実施計画の計画期間を計画策定日（農林水産省については、平成 23 年 7 月 26 日、経済産業省については、23 年 6 月 27 日）以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及び評価方式

法の規定
行政機関の長は、基本計画において、政策評価の対象とする政策、評価方式等政策評価の実施に関する基本的な考え方について定め（法第 6 条第 2 項）、また、実施計画において、計画期間内に事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めることとされている（法第 7 条第 2 項）。

状況
各行政機関の基本計画及び実施計画を基に、政策評価の対象とする政策及び評価方式を事前評価及び事後評価別に概括すると、表 6 及び表 7 のとおりである。
〔事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要〕のポイント〕
事前評価については、法第 9 条により実施が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、基本計画において、それら以外についても実施するよう定めている機関は、19 機関のうち 14 機関となっている。また、事前評価の評価方式としては、事業評価方式が中心となっている。

表 6 事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要

行政機関名	評価対象政策 〔法第 9 条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	多額の支出を伴う事業等	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 ・ 義務付けられているものに準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	事業評価方式*
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるもの	事業評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
外務省	実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰り延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める）	総合評価方式、事業評価方式*
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式
文部科学省	法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施）	事業評価方式
厚生労働省	予算要求等を伴うものであって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 ・ 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式
国土交通省	新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。）	政策アセスメント（事業評価方式）
	公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）
	重点的に推進する個別研究開発課題等	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）
環境省	法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める）	事業評価方式*
防衛省	新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合等	事業評価方式

(注) 1 各行政機関の基本計画を基に作成した。

2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

3 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

状 況

〔「事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要」のポイント〕

- 事後評価の方式について、各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式を用いており、事業、施策、政策などの評価を実施する単位を設定している。

各行政機関が策定している実施計画（後記Ⅳ「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」）においては、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式を全て用いている機関が5機関となっている。また、実績評価方式のみを用いている機関が8機関及び総合評価方式のみを用いている機関が1機関となっている。

- 実績評価方式を用いている機関が16機関、次いで総合評価方式及び事業評価方式がともに7機関となっており、実績評価方式が最も多く用いられている。
- 「未着手」（法第7条第2項第2号イ）については2機関、「未了」（法第7条第2項第2号ロ）については4機関、「その他の政策」（法第7条第2項第3号）については2機関が、実施計画等において、対象政策を明記している。

（注）法第7条第2項

第1号 前条第2項第6号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

第2号 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて5年以上10年以内において政令で定める期間（5年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に5年以上10年以内において政令で定める期間を加えた期間（10年）が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

表7 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要

行政機関名	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式			
内閣府	—	22 政策	—	—	—	—
宮内庁	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	7 施策	—	—	—	—
国家公安委員会・ 警察庁	11 規制、2 事業	7 基本目標、29 業績目標	1 行政課題	—	—	—
金融庁	過去に事前評価を実施し平成23年度に効果が発現する予定の事業[全事業]	24 施策	—	—	—	—
消費者庁	—	12 施策	—	—	—	—
復興庁	—	—	—	—	—	—
総務省	—	20 政策 [6 (外数)]	—	—	—	—
公害等調整委員会	—	2 政策 (4 目標)	—	—	—	—
法務省	4 施策	7 施策[2 (外数)]	4 施策	—	—	—
外務省	—	—	7 基本目標(20 施策)[2 含む。] 49 具体的施策[3 含む。]	政府開発援助 5 案件	政府開発援助 14 案件	—
財務省	—	6 総合目標、25 政策目標	—	—	—	—
文部科学省	—	政策体系の実現に向けて平成22年度に取り組んだ全ての施策	実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題(必要に応じて実施)	—	—	実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める
厚生労働省	9 事業 [3 (外数)]	6 施策目標	9 政策	—	公共事業 (評価実施要領で規定)	指標のモニタリング結果等により評価の必要が生じた政策等
農林水産省	公共事業 (24 地区及び 42 事業) 3 研究課題	16 政策分野[3 (外数)]	—	—	8 公共事業実施地区	—
経済産業省	—	5 政策	—	—	—	—
国土交通省	566 公共事業 (再評価) 66 公共事業 (完了後の事後評価) 71 研究開発課題 (終了時評価)	13 の政策目標に係る政策	17 テーマ	1 公共事業	7 公共事業	—
環境省	—	40 目標	—	—	—	—
防衛省	8 項目 (中間段階の事業評価) 7 項目 (事後の事業評価)	2 項目	2 項目	—	—	—
計	7 機関	16 機関	7 機関	2 機関	4 機関	2 機関

- (注) 1 本表は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」の各行政機関の政策評価に関する計画の策定状況における実施計画の主な規定内容を基に作成した。
- 2 []は、成果重視事業に関する状況を表す。成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。
- 3 経済産業省の実施計画では、評価方式を明示していないが、基本計画において、政策評価の実施に当たっては実績評価を基本とする旨記載されている。
- 4 復興庁の実施計画については、平成24年度に策定される予定である。
- 5 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

ウ その他主な事項についての方針

基本計画の策定状況を基に、その他の主な事項についての各行政機関における方針をまとめると、以下のとおりである。

a. 政策評価の結果の政策への反映

状 況

○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項（法第6条第2項第8号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。

b. 政策評価に関する透明性の確保

状 況

○ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項（法第6条第2項第9号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。

○ その他政策評価の実施に関し必要な事項（法第6条第2項第11号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施状況

ア 評価実施件数

平成23年度における各行政機関の政策評価の実施状況について、事前評価・事後評価別、対象政策等別にみると、図4及び図5、表8から表10までのとおりである。

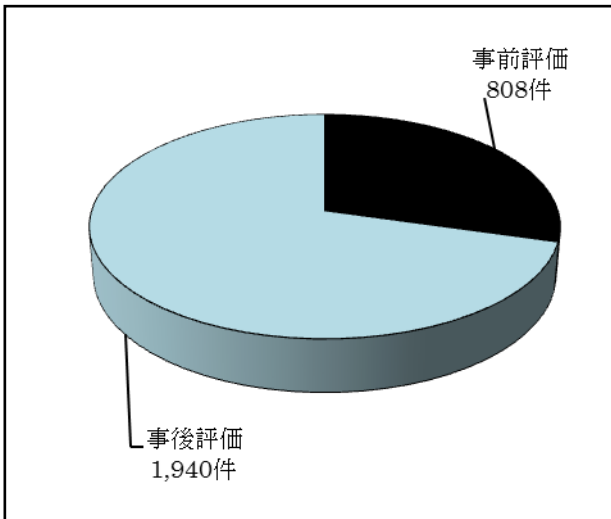
〔「政策評価の実施状況（評価実施件数）」のポイント〕

- 各行政機関の政策評価の総実施件数は2,748件である（前年度2,922件）。
 - 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、事前評価が808件、事後評価が1,940件となっている。
 - 評価実施件数が最も多いのは、国土交通省（1,067件）、次いで厚生労働省（654件）、農林水産省（410件）の順となっており、これらの3機関（2,131件）で全体の約78%を占める。
- * これらの3機関の評価実施件数が多い理由としては、所管している個別公共事業、研究開発課題の評価の件数が多いことが挙げられる（表9参照）。

（図4、表8）

図4 政策評価の実施状況

(ア) 事前・事後別評価実施件数



(イ) 行政機関別評価実施件数

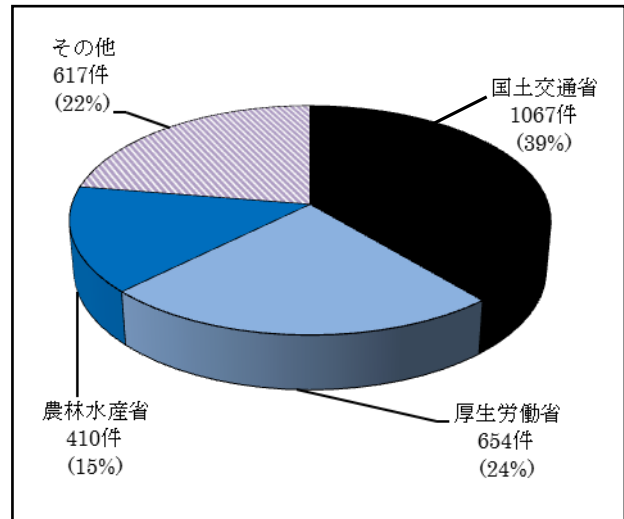


表8 政策評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価	事後評価（法第7条第2項）				左記以外のもの（第3号）	計
		実施計画期間内の評価対象政策（第1号）	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）			
内閣府	19	21	21	0	0	0	40
宮内庁	0	2	2	0	0	0	2
公正取引委員会	0	7	7	0	0	0	7
国家公安委員会・警察庁	10	43	43	0	0	0	53
金融庁	19	29	29	0	0	0	48
消費者庁	3	10	10	0	0	0	13
復興庁	0	0	0	0	0	0	0
総務省	33	27	27	0	0	0	60
公害等調整委員会	0	4	4	0	0	0	4
法務省	5	11	11	0	0	0	16
外務省	59	42	24	2	16	0	101
財務省	1	31	31	0	0	0	32
文部科学省	22	46	28	0	0	18	68
厚生労働省	104	550	28	0	42	480	654
農林水産省	141	269	225	0	44	0	410
経済産業省	65	26	26	0	0	0	91
国土交通省	302	765	757	1	7	0	1,067
環境省	11	40	40	0	0	0	51
防衛省	14	17	17	0	0	0	31
計	808	1,940	1,330	3	109	498	2,748

（注） 規制に係る政策を対象とした事前評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。

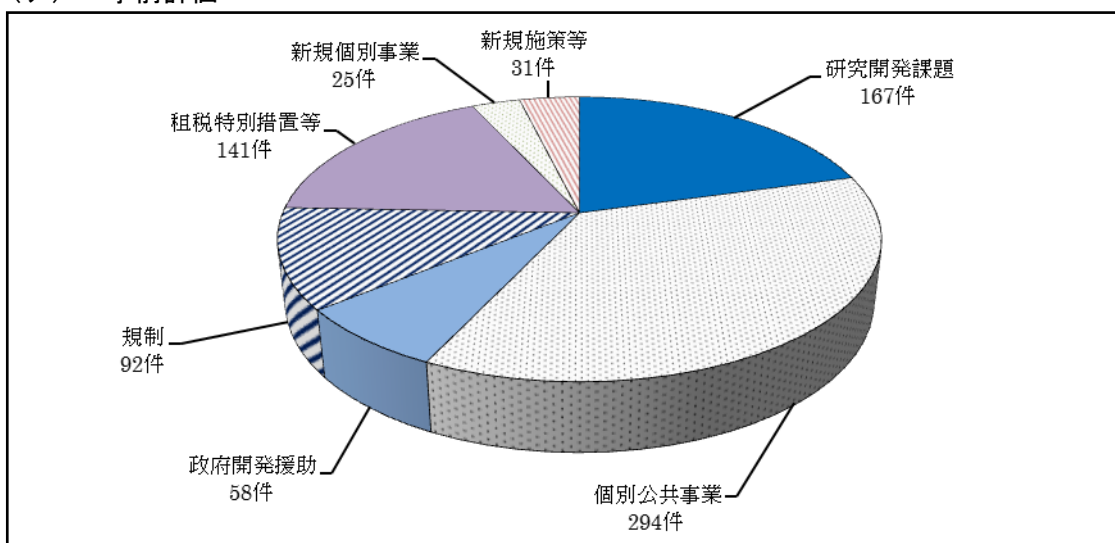
〔「政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）」のポイント〕

- 政策評価の対象政策別の実施状況をみると、事前評価については、個別公共事業を対象としたものが最も多く294件、次いで研究開発課題を対象としたものが167件、租税特別措置等を対象としたもの141件の順となっている。なお、事前評価808件のうち、特定5分野の政策を対象としたものは752件である。
- 事後評価については、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象としたものが最も多く796件、次いで未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象としたもの720件となっている。

（図5、表9）

図5 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（ア） 事前評価



（イ） 事後評価

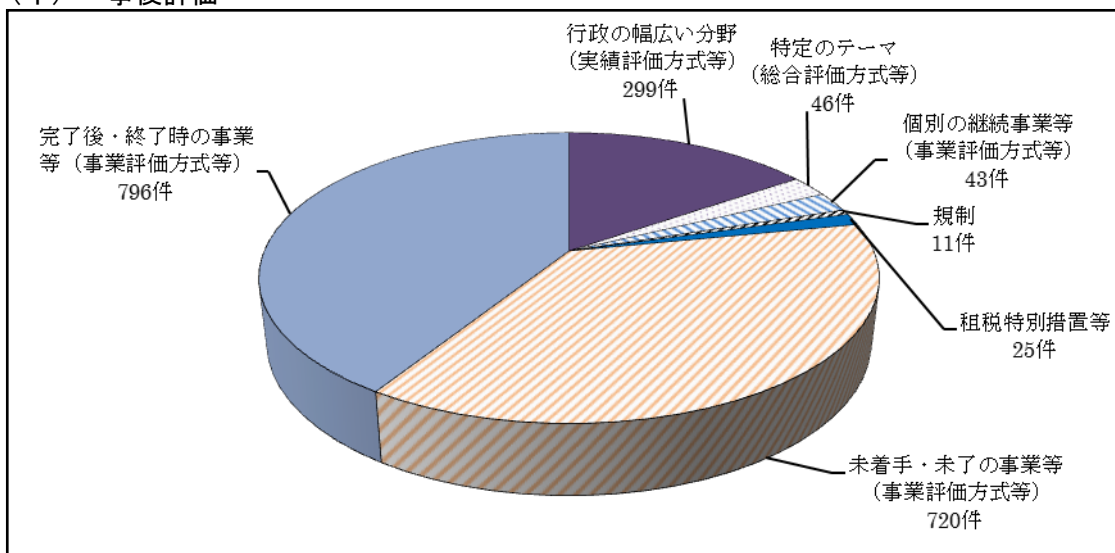


表9 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価								事後評価								小計	合計
	研究開発課題を対象	個別公共事業（官庁官繕事業等を含む。）を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	租税特別措置等を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等対象	小計	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価（実績評価方式等）	特定のテーマを対象に定期的に評価（総合評価方式等）	個別の事業等継続対象に評価（事業評価方式等）	規制を対象	租税特別措置等対象	未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助を対象に評価（事業評価方式等）	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）	小計		
内閣府	0	0	0	4	15	0	0	19	21	0	0	0	0	0	0	21	40	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2	
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	7	
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	7	3	0	0	10	29	1	2	11	0	0	0	43	53	
金融庁	0	0	0	15	4	0	0	19	24	0	1	0	3	0	1	29	48	
消費者庁	0	0	0	3	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	10	13	
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	12	0	0	12	9	0	0	33	20	0	0	0	0	0	7	27	60	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	4	
法務省	0	0	0	0	0	5	0	5	7	2	0	0	0	0	2	11	16	
外務省	0	0	58	1	0	0	0	59	0	24	0	0	0	18	0	42	101	
財務省	0	0	0	0	1	0	0	1	31	0	0	0	0	0	0	31	32	
文部科学省	8	0	0	2	3	9	0	22	28	0	18	0	0	0	0	46	68	
厚生労働省	27	35	0	16	17	9	0	104	6	9	12	0	1	46	476	550	654	
農林水産省	4	122	0	1	14	0	0	141	18	1	0	0	0	84	166	269	410	
経済産業省	0	2	0	9	49	0	5	65	5	0	0	0	21	0	0	26	91	
国土交通省	105	132	0	19	20	0	26	302	47	9	0	0	0	572	137	765	1,067	
環境省	0	3	0	3	5	0	0	11	40	0	0	0	0	0	0	40	51	
防衛省	11	0	0	0	1	2	0	14	2	0	8	0	0	0	7	17	31	
計	167	294	58	92	141													
	752						25	31	808	299	46	43	11	25	720	796	1,940	2,748

（注）1 「研究開発課題を対象」欄、「個別公共事業（官庁官繕事業等を含む。）を対象」欄、「政府開発援助を対象」欄、「規制を対象」欄及び「租税特別措置等対象」欄には、法第9条により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

2 「未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価（事業評価方式等）」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

〔「政策評価の方式及び対象とした政策」のポイント〕

各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を設定し、政策評価を行っている。

(表 10)

表10 政策評価の方式及び対象とした政策

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
内閣府	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [4] 事業評価方式：租税特別措置等 [15]	実績評価方式：21政策 [21]
宮内庁	—	事業評価方式：2政策 [2]
公正取引委員会	—	実績評価方式：7施策 [7]
国家公安委員会・警察庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [7] 事業評価方式：租税特別措置等 [3]	実績評価方式：7業績目標 [29] 総合評価方式：1行政課題 [1] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [11] 事業評価方式：2事業 [2]
金融庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [15] 事業評価方式：租税特別措置等 [4]	実績評価方式：24施策 [24] 事業評価方式：2事業 [2] 事業評価方式：租税特別措置等 [3]
消費者庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [3]	実績評価方式：10施策 [10]
復興庁	—	—
総務省	事業評価方式：平成24年度予算概算要求に係る研究開発課題 [12] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [12] 事業評価方式：租税特別措置等 [9]	事業評価方式：7政策 [7] 実績評価方式：20政策 [20]
公害等調整委員会	—	実績評価方式：4目標 [4]
法務省	事業評価方式：法務省所管に係る施設の整備 [3] 事業評価方式：法務に係る調査研究 [2]	実績評価方式：8施策 [8] 総合評価方式：2施策 [2] 事業評価方式：1施策 [1]
外務省	総合評価方式：政府開発援助 [58] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [1]	総合評価方式：24施策 [24] 総合評価方式：18政府開発援助 [18]
財務省	事業評価方式：租税特別措置等 [1]	実績評価方式：6総合目標 [6] 25政策目標 [25]
文部科学省	事業評価方式：新規・拡充事業等 [17] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [2] 事業評価方式：租税特別措置等 [3]	実績評価方式：28施策目標 [28] 事業評価方式：18公益法人関連事業 [18]
厚生労働省	事業評価方式：平成24年度予算概算要求に係る新規事業 [9] 事業評価方式(公共事業)：平成23年度新規採択地区 [35] 事業評価方式(研究開発)：平成24年度予算概算要求に係る研究開発 [27] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [16] 事業評価方式：租税特別措置等 [17]	実績評価方式：6施策目標 [6] 総合評価方式：9政策 [9] 事業評価方式：3成果重視事業 [3] 事業評価方式：9継続事業 [9] 事業評価方式：1租税特別措置等 [1] 事業評価方式：46実施地区(再評価) [46] 事業評価方式：476研究開発課題 [476]
農林水産省	事業評価方式(公共事業)：122事業実施地区 [122] 事業評価方式(研究開発)：4研究開発課題 [4] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [1] 事業評価方式：租税特別措置等 [14]	実績評価方式：16政策 [16] 3成果重視事業 [3] 総合評価方式：1課題 [1] 事業評価方式(公共事業)：期中の評価84事業実施地区、完了後の評価160事業実施地区 [244] 事業評価方式(研究開発)：5研究開発課題 [5]

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
経済産業省	事前評価方式：5政策 [5] (含租税特別措置等 [49]) 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [9] 事業評価方式：公共事業 [2]	実績評価方式：5政策 [5] (含租税特別措置等 [21])
国土交通省	事業評価方式：平成24年度予算概算要求等に係る新規施策等 [26] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [19] 事業評価方式 (個別公共事業)：平成24年度予算概算要求に係る新規採択事業等 [132] 事業評価方式 (個別研究開発課題)：平成24年度予算概算要求に係る個別研究開発課題等 [105] 事業評価方式：租税特別措置等 [20]	実績評価方式：47施策目標 [47] 総合評価方式：9テーマ [9] 事業評価方式 (個別公共事業)：平成24年度予算概算要求に係る再評価等の572事業 [572] 事業評価方式 (個別公共事業)：事業完了後の一定期間経過時の67事業 [67] 事業評価方式 (個別研究開発課題)：終了時評価の研究開発課題 [70]
環境省	事業評価方式：新設規制 [3] 事業評価方式：租税特別措置等 [5] 事業評価方式：個別公共事業 [3]	実績評価方式：40目標 [40]
防衛省	事業評価方式：平成24年度予算概算要求に係る新規事業 [2] 事業評価方式：平成24年度予算概算要求に係る新規研究開発 [11] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]	中間段階の事業評価：8項目 [8] 事後の事業評価：事業を完了した7項目 [7] 実績評価方式：2項目 [2]

(注) [] 内は、評価実施件数である。

イ 評価書の公表時期

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価書を作成し、公表しなければならないとされている (法第10条)。

平成23年度の評価書の公表件数を月別にみると、図6及び表11のとおりである。

〔「評価書の公表時期」のポイント〕

- ・ 平成23年度の政策評価の結果を予算要求等に反映するため、政策評価の多くは、9月末の予算概算要求期限までに実施され、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。
- ・ このほか、公共事業については、補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が年度末に多く実施されている。

(図6、表11)

図6 評価書の公表時期

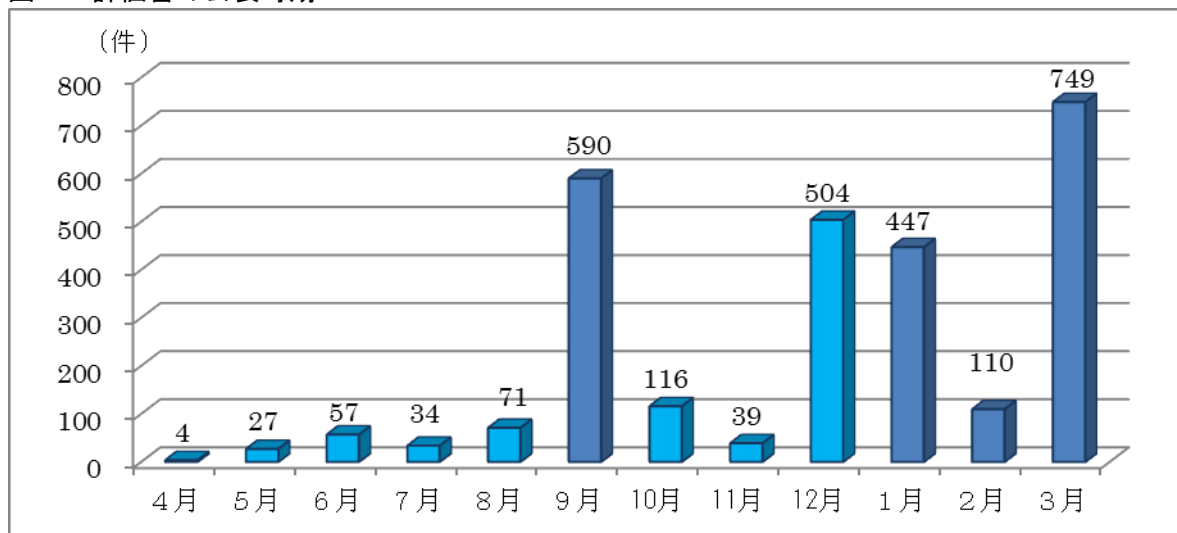


表11 評価書の公表時期

(単位: 件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成23年										24年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内閣府	40	0	0	0	0	0	15	21	0	0	0	1	3	
宮内庁	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	
国家公安委員会・ 警察庁	53	0	0	0	29	0	3	0	0	0	0	7	14	
金融庁	48	0	0	1	1	1	33	0	2	0	7	0	3	
消費者庁	13	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	2	1	
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	60	0	0	0	0	0	48	4	0	0	0	1	7	
公害等調整委員会	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	
法務省	16	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	
外務省	101	1	2	17	4	51	3	0	3	1	1	3	15	
財務省	32	0	0	31	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
文部科学省	68	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	20	
厚生労働省	654	1	0	1	0	3	53	6	0	503	0	82	5	
農林水産省	410	0	20	6	0	0	78	0	0	0	0	1	305	
経済産業省	91	0	0	0	0	0	82	1	2	0	0	3	3	
国土交通省	1,067	1	5	0	0	12	186	34	15	0	439	10	365	
環境省	51	1	0	1	0	2	4	42	1	0	0	0	0	
防衛省	31	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	8	
計	2,748	4	27	57	34	71	590	116	39	504	447	110	749	

(注) 1 平成24年度予算概算要求については、「平成24年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令」(平成23年政令第264号)により、23年9月30日が要求期限とされた。

2 農林水産省及び国土交通省の平成24年3月の件数には、平成24年度予算の成立に合わせて24年4月6日に公表された個別公共事業の評価書が含まれている。

(3) 政策への反映状況

事前評価・事後評価別に政策評価の結果の政策への反映状況をみると、表12及び表13のとおりである。

[「政策への反映状況(事前評価)」のポイント]

事前評価の結果、平成24年度予算概算要求に反映したものは249件である。これらのうち、評価結果を踏まえ、政策を維持することとしたものが大部分であるが、政策の所要の見直しを行ったもの(評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったもの)は5件となっている。

(表12)

表12 政策への反映状況（事前評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	個別公共事業（官庁営繕事業等を含む。）を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	租税特別措置等を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等対象	計
評価実施件数	167	294	58	92	141	25	31	808
政策評価の結果の政策への反映件数	167 (112)	294 (46)	58 (36)	92 (0)	141 (0)	25 (25)	31 (30)	808 (249)
うち評価対象政策の見直し等	0	0	0	0	0	0	5	5

（注）1 表中の（ ）内は、平成24年度予算概算要求に反映した件数である。

また、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したほかに平成23年度に更に政策への反映を行った件数は24件である。

2 上記のほか、政策評価の結果、平成24年度機構・定員要求に反映したものは14件（機構要求3件、定員要求14件）である。

3 「評価対象政策の見直し等」とは、評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったものである。

〔「政策への反映状況（事後評価）」のポイント〕

- 事後評価の結果、これまでの取組を引き続き推進しているものは959件、評価対象政策の改善・見直しを実施しているものは168件、評価対象政策を廃止、休止又は中止しているものは17件となっている。
- 一般分野の政策についてみると、評価結果は、全て予算要求や政策に反映しており、うち政策の見直し等を実施した割合は、39.4%（388件中153件）（昨年度43.5%）となっている。
- 評価対象政策の改善・見直しを実施しているもののうち、評価対象政策の重点化等を行っているもの47件、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止を行っているもの12件となっている。

（図7、表13）

図7 政策への反映状況（一般分野の政策における反映結果別割合）

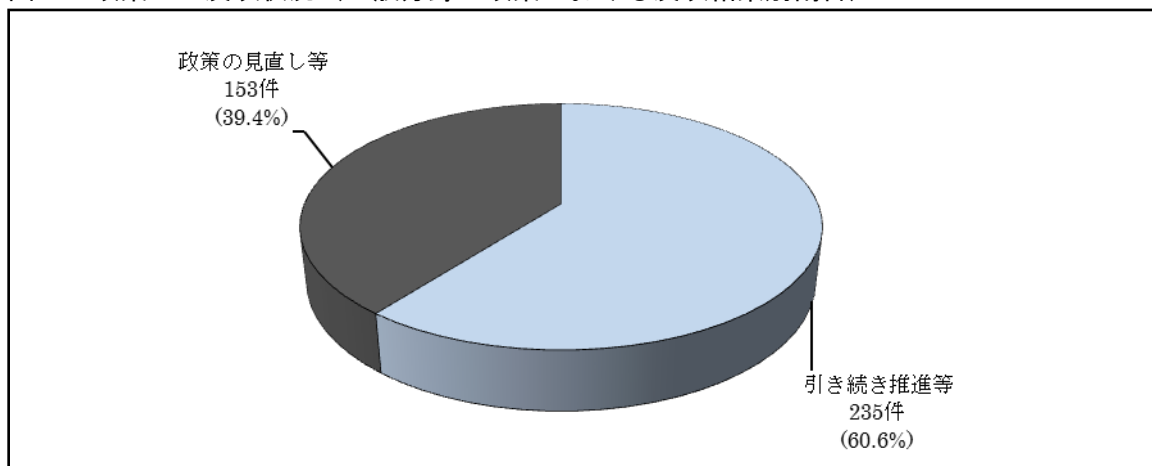


表 13 政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価	一般分野の政策				規制を対象に評価	租税特別措置等を対象に評価	未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価（事業評価方式等）	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）	計
		行政の幅広い分野を対象に定期的に評価（実績評価方式等）	特定のテーマを対象に適期に評価（総合評価方式等）	個別の継続事業等を対象に評価（事業評価方式等）						
評価実施件数	1,144	388	299	46	43	11	25	720	796	1,940
政策評価の結果の政策への反映件数	1,144 (1,026)	388 (306)	299 (262)	46 (29)	43 (15)	11 (0)	25 (0)	720 (720)	796	1,940
これまでの取組を引き続き推進	959 (865)	235 (177)	172 (154)	26 (9)	37 (14)	11 (0)	25 (0)	688 (688)	—	—
評価対象政策の改善・見直しを実施	168 (144)	153 (129)	127 (108)	20 (20)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	—	—
評価対象政策の重点化等	47 (44)	47 (44)	33 (30)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	12 (12)	11 (11)	10 (10)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	—	—
評価対象政策を廃止、休止又は中止	17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	—	—
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—

- (注) 1 表中の（ ）内は、平成24年度予算概算要求等（24年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等）に反映した件数である。
- 2 上記のほか、政策評価の結果、平成24年度機構・定員要求に反映したものは126件（機構要求42件、定員要求123件）である。
また、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行った件数は1件である。
- 3 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む。
なお、「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、(i)評価対象政策の改善・見直し（政策の拡充等）を行っているもの、(ii)評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、(iii)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止のみを行っているもの、(iv)評価対象政策の重点化等及び一部の廃止、休止又は中止の両方を行っているものがある。
- 4 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合等による効率化等により改善・見直しを行ったものである。
- 5 「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数には、一部重複がある。
- 6 「完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）」とは、研究開発課題、個別公共事業等に係る政策評価で、既に事業等が完了又は終了した事業等を対象としてその政策効果の発現状況等を評価したものであり、今後、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して評価結果が反映される。
- 7 「未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価（事業評価方式等）」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省（行政評価局）は、前述のとおり、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うものとされている（4ページ参照）。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成23年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、23年5月策定の行政評価等プログラムにおいて、以下のような事項を定めている。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）については、重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
- 平成23年度から25年度までの3年間に実施する評価のテーマ
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価
 - ・ 消費者取引対策の適正化に関する政策評価
 - ・ 高齢者、障がい者の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価
- 平成23年度に実施する評価のテーマ
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価
- ※ 既に実施中のもの（総合性確保評価）
 - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
 - ・ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成24年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、24年4月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

平成23年度における統一性又は総合性を確保するための評価については、3テーマを実施した。これらのうち、2テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表し、その他の1テーマについては、評

価を実施中である（平成24年4月末現在）。また、平成22年度から23年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、1テーマについては、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況は表14のとおりである。

表14 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施、評価結果の政策への反映の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の防止等に関する政策評価（平成24年1月20日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待の防止等に関する政策については、 <ol style="list-style-type: none"> ① 児童虐待相談対応件数は増加の一途 ② 虐待死亡児童数は減少していない ③ 「発生予防」、「早期発見」、「早期対応から保護・支援」、「関係機関の連携」の各施策における効果の発現状況をみても、早期対応から保護・支援については一定の効果がみられるものの、残りの施策についてはいずれも不十分であることから、政策全体としての効果の発現は不十分であり、各施策における問題・課題を解消するための措置を勧告した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（平成24年4月20日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法曹人口の拡大により、弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消など国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備など一定の効果あり。 ○ 一方、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討、法科大学院における教育の質の向上、法科大学院の入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討等の課題があり、そのための改善方策を勧告した。
評価を実施中の1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 	
評価の結果の政策への反映が図られた1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの利活用に関する政策評価（平成23年2月15日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでのバイオマスタウンの取組状況を踏まえ、市町村による取組効果の定期的・自主的な検証に資するための「市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル骨子案」を関係市町村に提示し、計画の実現性を確保する取組等が行われた。

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

平成 23 年度においては、表 15 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表15 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成23年度における点検活動の実施状況
<p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が平成 24 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、各行政機関からの補足説明をも踏まえて点検を実施。 ○ 対象とした政策評価は、12 の行政機関に係る 165 件であり、平成 23 年 11 月 8 日に点検結果を税制調査会に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の結果、149 件の評価について課題を指摘。 ○ 今後の課題として、特に租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報である有効性（費用対効果）について分析・説明を充実させるとともに、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘されたものについて、評価の修正・やり直し等を含め適切な説明を行う必要があることを提起。
<p>【規制の事前評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、点検を実施。 ○ 対象とした政策評価は、10 の行政機関に係る 111 件であり、随時、点検結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の結果、85 件の評価について課題を指摘。 ○ 指摘した主な課題は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減することが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。 ・費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、その関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
<p>【公共事業に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価について、点検を実施。 <p>(1) 平成 22 年度の政策評価の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象とした政策評価は、4 の行政機関に係る 11 事業 124 件であり、このうち、評価の妥当性に疑問が生じたものについて、事実関係の把握・整理を行い、平成 23 年 8 月 26 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の結果、個別に課題を指摘した評価は 52 件であり、また、5 事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。 ○ 各行政機関においては、指摘を踏まえ、評価書の修正や費用対効果分析マニュアルの改定などの改善措置等が講じられることとなった。 ○ 事実関係を把握・整理した結果見いだされた一般的な課題について、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果分析マニュアルについて、策定から長期にわたって改定されておらず、現行の制度に対応していないものなどがみられるので、その内容に不備がないか、必要な見直しを常に行うことが求められる。 ・費用対効果分析を行うに当たっては、計上すべき便益及び費用が全て計上されているか、計上すべきでない便益及び費用が計上されていないかについて、十分留意する必要がある。 <p>(2) 平成 23 年度の政策評価の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象とした政策評価は、3 の行政機関に係る 10 事業 51 件であり、このうち、評価の妥当性に疑問が生じたものについて、事実関係の把握・整理を行い、平成 24 年 3 月 30 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の結果、個別に課題を指摘した評価は 11 件であり、また、4 事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。 ○ 各行政機関においては、指摘を踏まえ、評価書の修正や費用対効果分析マニュアルの改定などの改善措置等が講じられることとなった。

平成23年度における点検活動の実施状況

【平成19年度重要対象分野のフォローアップ】

政策評価・独立行政法人評価委員会では、平成19年度に政策評価の重要対象分野とされた、①少子化社会対策関連施策及び②若年者雇用対策に関し、関係行政機関が行った政策評価について、課題を取りまとめ、20年11月に総務大臣に答申を行った。これらの政策に関して平成22年度に行われた関係行政機関の政策評価等について、答申において示された課題への対応状況のフォローアップを21年度に続き実施し、23年5月30日にフォローアップ結果を関係行政機関に通知し、公表。

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 23 年 4 月 1 日決定） 平成 23 年 12 月 7 日一部改正 平成 24 年 3 月 21 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 81 施策 総合評価方式： 実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等。 実績評価方式： 内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業。 事業評価方式： 事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。））、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 23 年 12 月 7 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：22 政策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としてようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：4件 (規制) 〔表1-3-ア〕	評価の結果、規制の新設が妥当とされたもの	4	評価の結果を踏まえ、規制の新設を行うこととした	4		
	事業評価方式：15件 (租税特別措置等) 〔表1-3-イ〕	評価の結果、租税特別措置等の新設、拡充又は延長が妥当とされたもの	15	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	15		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：21件 〔77施策〕 (成果重視事業1施策含む) 〔表1-3-ウ〕	達成・概ね達成	66	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	17	
			未達成	5		概算要求に反映	16
		〔実績評価方式：22件〕 〔表1-3-エ〕	達成に向けて進展	4	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	機構・定員要求に反映	4
			達成に向けて課題	1		機構要求に反映	1
			測定不能	1		定員要求に反映	4
						政策の重点化等	3
	政策の一部の廃止、休止又は中止	1					
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 4 政策について評価を実施し、その結果を平成 24 年 2 月 6 日及び 3 月 29 日に「地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置に係る規制の事前評価書」、「地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置において届出対象となる面積要件及び届出様式等を定める規制の事前評価書」、「子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」及び「総合こども園の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置
2	地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を有償譲渡しようとする場合の届出義務が課せられる土地の面積要件及び届出の様式等を定める規制
3	子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置
4	総合こども園の創設に伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 1-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 15 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	金融業務特別地区における税制上の特別措置
2	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例（国税、地方税）
3	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長
4	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）
5	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業
6	特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例
7	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置
8	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置
9	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置
10	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置
11	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却
12	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
13	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
14	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設
15	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 1-4-(2) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 21 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 10 月 24 日に「平成 22 年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	市民活動の促進	引き続き推進
2	公文書等の保存及び利用の取組	改善・見直し
3	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	引き続き推進
4	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	引き続き推進
5	経済財政政策の推進	引き続き推進
6	地域活性化の推進	引き続き推進
7	科学技術政策の推進	引き続き推進
8	防災政策の推進	改善・見直し
9	沖縄政策の推進	改善・見直し
10	共生社会実現のための施策の推進	引き続き推進
11	栄典事務の適切な遂行	引き続き推進
12	男女共同参画社会の形成の促進	改善・見直し
13	食品の安全性の確保	引き続き推進
14	原子力利用の安全確保	引き続き推進
15	公益法人制度改革等の推進	引き続き推進
16	経済社会総合研究の推進	引き続き推進
17	迎賓施設の適切な運営	引き続き推進
18	北方領土問題の解決の促進	引き続き推進
19	国際平和協力業務等の推進	引き続き推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	引き続き推進
21	官民人材交流センターの適切な運営	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 1-4-(3) 参照。
2 No. 16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業 1 施策を含む。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 22 政策を対象として評価を実施中（平成 24 年 8 月公表予定）。

表 1-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	市民活動の促進
2	適正な公文書管理の実施
3	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
4	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
5	経済財政政策の推進
6	地域活性化の推進
7	地域主権改革の推進
8	科学技術政策の推進
9	防災政策の推進
10	沖縄政策の推進
11	共生社会実現のための施策の推進

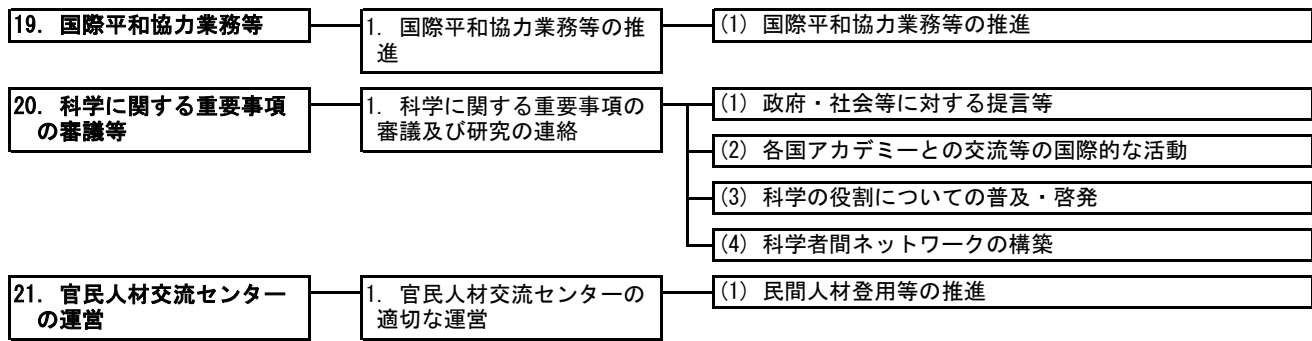
12	栄典事務の適切な遂行
13	男女共同参画社会の形成の促進
14	食品の安全性の確保
15	原子力利用の安全確保
16	公益法人制度改革等の推進
17	経済社会総合研究の推進
18	迎賓施設の適切な運営
19	北方領土問題の解決の促進
20	国際平和協力業務等の推進
21	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
22	官民人材交流センターの適切な運営

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

政策分野	政策	施策
1. 市民活動促進	1. 市民活動の促進	(1) 市民活動の促進
2. 公文書館関連政策	1. 公文書等の保存及び利用の取組	(1) 公文書館制度の推進
3. 政府広報・広聴	1. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査
4. 遺棄化学兵器廃棄処理	1. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の発掘・回収
5. 経済財政政策	1. 経済財政政策の推進	(1) 道州制特区の推進 (2) 政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (3) 対日直接投資の増進 (4) 緊急雇用対策の実施 (5) 企業再生支援機構の監督体制等の整備 (6) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (7) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (8) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (9) 「新しい公共」に関する施策の推進 (10) 国内の経済動向の分析 (11) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (12) 海外の経済動向の分析
6. 地域活性化政策	1. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 構造改革特区計画の認定 (3) 地域再生計画の認定 (4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (5) 地域再生支援利子補給金の支給 (6) 地域活性化交付金の配分計画の策定
7. 科学技術政策	1. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）
8. 防災政策	1. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進
9. 沖縄政策	1. 沖縄政策の推進	(1) 駐留軍用地跡地利用の推進 (2) 沖縄の離島の活性化 (3) 沖縄振興計画の推進に関する調査 (4) 沖縄における産業振興 (5) 沖縄における社会資本等の整備 (6) 沖縄の特殊事情に伴う特別対策 (7) 沖縄の戦後処理対策

10. 共生社会政策	1. 共生社会実現のための施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン） (2) 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画） (3) 子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン） (4) 子ども・子育て支援、仕事と生活の調和、子ども・若者育成支援に関する調査研究・人材育成等 (5) 食育の総合的推進（食育推進基本計画） (6) 食育に関する調査研究等 (7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱） (8) 高齢社会対策に関する調査研究・参画促進 (9) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する調査研究等 (10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画） (11) 障害者施策に関する調査研究・連携推進等 (12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画） (13) 交通安全対策に関する調査研究・人材育成等 (14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画） (15) 犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等 (16) 自殺対策の総合的推進 (17) 自殺対策に関する調査研究・人材育成等 (18) 青年国際交流の推進
11. 栄典事務の遂行	1. 栄典事務の適切な遂行	<ul style="list-style-type: none"> (1) 栄典事務の適切な遂行
12. 男女共同参画社会の形成の促進	1. 男女共同参画社会の形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画施策の総合的推進（男女共同参画基本計画） (2) 男女共同参画に関する普及・啓発 (3) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携 (4) 国際交流・国際協力の促進 (5) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組 (6) 女性の参画の拡大に向けた取組
13. 食品安全政策	1. 食品の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品健康影響評価技術研究の推進 (2) 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進
14. 原子力安全確保政策	1. 原子力利用の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力利用の安全確保に係る施策の遂行
15. 公益法人制度改革等	1. 公益法人制度改革等の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公益法人制度改革等の推進
16. 経済社会総合研究	1. 経済社会総合研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済社会活動の総合的研究 (2) 国民経済計算 (3) 人材育成、能力開発 (4) 経済財政政策関係業務システムの最適化（成果重視事業）
17. 迎賓施設の運営	1. 迎賓施設の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> (1) 迎賓施設の適切な管理・運営
18. 北方領土問題の解決の促進	1. 北方領土問題の解決の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進



(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h23/taiou_h23.pdf)参照

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成19年3月12日策定） 平成21年8月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成23年度宮内庁政策評価実施計画（平成23年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	事業評価方式：2件 〔表2-3-ア〕	必要性、有効性、効率性が認められる	2	評価結果を踏まえ、引き続き推進することとした 【引き続き推進】	2
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 2－3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成 22 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 8 月 31 日に「事業評価書（事後評価）」として公表。

表 2－3－ア 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	宮内庁の広報活動の推進	引き続き推進
2	I Tを活用した正倉院宝物の紹介	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 2－4－(1) 参照。

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価等に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 23 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 23 年 3 月 30 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：7 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：7件 〔表3-3-ア〕 ≪実績評価方式：1件≫ 〔表3-3-イ〕	これまでの取組を引き続き進める	7 ≪1≫	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	
					【引き続き推進】	
					概算要求に反映	7 ≪1≫
					機構・定員要求に反映	3
					機構要求に反映	1
定員要求に反映	3					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) ≪ ≫ は、「平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成 23 年 3 月 30 日に公表し、「平成 22 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 7 施策を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成 23 年 10 月 5 日に公表。

表 3-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 1 独占禁止法違反行為に対する措置等		
1	企業結合の迅速かつ的確な審査	引き続き推進
2	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	引き続き推進
施策 2 下請法違反行為に対する措置等		
3	取引慣行等の適正化	引き続き推進
4	下請法の的確な運用	引き続き推進
施策 3 競争政策の広報・広聴活動等		
5	競争政策の広報・広聴	引き続き推進
6	海外の競争当局等との連携の推進	引き続き推進
7	競争的な市場環境の創出	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 3-4-(1) 参照。

(2) 以下の 1 施策は、「平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成 23 年 3 月 30 日に公表し、「平成 22 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として 24 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 3-3-イ 実績評価方式により平成 22 年度以前に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	審判手続	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 3-4-(2) 参照。

別表

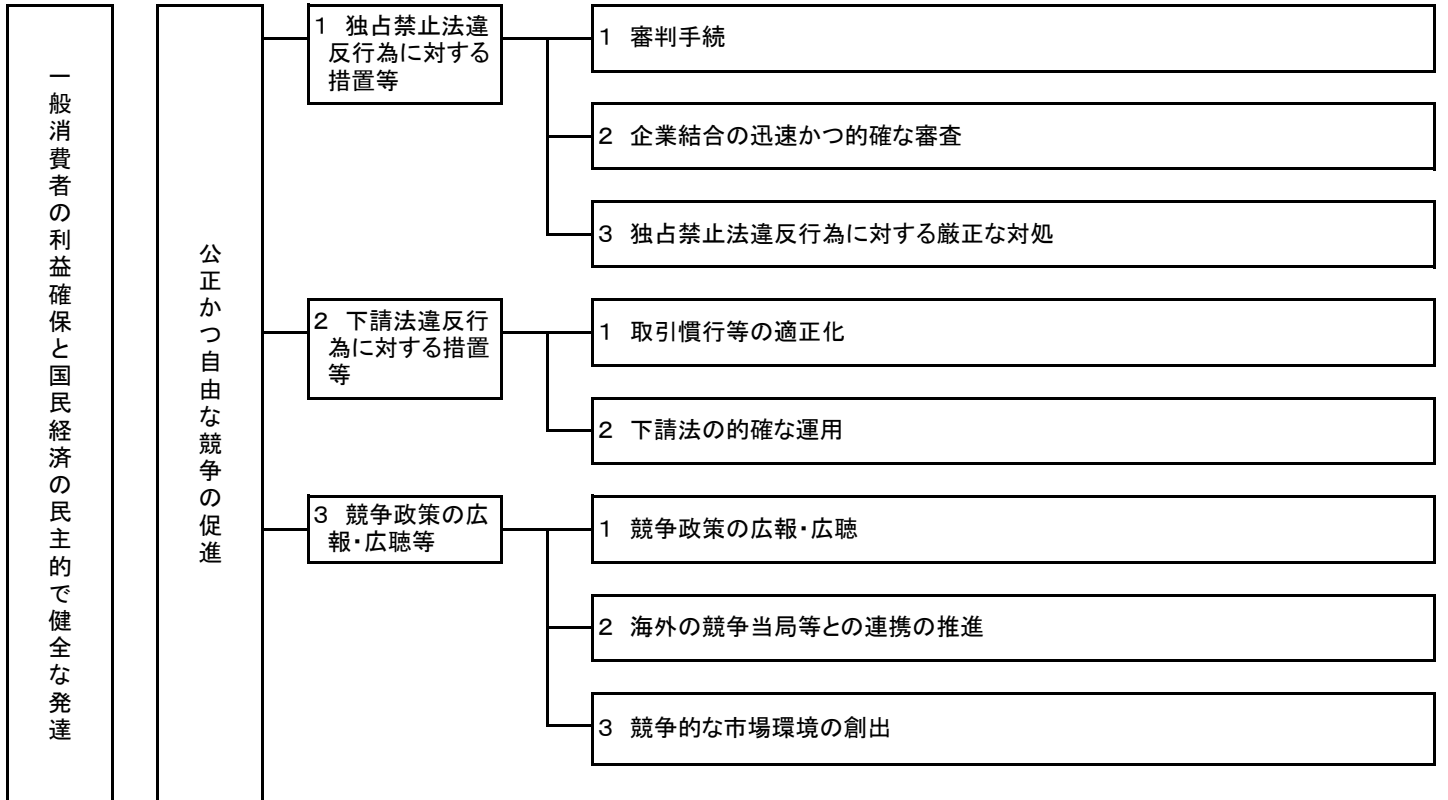
政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本目標

政策

施策



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/info/seisakuyosan24.pdf>)参照

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定） 平成22年3月18日改訂 平成22年7月8日改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年1月1日から24年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で実施する。 事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。 総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：17政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下、「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトに国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成23年度政策評価の実施に関する計画（平成23年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成22年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成23年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価を実施（24年度に評

		価書を作成)。 ○ 事業評価：2つの事業及び11の規制について評価書を作成。 ○ 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と29の業績目標について定めた「平成23年度実績評価計画書」（平成23年3月）を策定している。

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：7件 (規制) 〔表4-3-ア〕	規制の新設は妥当	7	評価結果を踏まえ、新規規制を内容の一部とする改正法案を国会へ提出	7	
	事業評価方式：3件 (租税特別措置等) 〔表4-3-イ〕	必要性等は認められる	3	評価結果を踏まえ、税制改正要望を提出	3	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：29件 〔表4-3-ウ〕	達成	6	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】 概算要求に反映 27 機構・定員要求に反映 18 機構要求に反映 4 定員要求に反映 18	29
		{ 7の基本目標と29の業績目標 } 〔表4-3-エ〕	おおむね達成	20		
			達成が十分とは言い難い	3		
	総合評価方式：1つの行政課題 〔表4-3-オ〕	これまでの取組を引き続き進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】 概算要求に反映 1	1	
	事業評価方式：11件 (規制) 〔表4-3-カ〕	新設された規制は妥当	11	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	11	
	事業評価方式：2件 (事業) 〔表4-3-キ〕	これまでの取組を引き続き進める	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	2	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 7 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 2 月 21 日及び 2 月 28 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 4-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正	
1	識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正	
2	暴力的要求行為として規制する行為の追加
3	準暴力的要求行為の規制の拡大
4	対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置
5	賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加
6	縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止
7	暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 4-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 4-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 (警察の船舶の用途)
2	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 (警察通信施設の非常電源の用途)
3	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 (指定自動車教習所の教習用車両の用途)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 4-4-(2) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 7 の基本目標と 29 の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 7 月 21 日に「平成 22 年度実績評価書」として公表。

表 4-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	引き続き推進
3	少年非行の防止	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	引き続き推進

5	良好な生活環境の保持	引き続き推進
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	引き続き推進
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	引き続き推進
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
8	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
11	振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化	引き続き推進
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進	引き続き推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化		
14	暴力団の存立基盤の弱体化	引き続き推進
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	引き続き推進
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	引き続き推進
17	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
18	犯罪収益対策の推進	引き続き推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保		
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
20	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	引き続き推進
23	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標5 国の公安の維持		
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	引き続き推進
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
26	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実		
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標7 安心できるIT社会の実現		
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表4-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と29の業績目標について評価を実施中（平成24年度中に公表予定）。

表4-3-エ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

11	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できるIT社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 1 つの行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「総合評価書 振り込め詐欺対策の推進」として公表。

表 4-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	振り込め詐欺対策の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 4-4-(4) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 11 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）により新設された規制」、「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制」及び「事業評価書 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制」として公表。

表 4-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（規制）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）により新設された規制		
1	風俗営業の許可の欠格事由等の追加	引き続き推進

2	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け	引き続き推進
3	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務	引き続き推進
4	派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加	引き続き推進
5	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用	引き続き推進
6	警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加	引き続き推進
7	客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止	引き続き推進
8	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止	引き続き推進
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制		
9	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加	引き続き推進
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制		
10	準空気銃の所持の禁止	引き続き推進
11	猟銃の所持許可の欠格事由の追加	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表4-4-(5)参照。

- （5）事業評価方式を用いて、「平成23年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の2つの事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年3月29日に「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」及び「事業評価書 指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」として公表。

表4-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	引き続き推進
2	指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表4-4-(6)参照。

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺(恐喝)の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進 6 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 4 来日外国人犯罪対策の強化 5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h23_seisaku_yosan.pdf)参照

金融庁

《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定） 平成22年3月31日一部改正 平成22年8月24日一部改正 平成23年6月24日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年7月1日から24年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 (1) 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） (2) 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策） (3) 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） (4) 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（(1)を除く） (5) (1)に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、租税特別措置等に係るガイドライン等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成23年度金融庁政策評価実施計画（平成23年6月24日策定） 平成23年9月30日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：24施策 ○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成23年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成23年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3	該当する政策なし

	号に区分されるもの)	
--	------------	--

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数				
事前評価	事業評価方式：15件 (規制) 〔表5-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	15	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した（提出する予定）	7				
				2 評価結果を踏まえ、政令等を制定又は改正した（改正する予定）	8				
	事業評価方式：4件 (租税特別措置等) 〔表5-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	4	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った		4			
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：24件 〔表5-3-ウ〕 〔実績評価方式：24件〕 〔表5-3-エ〕	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	9				
						概算要求に反映	6		
						機構・定員要求に反映	6		
						機構要求に反映	5		
						定員要求に反映	5		
			15	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	15	2 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	15		
								概算要求に反映	9
								機構・定員要求に反映	5
								機構要求に反映	4
								定員要求に反映	5
事業評価方式：2件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-オ〕	取組を引き続き推進	実施は妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	1				
			1	事業は終了しているが、評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	1				
	事業評価方式：3件 (租税特別措置等) 〔表5-3-カ〕	取組を引き続き推進		3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	3			
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—				
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—				
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—						

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の15政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年6月24日、7月8日、8月30日、11月4日、24年1月6日、1月13日、1月26日、3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公募増資に係る空売り規制
2	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の見直し
3	不動産投資活性化等のための資産流動化スキームに係る規制の弾力化
4	プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
5	学校法人向けシンジケートローンの金融商品取引法の適用除外
6	一般法人化した一定の旧特例民法法人に対する貸金業法上の適用除外の延長
7	保険業法の適用除外に係る規制の見直し
8	公認会計士資格取得の要件となる実務従事の対象の拡充
9	外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し
10	同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託
11	保険契約の移転に係る規制のあり方を見直し
12	保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃
13	「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備
14	店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の利用の義務付け
15	インサイダー取引規制の見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表5-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	自動発注サーバに係る非課税措置の創設
2	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し
3	投資法人等に係る均等割の減免措置の導入
4	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表5-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の24施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成22年度実績評価書」として公表。

表5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保		
施策目標1 金融機関が健全に経営されていること		
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	引き続き推進
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	改善・見直し
施策目標2 金融システムの安定が確保されていること		
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	引き続き推進
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援	引き続き推進
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護		
施策目標1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること		
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	改善・見直し
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	改善・見直し
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	改善・見直し
施策目標2 公正、透明な市場を確立し維持すること		
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	改善・見直し
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	改善・見直し
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着	改善・見直し
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	引き続き推進
14	公認会計士監査の充実・強化	改善・見直し
基本目標Ⅲ 円滑な金融等		
施策目標1 活力のある市場を構築すること		
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着	改善・見直し
16	決済システム等の整備・定着	引き続き推進
17	専門性の高い人材の育成等	改善・見直し
18	個人投資家の参加拡大	改善・見直し
施策目標2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること		
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着	改善・見直し
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進	引き続き推進
施策目標3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること		
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
（業務支援基盤整備に係る施策）		
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
24	専門性の高い調査研究分析の実施	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表5-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象に評価を実施中（平成 24 年 8 月公表予定）。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保	
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること	
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること	
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
5	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護	
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること	
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保
14	公認会計士監査の充実・強化
基本目標Ⅲ 円滑な金融等	
施策目標 1 活力のある市場を構築すること	
15	多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備
16	決済システム等の整備・定着
17	専門性の高い人材の育成等
18	個人投資家の参加拡大
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上
(業務支援基盤整備に係る施策)	
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施
23	行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進
24	専門性の高い調査研究分析の実施

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 23 年度に効果が発現する事業のうち以下の 1 事業及び以下の 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度事業評価書」として公表。

表5-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築	—
2	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表5-4-(4)参照。
2 No.1は、事業終了後の評価を実施したものである。

(4) 「平成23年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表5-3-カ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

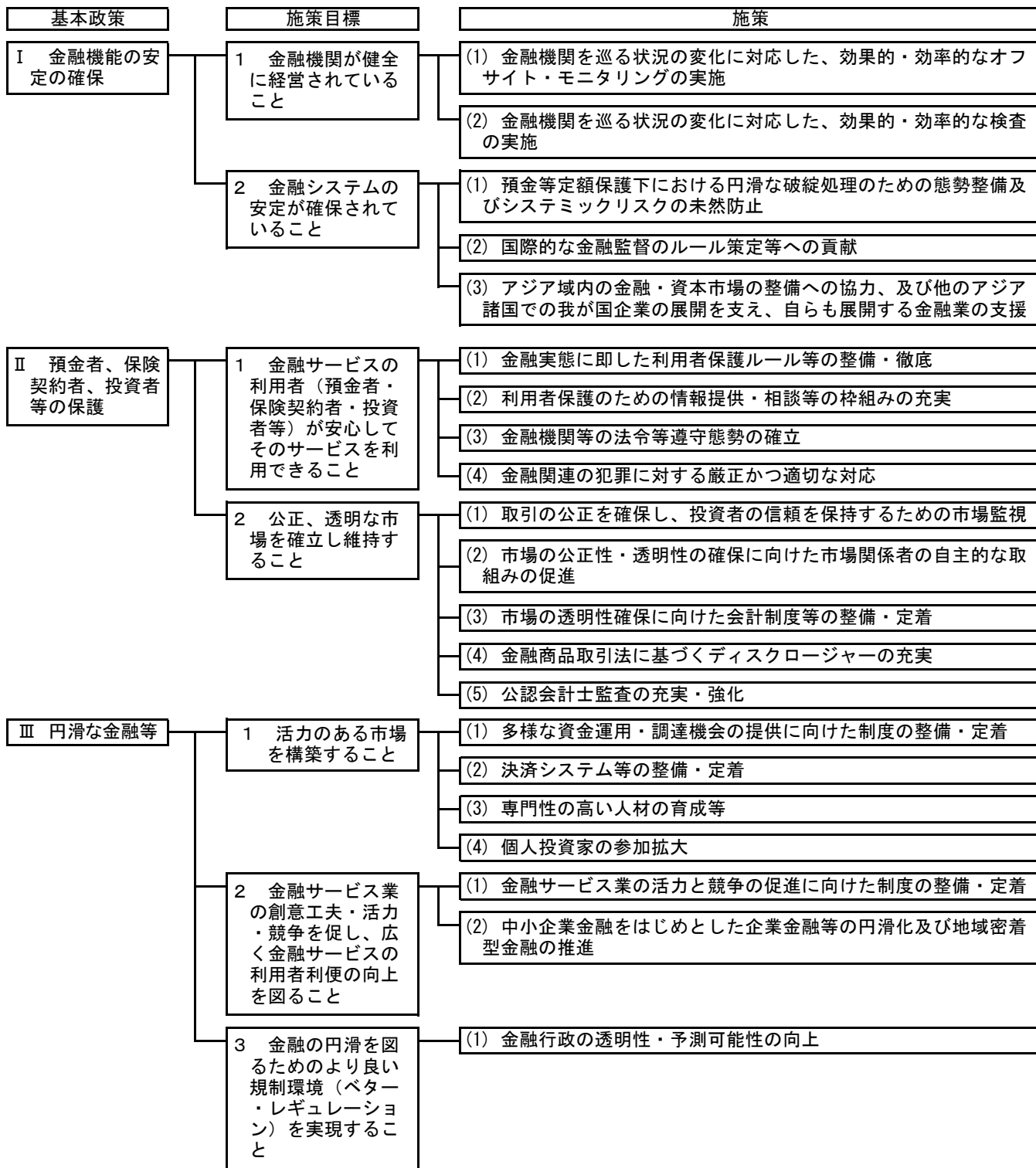
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	引き続き推進
2	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構)	引き続き推進
3	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表5-4-(5)参照。

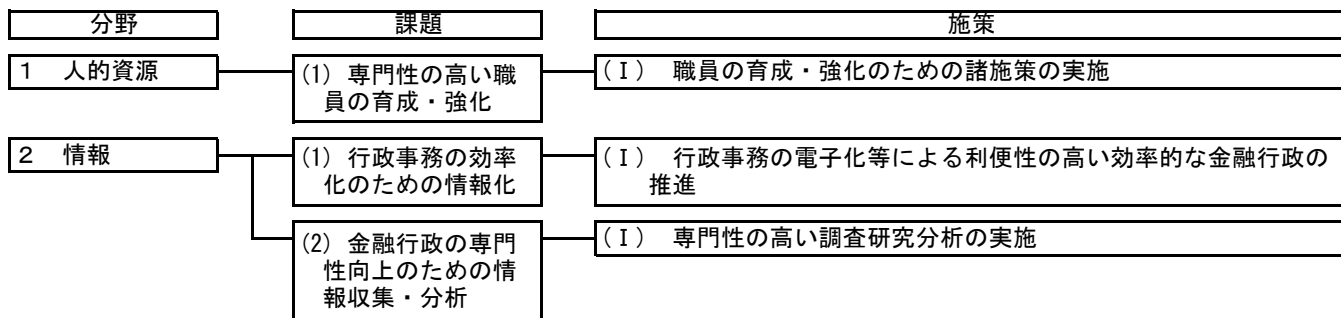
別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(業務支援基盤整備に係る施策)



(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku23.pdf>)参照

消費者庁

《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日決定） 平成22年10月7日一部改正、平成23年11月4日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成23年度消費者庁政策評価実施計画（平成23年11月18日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：12施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価		事業評価方式：3件 (規制) 〔表6-3-ア〕	本規制案は、便益が費用を上回り、他の代替案に比べ便益が最も大きくなるため、妥当といえる。	3	評価結果を踏まえ、評価対象政策を盛り込んだ法案を国会に提出した	3
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：10件 〔表6-3-イ〕 {実績評価方式：12件} 〔表6-3-ウ〕	各施策とも進捗があったものと評価できる。	10	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2
					概算要求に反映	2
					機構・定員要求に反映	2
					機構要求に反映	1
					定員要求に反映	2
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	8
					概算要求に反映	7
機構・定員要求に反映	4					
機構要求に反映	2					
定員要求に反映	4					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年2月14日及び3月2日に「規制の事前評価書」として公表。

表6-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	消費者安全法の一部を改正する法律案
1	消費者安全調査委員会（仮称）の設置
2	財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化
	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案
3	貴金属等の訪問購入に関する規制の強化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表6-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成22年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の10施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成22年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表6-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整	改善・見直し
2	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進	改善・見直し
3	個人情報保護に関する施策の推進	改善・見直し
4	財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供	改善・見直し
5	地方消費者行政の推進	引き続き推進
6	消費者の安全確保のための施策の推進	改善・見直し
7	消費者取引対策の推進	引き続き推進
8	物価対策の推進	改善・見直し
9	消費者表示対策の推進	改善・見直し
10	食品表示対策の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表6-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成23年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の12施策を対象として評価を実施中（平成24年8月公表予定）。

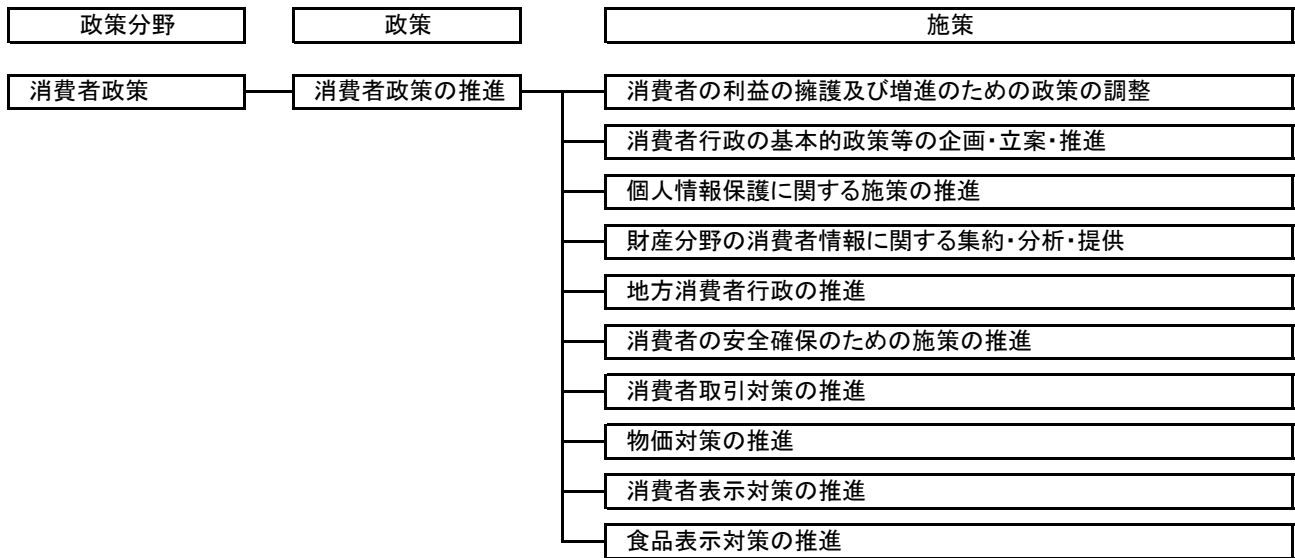
表 6 - 3 - ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	消費者政策の調整
2	基本的な消費者政策の企画・立案・推進
3	消費者事故等の情報の集約・分析・対応
4	消費生活に関する制度の企画・立案・推進
5	個人情報保護に関する施策の推進
6	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
7	物価対策の推進
8	地方消費者行政の推進
9	消費者の安全確保のための施策の推進
10	消費者取引対策の推進
11	消費者表示対策の推進
12	食品表示対策の推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/23seisakuyosan.pdf>)参照

復興庁

《復興庁》

表 7-1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	—	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	—
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	—
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	—

表 7-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 7-3 復興庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

総務省

《総務省》

表 8 - 1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定） 平成21年3月31日改正 平成22年3月30日改正 平成23年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成23年度総務省政策評価実施計画（平成23年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策（その他に成果重視事業6件）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：12件 (研究開発課題) 〔表8-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	12	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	12	
				概算要求に反映	12	
	事業評価方式：12件 (規制) 〔表8-3-イ〕	必要性等が認められる	12	評価結果を踏まえ、法令等に反映	12	
	事業評価方式：9件 (租税特別措置等) 〔表8-3-ウ〕	必要性等が認められる	9	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	9	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 〔表8-3-エ〕	着実に取組効果が現れていることが認められる	20	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	14
					概算要求に反映	14
					機構・定員要求に反映	5
					機構要求に反映	1
					定員要求に反映	5
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	6
					概算要求に反映	6
					機構・定員要求に反映	2
					機構要求に反映	1
					定員要求に反映	2
政策の重点化等	2					
政策の一部の廃止、休止又は中止	1					
	事業評価方式：7件 〔表8-3-オ〕	有効性・効率性等が認められる	7	既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	7	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 8-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度予算概算要求を行う以下の 12 の研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 29 日に「平成 23 年度事前事業評価書」として公表。

表 8-3-ア 個別研究開発課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発
2	電磁波エネルギー回収技術の研究開発
3	小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発
4	「モノのインターネット」時代の通信規格実証事業
5	先進的 ICT 国際標準化推進事業
6	次世代衛星放送システムのための周波数有効利用促進技術の研究開発
7	災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発
8	ミリ波帯ワイヤレスアクセスネットワーク構築のための周波数高度利用技術の研究開発
9	複数周波数帯の動的利用による周波数有効利用技術の研究開発
10	マルチバンド・マルチモード対応センサー無線通信基盤技術の研究開発
11	90GHz 帯リニアセルによる高精度イメージング技術の研究開発
12	利用環境の変化に応じた電波資源拡大のための研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 8-4-(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 12 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 10 月 20 日、24 年 2 月 21 日、3 月 2 日、3 月 9 日及び 3 月 23 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 8-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	危険物の追加
2	エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る技術上の基準
3	浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準
4	消防活動阻害物質の追加
5	第二種指定電気通信設備の指定の基準値の変更
6	共同防火・防災管理制度の整備
7	火災の調査に関する制度の整備
8	検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収等の命令権の創設
9	自主表示対象機械器具等の検査体制の整備
10	電気通信業務用基地局の開設計画の認定を受ける者を入札又は競りにより決定する制度整備
11	蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例基準
12	予防規程に定めなければならない事項の追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 8-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の9の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成23年度政策評価書（租税特別措置等に係る政策の事前評価書）」として公表。

表8-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	通信・放送システム災害対策促進税制の創設【国税】
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）【国税】
3	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置【地方税】
4	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）【国税】
5	中小企業投資促進税制の拡充・延長【地方税】
6	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【国税】
7	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長【地方税】
8	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置【国税】
9	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置【地方税】

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表8-4-(3)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の20政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成23年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表8-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	改善・見直し
2	適正な行政管理の実施	引き続き推進
3	行政評価等による行政制度・運営の改善	改善・見直し
4	地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	引き続き推進
5	地域力創造	引き続き推進
6	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	引き続き推進
7	地域主権型社会を担う地方税制度の構築	引き続き推進
8	選挙制度等の適切な運用	引き続き推進
9	電子政府・電子自治体の推進	改善・見直し
10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	改善・見直し
11	情報通信技術高度利活用の推進	引き続き推進
12	ユビキタスネットワークの整備	改善・見直し
13	情報通信技術利用環境の整備	引き続き推進
14	電波利用料財源電波監視等の実施	引き続き推進
15	ICT分野における国際戦略の推進	引き続き推進
16	郵政行政の推進	改善・見直し
17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	引き続き推進
18	恩給行政の推進	引き続き推進
19	公的統計の体系的な整備・提供	引き続き推進
20	消防防災体制の充実強化	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表8-4-(4)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、以下の7政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成23年度事後事業評価書」として公表。

表8-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後）

No.	評価対象政策
1	超高速光伝送システム技術の研究開発
2	ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発
3	グリーンネットワーク基盤技術の研究開発
4	スパムメールやフィッシング等サイバー攻撃の停止に向けた試行
5	情報漏えい対策技術の研究開発
6	次世代バックボーンに関する研究開発
7	セキュアクラウドネットワーキング技術の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表8-4-(5)参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進
	2 適正な行政管理の実施
	3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等
	5 地域力創造
	6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化
	7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	11 情報通信技術高度利活用の推進
	12 ユビキタスネットワークの整備
	13 情報通信技術利用環境の整備
	14 電波利用料財源電波監視等の実施
	15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	18 恩給行政の推進
	19 公的統計の体系的な整備・提供
	20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000099725.pdf)参照

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 9 - 1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成23年3月22日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成23年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成23年3月22日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策（4目標）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：4件 〔表9-3-ア〕 〔実績評価方式：4件〕 〔表9-3-イ〕	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	4
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—
					概算要求に反映	4

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 9-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策（4 目標）を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 5 日に「行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく評価書（平成 22 年度事後評価書）」として公表。

表 9-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行		
政策 1 公害紛争の処理		
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理	引き続き推進
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等	引き続き推進
政策 2 土地利用の調整		
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整	引き続き推進
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 9-4-(1) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

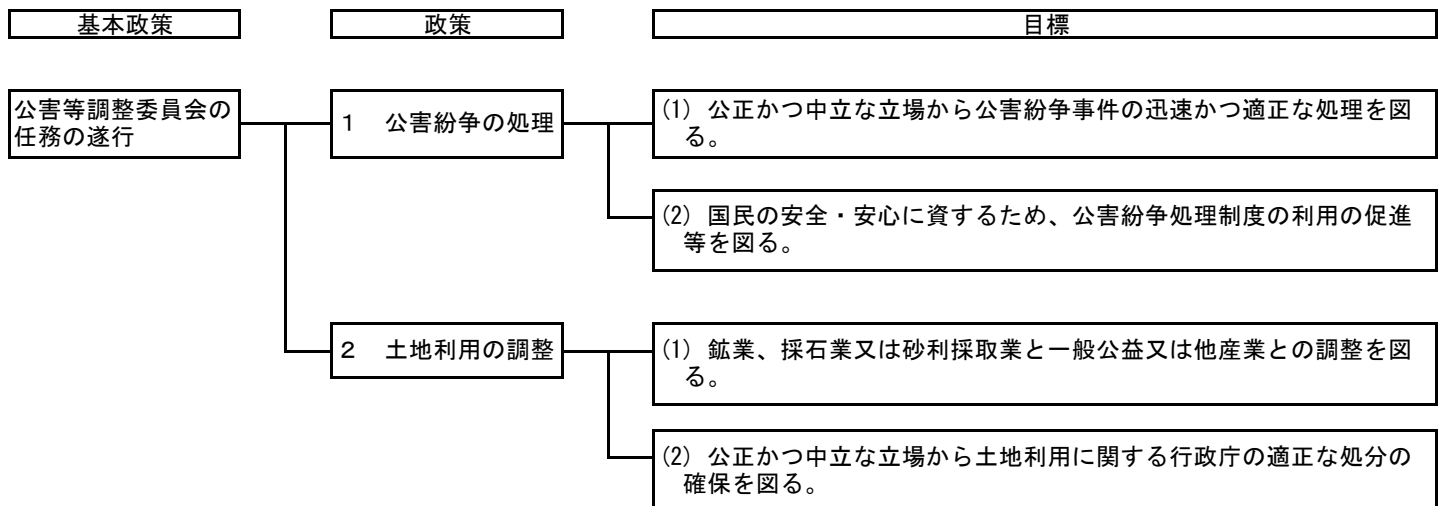
実績評価方式を用いて、「平成 23 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策（4 目標）を対象に評価を実施中（平成 24 年 9 月公表予定）。

表 9-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
政策 1 公害紛争の処理	
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等
政策 2 土地利用の調整	
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000099725.pdf)参照

法務省

《法務省》

表 10-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成23年8月26日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象を選定して行う。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。 予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。 このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成24年3月12日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：4施策 ○ 実績評価：7施策 2 成果重視事業 ○ 総合評価：4施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分さ	該当する政策なし

	れるもの)	
--	-------	--

表 10-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式：5件 〔表10-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	5 評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 概算要求に反映 5		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：8件 (成果重視事業1件含む) 〔表10-3-イ〕 {実績評価方式：9件} (成果重視事業2件含む) 〔表10-3-ウ、エ〕	そのまま継続が妥当	8	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 7 機構・定員要求に反映 2 機構要求に反映 1 定員要求に反映 1	
					2 既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	
				2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 2	
					1	所期の成果を得ることができた
						1
				未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 10-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の5事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成23年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（外国人の犯罪に関する研究）
2	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の処遇に関する研究）
	[VII-14-(2)]
3	施設の整備（松江法務総合庁舎新営工事）
4	施設の整備（山形法務総合庁舎新営工事）
5	施設の整備（国際法務総合センター（仮称）整備事業）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表10-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成22年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	引き続き推進
2	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	引き続き推進
3	保護観察対象者等の改善更生	引き続き推進
4	医療観察対象者の社会復帰	引き続き推進
5	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	引き続き推進
6	債権管理回収業の審査監督	引き続き推進
7	法務行政における国際協力の推進	引き続き推進
8	地図管理業務・システムの最適化事業（成果重視事業）	—

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表10-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び2つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表 10-3-ウ 実績評価方式により事後評価中の政策（施策）

No.	評価対象政策
1	法教育の推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営
3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
4	保護観察対象者等の改善更生
5	医療観察対象者の社会復帰
6	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
7	法務行政における国際協力の推進

(注) 平成24年8月に公表予定。

表 10-3-エ 実績評価方式により事後評価中の政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策
	[Ⅲ-9-(1)]
1	登記情報システム再構築事業
	[Ⅴ-12-(1)]
2	出入国管理業務の業務・システムの最適化

(注) 1 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。
2 No.1は平成24年8月、No.2は26年8月に公表予定。

- (3) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
総合評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成22年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	人権の擁護	引き続き推進
2	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表10-4-(3)参照。

- (4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
総合評価方式を用いて、「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の4施策を対象として評価を実施中。

表 10-3-カ 総合評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
2	人権の擁護
3	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理
4	出入国の公正な管理

(注) No.1は平成27年8月、No.2～3は24年8月、No.4は25年8月に公表予定。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、1つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成22年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後）

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 10-4-(4) 参照。
 2 評価対象政策名の上の [] 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

(6) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 事業等を対象として評価を実施中。

表 10-3-ク 事業評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）
2	法務に関する調査研究（飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究）
	[VII-14-(2)]
3	施設の整備（大阪法務局北出張所新営工事）
4	施設の整備（苫小牧法務総合庁舎整備事業）

- (注) 1 評価対象政策名の上の [] 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。
 2 平成 24 年 8 月に公表予定。

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の推進	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の促進 (3) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分 of 適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000064944.pdf>)参照

外務省

《外務省》

表 11-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改定 平成21年9月24日改定 平成23年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	<p>1 計画期間</p> <p>2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。</p> <p>ア 外交政策一般</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。</p> <p>イ 租税特別措置等</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。また、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p>

		○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成 24 年度（平成 23 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成 23 年 4 月 4 日策定） 平成 23 年 12 月 19 日改定	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7 の基本目標に係る 20 の施策（2 成果重視事業を含む） ○ 49 の具体的施策（3 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：政府開発援助 5 案件 ○ 未了：政府開発援助 14 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数				
事前評価	政府開発援助：58件 〔表 11-3-ア、イ〕 《政府開発援助：19件》 〔表 11-3-ウ〕	実施が妥当	58 《19》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	58 《19》	概算要求に反映	36 《19》		
						事業評価方式：1件（規制） 〔表 11-3-エ〕	規制は適切	1	評価結果を踏まえ、規制の新設または改廃のための手続きを進めた
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：24件 〔表 11-3-オ〕 {総合評価方式：20件} 〔表 11-3-カ〕	目標の達成に向けて相当な進展があった	10	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5	概算要求に反映	5	
							機構・定員要求に反映	5	
							機構要求に反映	1	
							定員要求に反映	5	
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	政府開発援助：2件 〔表 11-3-キ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	1	1		
								中止が妥当	1
		未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：16件 〔表 11-3-ク〕	継続が妥当	16	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	16	16	16

（注） 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 《 》は、平成22年度に評価結果が公表され、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 11-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成23年4月13日、6月16日、6月30日、7月28日、8月18日、8月31日、9月14日、11月30日、12月16日、24年1月13日、2月29日、3月12日及び3月29日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 11-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「カッサラ市給水緊急改善計画」(スーダン共和国)
2	「第四次幹線道路改修計画」(エチオピア連邦民主共和国)
3	「アムハラ州中学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)
4	「国道一号線アワシユ橋架け替え計画」(エチオピア連邦民主共和国)
5	「南部地域給水改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
6	「ベシオ港拡張計画」(キリバス共和国)
7	「ウランバートル市水供給改善計画」(モンゴル国)
8	「首都圏地滑り防止計画」(ホンジュラス共和国)
9	「マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画」(ニカラグア共和国)
10	「ルサカ南部地域居住環境改善計画」(ザンビア共和国)
11	「ンドラ市上水道改善計画」(ザンビア共和国)
12	「キンシャサ保健人材センター整備計画」(コンゴ民主共和国)
13	「サイクロン災害復興支援計画」(ブータン王国)
14	「国道九号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画」(ラオス人民民主共和国)
15	「ビエンチャン国際空港拡張計画」(ラオス人民民主共和国)
16	「第四次小学校建設計画」(マリ共和国)
17	「ブルイット排水機場緊急改修計画」(インドネシア共和国)
18	「コンセブシオン市、ピラール市給水システム改善計画」(パラグアイ共和国)
19	「マンムナイ橋梁建設計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
20	「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」(タンザニア連合共和国・ルワンダ共和国)(2件)
21	「カブール県及びバーミヤン県灌漑施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
22	「第二次クルガンチュベードウスティ間道路改修計画」(タジキスタン共和国)
23	「中央高地3県における学校建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
24	「ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画」(ウガンダ共和国)
25	「カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
26	「カブール市東西幹線道路等整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
27	「バーミヤン空港改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
28	「第二次農地改革地域橋梁整備計画」(フィリピン共和国)
29	「第二次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表11-4-(1)参照。
なお、平成24年度予算要求までに公表したNo.1~20については、予算要求に反映。

- (2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成23年5月19日、6月8日、6月16日、7月28日、8月18日、8月31日、11月4日、11月30日、24年2月1日、2月29日、3月29日及び3月30日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 11-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「パドマ多目的橋建設計画」（バングラデシュ人民共和国）
2	「クルナ水供給計画」（バングラデシュ人民共和国）
3	「アンドラ・プラデシュ州農村部高圧配電網整備計画」（インド）
4	「バンガロール・メトロ建設計画（第二期）」（インド）
5	「ビハール州国道整備計画」（インド）
6	「マディヤ・プラデシュ州送電網整備計画」（インド）
7	「ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画（フェーズ2）」（インド）
8	「中小零細企業・省エネ支援計画（フェーズ2）」（インド）
9	「新・再生可能エネルギー支援計画」（インド）
10	「南北高速道路建設計画（ダナンークアンガイ間）（第一期）」（ベトナム社会主義共和国）
11	「南北高速道路建設計画（ホーチミンーゾーザイ間）（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
12	「サンパウロ州無収水対策計画」（ブラジル）
13	「ベレン都市圏幹線バスシステム計画」（ブラジル）
14	「フェズ・メクネス地域上水道整備計画」（モロッコ王国）
15	「地熱開発促進プログラム」（インドネシア共和国）
16	「ギソン火力発電所建設計画（第三期）」（ベトナム社会主義共和国）
17	「ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画」（セルビア共和国）
18	「ガベスーメドニン間マグレブ横断道路整備計画」（チュニジア共和国）
19	「カルシーテルメズ鉄道電化計画」（ウズベキスタン共和国）
20	「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画」（エジプト・アラブ共和国）
21	「バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）」（スリランカ民主社会主義共和国）
22	「デリー高速輸送システム建設計画フェーズ3」（インド）
23	「中部ルソン接続高速道路計画」（フィリピン共和国）
24	「ホアラック科学技術都市振興計画（第一期）」（ベトナム社会主義共和国）
25	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
26	「ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンティン〜スオイティエン間（1号線））（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
27	「国道3号線道路ネットワーク整備計画（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
28	「第二期南部ビンズオン省水環境改善計画」（ベトナム社会主義共和国）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表11-4-(2)参照。
 なお、平成24年度予算要求までに公表したNo.1～15については、予算要求に反映。

（3）以下の19案件（無償資金協力12、有償資金協力7）は、平成22年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として平成24年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 11-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成22年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「カブール国際空港誘導路改修計画」（アフガニスタン・イスラム共和国）
2	「カブール県及びパーミヤン県灌漑・小規模水力発電整備計画」（アフガニスタン・イスラム共和国）
3	「ナイロビ西部環状道路建設計画」（ケニア共和国）
4	「東部州5橋架け替え計画」（スリランカ民主社会主義共和国）

5	「感染症病院建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
6	「オエクシ港緊急改修計画」(東ティモール民主共和国)
7	「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画」(パレスチナ自治区)
8	「ダカール州及びティエス州小中学校建設計画」(セネガル共和国)
9	「中等教育改善計画」(スワジランド王国)
10	「第三次プノンペン市洪水防衛・排水改善計画」(カンボジア王国)
11	「地方州都における配水管改修及び拡張計画」(カンボジア王国)
12	「中等学校建設・施設改善計画」(レソト王国)
有償資金協力	
13	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(Ⅱ)」(タイ王国)
14	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
15	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「ギソン火力発電所建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「道路改良・保全計画」(フィリピン共和国)
18	「ヤムナ川流域諸都市下水等整備計画(Ⅲ)」(インド)
19	「大コロンボ圏都市交通整備計画(フェーズ2)(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表11-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表11-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の中央当局(外務大臣)への提供義務の導入

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表11-4-(4)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成23年度(平成22年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月29日に「平成23年度外務省政策評価書(平成22年度に実施した施策に係る評価書)」として公表。

表11-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	アジア大洋州地域外交	引き続き推進
2	北米地域外交	改善・見直し
3	中南米地域外交	改善・見直し
4	欧州地域外交	改善・見直し
5	中東地域外交	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	引き続き推進
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し

11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、I T広報	改善・見直し
15	領事サービスの充実	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びI Tを活用した業務改革	引き続き推進
20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	引き続き推進
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	引き続き推進
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表11-4-(5)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成24年度(平成23年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る20の施策を対象として評価を実施中。

表11-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
7	国際の平和と安定に対する取組
8	国際経済に関する取組
9	国際法の形成・発展に向けた取組
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
11	海外広報、文化交流
12	報道対策、国内広報、I T広報
13	領事業務の充実
14	外交実施体制の整備・強化
15	外交通信基盤の整備・拡充及びI Tを活用した業務改革
16	経済協力
17	地球規模の諸問題への取組
18	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
19	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
20	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成23年度(平成22年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手(法第7条第2項第2号イ)の2案件を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月29日に「平成23年度外務省政策評価書(平成22年度に実施した施策に係る評価書)」として公表。

表 11-3-キ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「カモジャン地熱発電所拡張計画（E/S）」（インドネシア）	引き続き推進
2	「ビジャカパトナム港拡張計画（E/S）」（インド）	廃止、休止、中止

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 11-4-(6) 参照。

2 平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号イとして 8 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 2 案件を評価している。

(4) 「平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 16 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 8 月 29 日に「平成 23 年度外務省政策評価書（平成 22 年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表 11-3-ク 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「スービック港湾開発計画」（フィリピン）	引き続き推進
2	「地方都市上下水道整備計画（Ⅱ）」（ペルー）	引き続き推進
3	「リマ首都圏周辺居住域衛生改善計画」（ペルー）	引き続き推進
4	「第 7 次バンコク上水道整備計画（Ⅱ）」（タイ）	引き続き推進
5	「首都圏通勤線電化計画」（チュニジア）	引き続き推進
6	「水資源開発セクターローン（Ⅱ）」（インドネシア）	引き続き推進
7	「海事訓練学校整備計画」（インドネシア）	引き続き推進
8	「ジャワ幹線鉄道電化・複々線化計画（第 1 期）」（インドネシア）	引き続き推進
9	「地方道路網整備計画（Ⅲ）」（フィリピン）	引き続き推進
10	「カトゥビグ農業総合開発計画」（フィリピン）	引き続き推進
11	「ホーチミン市水環境改善計画（Ⅰ）」（ベトナム）	引き続き推進
12	「国道 1 号線バイパス道路整備計画」（ベトナム）	引き続き推進
13	「クーロン（カントー）橋建設計画」（ベトナム）	引き続き推進
14	「山東省泰安揚水発電所建設計画」（中国）	引き続き推進
15	「瀋陽環境整備計画（2）」（中国）	引き続き推進
16	「メラムチ給水計画」（ネパール）	引き続き推進

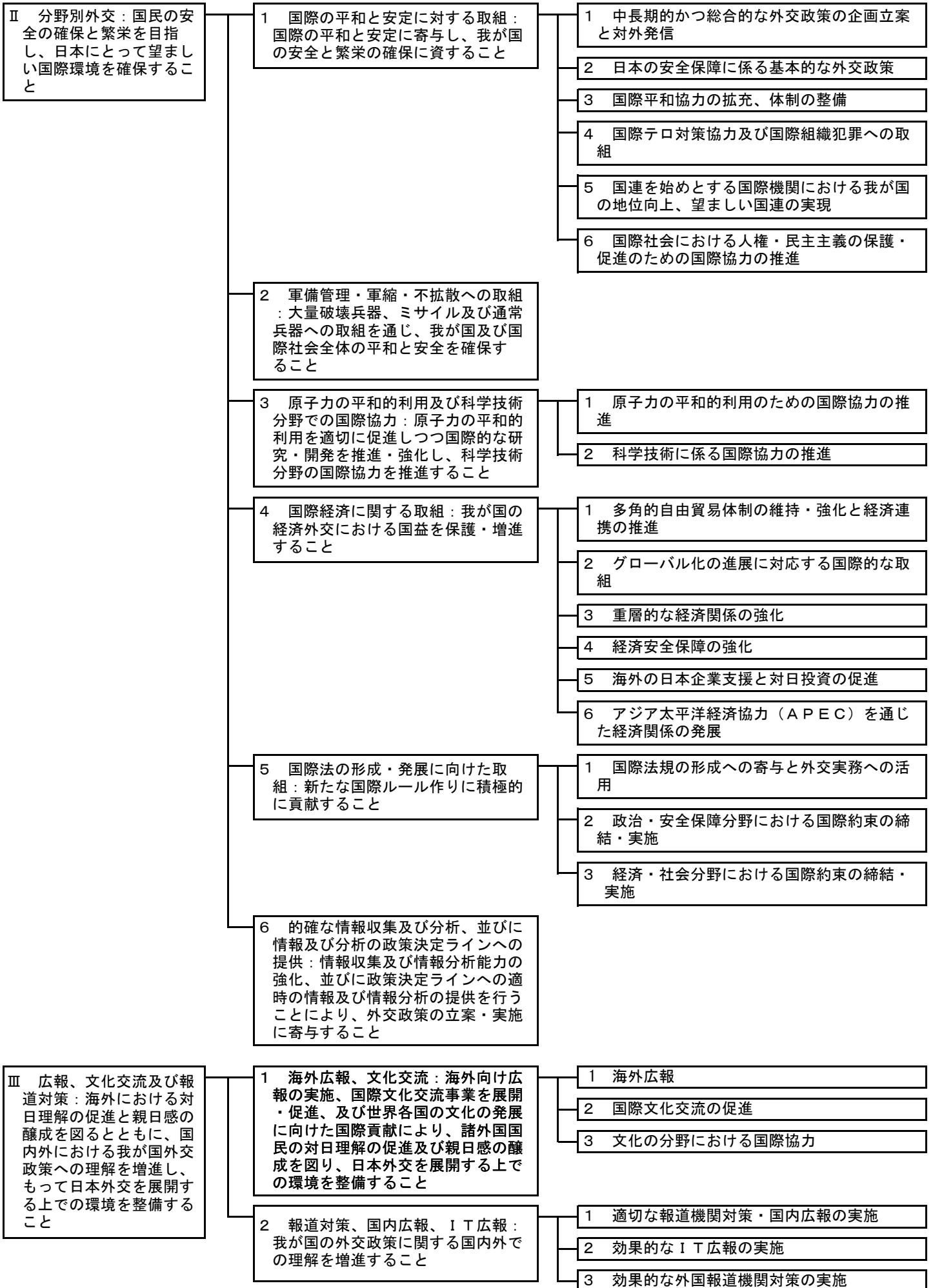
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 11-4-(7) 参照。

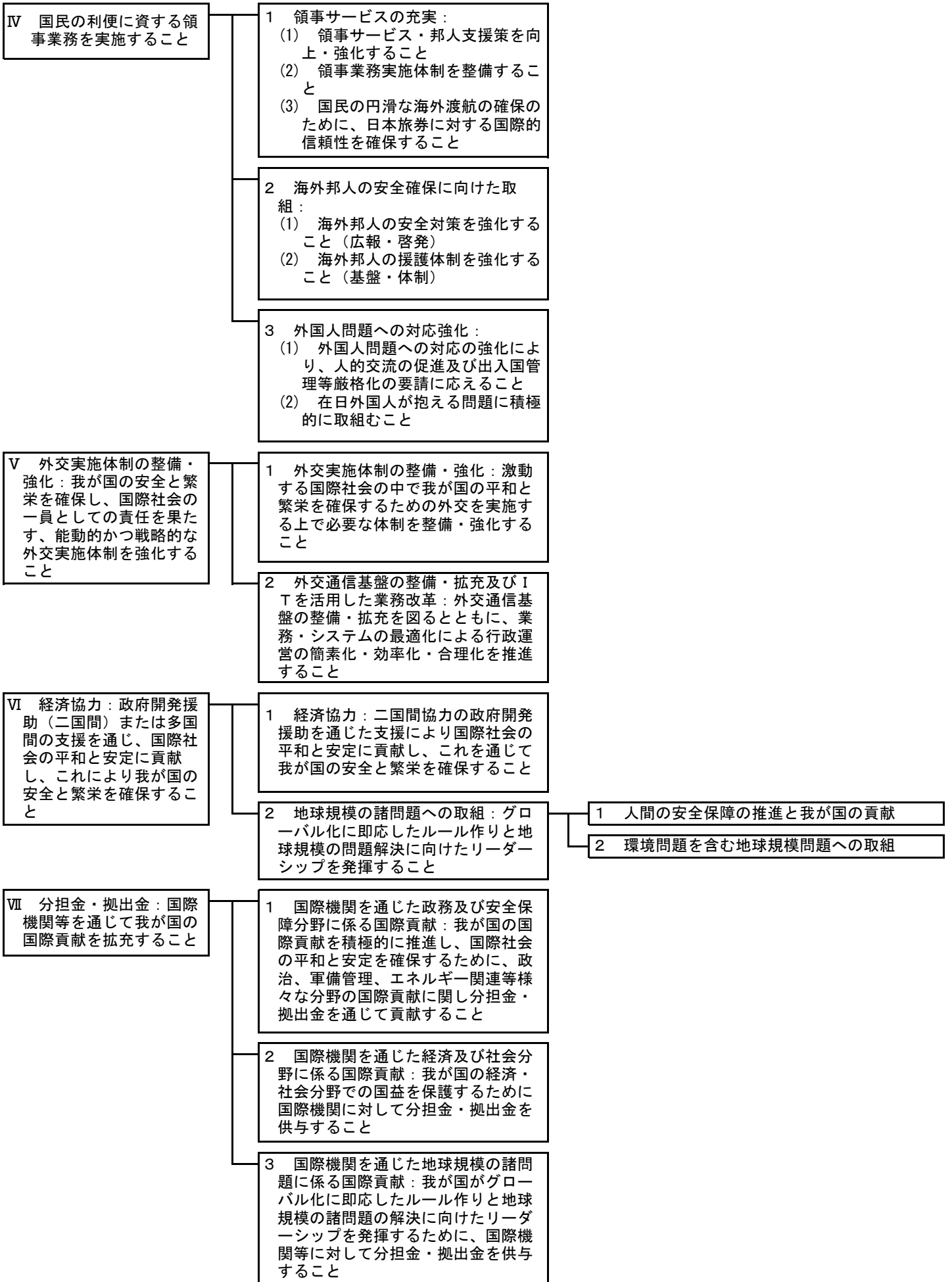
2 平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 24 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 16 案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、長期的ビジョンとして「東アジア共同体」構想を掲げ、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

財務省

〈財務省〉

表 12-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成20年3月31日策定） 平成21年3月31日一部改訂 平成22年6月29日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成23年度政策評価の実施に関する計画（平成23年3月31日策定） 平成23年6月改訂 平成24年3月改訂	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○実績評価：6 総合目標 25 政策目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 12-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数					
事前評価		事業評価方式： 1件 (租税特別措置等) 〔表12-3-ア〕	必要性等、有効性等、相当性が認められる		1	評価結果を踏まえ、税制改正要望に反映	1			
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式： 31件 〔表12-3-イ〕 {実績評価方式：31件} 〔表12-3-ウ〕	1 目標の達成度	・A (達成に向けて相当の進展があった) ・B (達成に向けて進展があった) ・C (達成に向けて一部の進展にとどまった)	16 12 3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 概算要求に反映 19 機構・定員要求に反映 6 機構要求に反映 6 定員要求に反映 5 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	30			
			2 事務運営のプロセス	・適切であった ・有効であった ・効率的であった ・おおむね適切であった ・おおむね有効であった ・おおむね効率的であった	21 21 18 10 10 13					
			3 結果の分析	・的確に行われている ・おおむね的確に行われている	2 29					
			4 政策の改善策の提言	・有益な提言がなされている ・提言がなされている	23 8					
			5 政策評価の改善策の提言	・有益な提言がなされている ・提言がなされている	1 8					
			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—			—	—	—
			未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—			—	—	—
			その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—			—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 12-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 10 月 14 日に「平成 23 年度租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表 12-3-ア 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 12-4-(1) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 6 月 28 日に、「平成 22 年度政策評価書」として公表。

表 12-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること		
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う	改善・見直し
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む	引き続き推進
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する	引き続き推進
6	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る	引き続き推進

	観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	
政策目標 1 健全な財政の確保		
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	引き続き推進
政策目標 2 適正かつ公平な課税の実現		
13	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築	引き続き推進
政策目標 3 国の資産・負債の適正な管理		
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	引き続き推進
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	引き続き推進
政策目標 4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持		
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	引き続き推進
政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展		
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における手続等の国際的調和の推進並びにアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上	引き続き推進
政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進		
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	引き続き推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）	引き続き推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）		
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	引き続き推進
28	地震再保険事業の健全な運営	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	引き続き推進
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表12-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施中（平成 24 年 6 月公表予定）。

表 12-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
	総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長及び社会保障改革とともに財政健全化を推進し、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化

	目標達成に向け、着実に財政状況の改善が図られるよう、歳入・歳出両面において最大限の努力を行う
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う 2 厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む 3 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む 4 金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う 5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する 6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1	
健全な財政の確保	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 2 必要な歳入の確保 3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2	
適正かつ公平な課税の実現	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築
政策目標3	
国の資産・負債の適正な管理	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底 3 国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ
http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2011_budget/index.htm 参照

文部科学省

《文部科学省》

表 13-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日決定） 平成22年3月31日改定 平成23年3月31日改定 平成24年3月30日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令（平成13年政令第323号）第3条第1～5号に掲げられた政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価を実施する。 この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。</p> <p>なお、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づいて事業評価を実施するものとする。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、平成22年度税制改正大綱において、「政策評価を厳格に行うこと」とされたことを踏まえ、法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置を対象として、その要望ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融資に関する事前評価については、必要に応じ、基本計画に基づく文部科学省の行う政策評価に関する実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融資、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。</p> <p>また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 総合評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。 総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した政策の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成23年度文部科学省政策評価実施計画（平成23年3月31日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としよ	<p>○ 実績評価：政策体系の実現に向けて平成22年度に取り組んだ全ての施策を対象とする。</p> <p>○ 総合評価：実績評価及び事業評価等で明らかになった</p>

	うとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	個別の政策課題について必要に応じて評価対象とする。
	2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	○ 実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

表 13-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式： 17件 〔新規事業：15事業 拡充事業：2事業 〔表13-3-ア〕〕	24年度の新規・拡充 事業等として実施す ることが適当	17	評価結果を踏まえ、概算要求 等に反映したもの	17		
				概算要求に反映	17		
	事業評価方式： 2件 (規制) 〔表13-3-イ〕	評価の結果、規制の 新設又は改廃が妥当 とされたもの	2	評価の結果を踏まえ、規制の 新設又は改廃を行う予定	2		
	事業評価方式： 3件 (租税特別措置等) 〔表13-3-ウ〕	—	3	評価結果を踏まえ、税制改正 要望を行ったもの	3		
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 12政策目標の下 に掲げる28施策 目標 〔表13-3-エ〕	順調に進捗	17	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た（進める予定） 【引き続き推進】	17	
						概算要求に反映	17
						機構・定員要求に反映	7
						定員要求に反映	7
		順調に進捗したが、一部 で課題又は進捗に遅れ が見られた	11	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った（することとした又 はする予定） 【改善・見直し】	11		
						概算要求に反映	11
					機構・定員要求に反映	6	
					定員要求に反映	6	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	事業評価方式： 18件 〔公益法人関連事 業：18件 〔表13-3-オ〕〕	想定どおりの効果が得 られたとされた事業	18	評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた（進 める予定） 【引き続き推進】	18		

表 13-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 24 年度予算概算要求に向けて、以下の 17 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「文部科学省事業評価書（平成 24 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 13-3-ア 新規・拡充事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	グローバル人材育成推進のための初等中等教育の充実等（新規）
2	高校生に対する給付型奨学金事業（新規）
3	新たな時代を拓くグローバル人材育成のための大学改革の新展開（新規）
4	医学部・大学病院の教育研究活性化及び地域・へき地医療支援人材の確保事業（新規）
5	大学等修学支援奨学金事業（新規）
6	大学発新産業創出拠点プロジェクト（仮称）（新規）
7	世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）（拡充）
8	SACLA 重点戦略課題の推進（新規）
9	再生医療の実現化プロジェクト（拡充）
10	気候変動リスク情報創生プログラム（新規）
11	グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス（二酸化炭素削減技術分野）（新規）
12	新・元素戦略プロジェクト（新規）
13	ナノテクノロジープラットフォーム（新規）
14	ナショナル競技力向上プロジェクト（新規）
15	メディア芸術発信支援事業（新規）
16	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ（新規）
17	ミュージアム国際発信事業（新規）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(1)参照。

2 本表No.6~13（8事業）は、研究開発事業である。

- (2) 規制に係る 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」及び「総合こども園の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」として公表。

表 13-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設
2	総合こども園の創設に伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「文部科学省事業評価書（平成 24 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 13-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）
3	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、12政策目標の下に掲げる28施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「文部科学省実績評価書（平成22年度実績）」として公表。

表13-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
政策目標1 生涯学習社会の実現		
1	地域の教育力の向上	引き続き推進
2	家庭の教育力の向上	引き続き推進
3	ICTを活用した教育・学習の振興	改善・見直し
政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり		
4	確かな学力の育成	改善・見直し
5	豊かな心の育成	引き続き推進
6	健やかな体の育成及び学校安全の推進	改善・見直し
7	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	引き続き推進
8	魅力ある優れた教員の養成・確保	改善・見直し
9	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	引き続き推進
10	幼児教育の振興	引き続き推進
11	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	引き続き推進
政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上		
12	義務教育に必要な教職員の確保	引き続き推進
政策目標4 個性が輝く高等教育の振興		
13	大学などにおける教育研究の質の向上	改善・見直し
政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進		
14	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	引き続き推進
政策目標6 私学の振興		
15	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	引き続き推進
政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進		
16	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	引き続き推進
17	科学技術の国際活動の戦略的推進	引き続き推進
政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備		
18	科学技術振興のための基盤の強化	引き続き推進
政策目標10 科学技術の戦略的重点化		
19	情報通信分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
20	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
21	新興・融合領域の研究開発の推進	引き続き推進
22	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	改善・見直し
政策目標11 スポーツの振興		
23	子どもの体力の向上	改善・見直し
24	生涯スポーツ社会の実現	改善・見直し
25	我が国の国際競技力の向上	改善・見直し
政策目標12 文化による心豊かな社会の実現		
26	芸術文化の振興	改善・見直し
27	文化芸術振興のための基盤の充実	改善・見直し
政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進		
28	国際協力の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(4)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、国から公益法人が権限付与を受けて行っている 18 の事務・事業について、事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 30 日に「国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書」として公表。

表 13-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	放射線取扱施設の施設検査、定期検査	引き続き推進
2	放射線取扱施設の定期確認	引き続き推進
3	放射性同位元素等に係る運搬物確認	引き続き推進
4	放射性同位元素装備機器の設計認証等	引き続き推進
5	放射線取扱主任者試験	引き続き推進
6	放射線取扱主任者になるための資格講習	引き続き推進
7	放射線取扱主任者に係る定期講習	引き続き推進
8	放射線業務従事者に係る放射線管理記録（線量記録、健康診断記録）の管理保管	引き続き推進
9	試験研究用原子炉等の放射線管理記録の管理保管	引き続き推進
10	特定放射光施設の共用促進	引き続き推進
11	国際規制物質の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務	引き続き推進
12	スポーツ振興投票対象試合開催機構が行う業務	引き続き推進
13	私的録音補償金を受ける権利の行使	引き続き推進
14	私的録画補償金を受ける権利の行使	引き続き推進
15	実演家に係る商業用レコードの二次使用料の徴収及び分配業務	引き続き推進
16	実演家に係る商業用レコードの貸与に係る報酬の徴収及び分配業務	引き続き推進
17	レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料の徴収及び分配業務	引き続き推進
18	レコード製作者に係る商業用レコードの貸与に係る報酬の徴収及び分配業務	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(5)参照。

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 青少年の健全育成

施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保

施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり

施策目標2-9 幼児教育の振興

施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進

施策目標7-3 地域における科学技術の振興

施策目標7-4 科学技術システム改革の先導

施策目標7-5 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 原子力の安全の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化

施策目標9-3 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-7 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10-8 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子どもの体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2011/01/27/1287202_4_1.pdf)参照

厚生労働省

《厚生労働省》

表 14-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日決定） 平成19年9月28日一部変更 平成20年3月31日一部変更 平成21年3月31日一部変更 平成22年3月31日一部変更 平成23年5月19日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 法第9条に規定する政策 (2) 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なもの又は補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないものを除く。） (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 政策体系に基づき対象とする政策 前年度の実施計画の評価予定を踏まえつつ、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。 ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 (2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの (3) 公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの (5) 法第7条第2項第2号に規定する政策 (6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業 (7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税） (8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの (9) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの ○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)、(8)及び(9)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部

		局及び査定課と緊密な連携を図る。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）（平成23年5月19日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6の施策目標 ※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 ○ 総合評価：9政策 ○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した9の事業及び3の成果重視事業
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：該当なし ○ 未了：個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 (1) 施策中目標のうち、指標のモニタリング結果により評価の必要が生じたもの (2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 (3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの (5) その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

表14-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした政 策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式：9 件 (新規事業等) 〔表14-3-ア〕	事業の政策効果 が有効であると 認められたため 予算要求を行う	9	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施 策）を実施することとした（実施す ることを予定）	9	
				概算要求に反映	9	
	事業評価方式：35 件 (個別公共事業) 〔表14-3-イ〕	新規採択が妥当 である	35	評価結果を踏まえ、新規に実施する こととした	35	
				評価結果を踏まえ、新規に実施する こととした	27	
	事業評価方式：27 件 (研究開発) 〔表14-3-ウ〕	新規採択が妥当 である	27	評価結果を踏まえ、新規に実施する こととした	27	
概算要求に反映				27		
事業評価方式：16 件 (規制) 〔表14-3-エ〕	規制の新設又は 改廃が妥当であ る	16	評価結果を踏まえ、法令改正により、 規制の新設又は改廃を行うこととし た（行うことを予定）	16		
事業評価方式：17 件 (租税特別措置等) 〔表14-3-オ〕	妥当である	17	評価結果を踏まえ、評価対象の措置 について、税制改正要望を行った	17		
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：6 件 〔表14-3-カ〕	見直しの上増額	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	5
					概算要求に反映	5
			見直しの上現状 維持	3	機構・定員要求に反映	3
					定員要求に反映	3
			見直しをせず、 現状維持	1	2 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った（する こととした又はする予定） 【改善・見直し】	1
					概算要求に反映	1
		政策の重点化等	1			
		事業評価方式：9 件 (継続事業) 〔表14-3-キ〕	継続が妥当であ る	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	8
					概算要求に反映	8
			2 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った（する こととした又はする予定） 【改善・見直し】	1	概算要求に反映	1
政策の一部の廃止、休止又は中止	1					
事業評価方式：3 件 (成果重視事業) 〔表14-3-ク〕	目標の達成に向 けて取組を進め る	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	3		
			概算要求に反映	3		

政策評価の対象 としようとした政策 の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
	総合評価方式：9 件 〔表14-3-ケ〕	—	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	8
			1	2 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った（する こととした又はする予定） 【改善・見直し】	1
	概算要求に反映		1		
	政策の重点化等		1		
	事業評価方式：1 件 （租税特別措置等） 〔表14-3-コ〕	継続が妥当であ る	1	評価結果を踏まえ、評価対象の施策 について、引き続き当該措置が必要 である 【引き続き推進】	1
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	事業評価方式：42 件 （個別公共事業（再 評価）） 〔表14-3-サ〕	継続が妥当であ る	41	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	41
			1	2 評価結果を踏まえ、当該政策の 一部を中止した（中止する予定） 【改善・見直し】	1
	政策の一部の廃止、休止又は中止		1		
その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	事業評価方式：4 件 （個別公共事業（再 評価）） 〔表14-3-サ〕	継続が妥当であ る	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	4
	事業評価方式： 476件 （個別研究開発課 題） 〔表14-3-シ〕	行政課題の解決 に貢献している	476	今後同種の政策の企画立案や次期研 究開発課題の実施に際し反映する予 定である	476

(注) 個別公共事業（再評価）のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表14-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき、平成24年度予算概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、9の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度事前事業評価書」として公表。

表14-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援の強化(新規)
2	「大学生現役就職促進プロジェクト（仮称）」の推進(新規)
3	「在宅医療提供拠点薬局整備」事業(新規)
4	臨床研究中核病院（仮称）の整備事業(新規)
5	「レギュラトリーサイエンス推進寄付講座」（新規）
6	「承認審査等医薬品開発グローバル化対策事業」（新規）
7	「ライフィノベーション推進のための医薬品使用環境整備」事業
8	個人輸入・指定薬物等適正化対策事業費（新規）
9	医療情報連携・保全基盤推進事業(新規)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(1)参照。

- (2) 新規採択を要求している公共事業の35の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成24年2月21日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表14-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（15（2）地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（20（7）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(2)参照。
2 本表は平成23年度予算にかかる事前評価の対象地区数であるが、地区数のうち、（ ）内は、22年度予算に係るものであり内数。

- (3) 平成24年度予算概算要求を行う27の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成23年12月12日に「厚生労働省の平成24年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」として公表。

表14-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（26事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃に係る以下の16の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成23年4月18日、6月27日、8月29日、10月31日、24年2月29日、3月12日、3月22

日、3月28日及び3月29日に「規制影響分析書」として公表。

表 14-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	医薬品に関する広告制限の対象の追加（乳癌治療薬「エリブリン」、その塩類及びそれら製剤について）
2	医薬品に関する広告制限の対象の追加（リンパ腫治療薬「ポリノスタット」及びその製剤について）
3	医薬品に関する広告制限の対象の追加（乳癌治療薬「フルベストラント」及びその製剤について）
4	「毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外）」について（2件）
5	「第3号被保険者の不整合記録に係る再発防止策」について
6	「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」について
7	「職場における受動喫煙防止対策の強化」について
8	「精神的健康の状況を把握するための検査等」について
9	「石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
10	医薬品に関する広告制限の対象の追加（肺癌治療薬「クリゾチニブ」及びその製剤並びに白血病治療薬「モガムリズマブ」及びその製剤について）
11	「障害者自立支援法等における事業者等の指定要件の見直し」について
12	「有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換」について
13	「所在不明の年金受給者に係る届出義務化」について
14	「子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置」について
15	「総合こども園の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価書」について

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 14-4-(4) 参照。

2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(5) 租税特別措置等に係る 17 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日及び 10 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-オ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	雇用促進税制の拡充
2	新築住宅に係る特例措置の延長
3	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設
4	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設
5	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
6	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
7	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
8	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続
9	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
10	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大
11	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
12	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長
13	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し
14	中小企業投資促進税制の拡充
15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長
16	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
17	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 14-4-(5) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）」に基づき、6の施策目標について評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「実績評価書」として公表。

表 14-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	労働条件の確保・改善を図る（施策中目標Ⅱ-2-1）	引き続き推進
2	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する（施策中目標Ⅲ-1-5）	改善・見直し
3	医療需要に見合った医療従事者を確保する（施策中目標Ⅳ-1-2）	引き続き推進
4	難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する（施策中目標Ⅳ-3-2）	引き続き推進
5	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する（施策中目標Ⅳ-4-3）	引き続き推進
6	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する（施策中目標Ⅳ-6-1）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(6)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成19年度に事業評価（事前評価）を実施した20年度予算概算要求に係る新規事業のうち、23年度における継続事業9事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度事後事業評価書」として公表。

表 14-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	産科医療機関確保事業	引き続き推進
2	医療機関・公共機関等への個人防護服（PPE）の確保事業	引き続き推進
3	糖尿病等の生活習慣病対策推進費	引き続き推進
4	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化事業	引き続き推進
5	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設	引き続き推進
6	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化事業	引き続き推進
7	「職業能力形成システム」（通称：「ジョブ・カード制度」）の構築	引き続き推進
8	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	改善・見直し
9	A S E A N地域の健康確保対策事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(7)参照。

(3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）」に基づき、3つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度成果重視事業評価書」として公表。

表 14-3-ク 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	引き続き推進

2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(8)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成23年度）」に基づき、9政策について評価を実施し、平成23年9月30日に「平成23年度総合評価書」として公表。

表 14-3-ケ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する。」について	引き続き推進
2	「求職者支援制度の創設」について	改善・見直し
3	「格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。」について	引き続き推進
4	「規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む」について	引き続き推進
5	「「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する」について	引き続き推進
6	「国民と向き合う行政の実現」について	引き続き推進
7	「ワークライフバランス推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進」	引き続き推進
8	省内事業仕分けの実施等について	引き続き推進
9	「人事評価制度の実施及び職員の能力向上」について	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(9)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 14-3-コ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(10)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の46実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成24年2月21日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 14-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（8地区）	引き続き推進 （8地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（38（15）地区）	引き続き推進 （37地区） 改善・見直し （1地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表14-4-(11)参照。

2 本表は平成23年度予算にかかる再評価の対象地区数であるが、地区数のうち（ ）内は、22年度予算に係るものであり内数。

(7) 事業評価方式を用いて、平成22年度に終了した476研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年12月12日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表 14-3-シ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	
1	I 行政政策研究分野	行政政策（27課題）
2		厚生労働科学特別研究（13課題）
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（51課題）
4		臨床応用基盤（10課題）
5	III 疾病・障害対策研究分野	成育疾患克服等次世代育成基盤（10課題）
6		第3次対がん総合戦略（24課題）
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合（150課題）
8		長寿・障害総合（49課題）
9		感染症対策総合（41課題）
10	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進（16課題）
11		労働安全衛生総合（10課題）
12		食品医薬品等リスク分析（62課題）
13		健康安全・危機管理対策総合（13課題）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表13-4-(12)参照。

政策体系（厚生労働省）

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

厚生労働省の使命

社会保障は国家の礎（いしずえ）の一つであり、厚生労働行政が「いのちを守る」政策の柱であるという認識に立ち、「格差が少なく、何歳になっても働きたい男女が働くことができ、安心して子供を産み・育てることができ、地域で健康に長寿を迎えられる社会（世界に誇る少子高齢社会の日本モデル）」を実現することが厚生労働省の使命である。

基本目標	施策大目標	施策中目標
I 格差の縮小を図る	1 ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する	1 ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する
		2 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
		2 第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する
	2 第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する	1 第二のセーフティネット（求職者支援制度の創設等）を整備する
		2 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る
		3 ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する
	3 ポジティブ・ウェルフェア（就労支援等の積極的な福祉施策）を推進する	1 生活保護世帯の自立を支援する → I-1-2（生活保護を適切に実施する）参照
		2 母子家庭の母等の自立を支援する → III-1-6（ひとり親家庭の自立を支援する）参照
	II 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する	1 雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る
2 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る		
3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る		
4 多様な職業能力開発の機会を確保する		
5 若年者のキャリア形成を支援する		
6 障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する		
7 技能の継承・新興を推進する		
2 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する		1 労働条件の確保・改善を図る
		2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する
		3 労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う
		4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する
		5 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する
		6 安定した労使関係の形成を促進する
		7 個別労働紛争の解決を促進する
		8 豊かで安定した勤労者生活の実現を図る
3 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する	1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する	
III 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する	1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る	1 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る
		2 地域における子ども・子育て支援策を推進する

IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する

1 医療サービスを安定的に提供する

- 3 就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する
- 4 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
- 5 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する
- 6 ひとり親家庭の自立を支援する
- 7 子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する
- 8 仕事と家庭の両立を支援する
→ II-3-1 (男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する) 参照

- 1 地域の医療連携体制を構築する
- 2 医療需要に見合った医療従事者を確保する
- 3 医療従事者の資質の向上を図る
- 4 医療安全確保対策を推進する
- 5 政策医療を向上・均てん化させる
- 6 新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る
- 7 新医薬品・医療機器を迅速に提供する
- 8 医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する
- 9 医薬品の適正使用を推進する
- 10 安全で安心な血液製剤を安定的に供給する

2 高齢者医療制度改革を含め、持続的・安定的な医療保険制度を構築する

- 1 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む
- 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る

3 がん、脳卒中、心臓病等への対応、合意に基づく予防接種の推進、健康づくりの推進等により、国民の健康を支援する

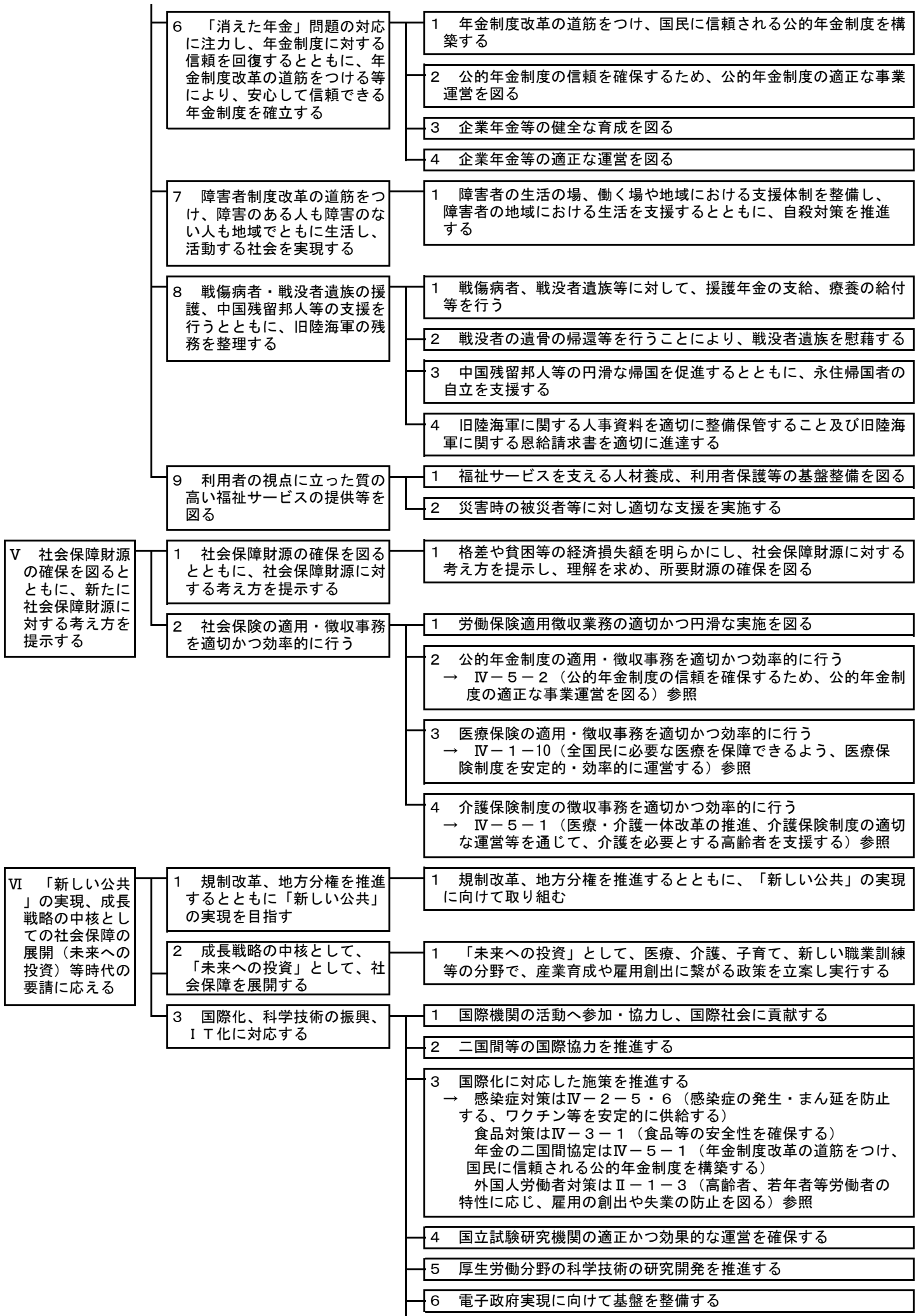
- 1 適正な移植医療を推進する
- 2 難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する
- 3 原子爆弾被爆者等を援護する
- 4 感染症の発生・まん延を防止する
- 5 ワクチン等を安定的に供給する
- 6 地域の保健医療体制を確保する
- 7 健康づくりを推進する
- 8 健康危機管理体制を整備する

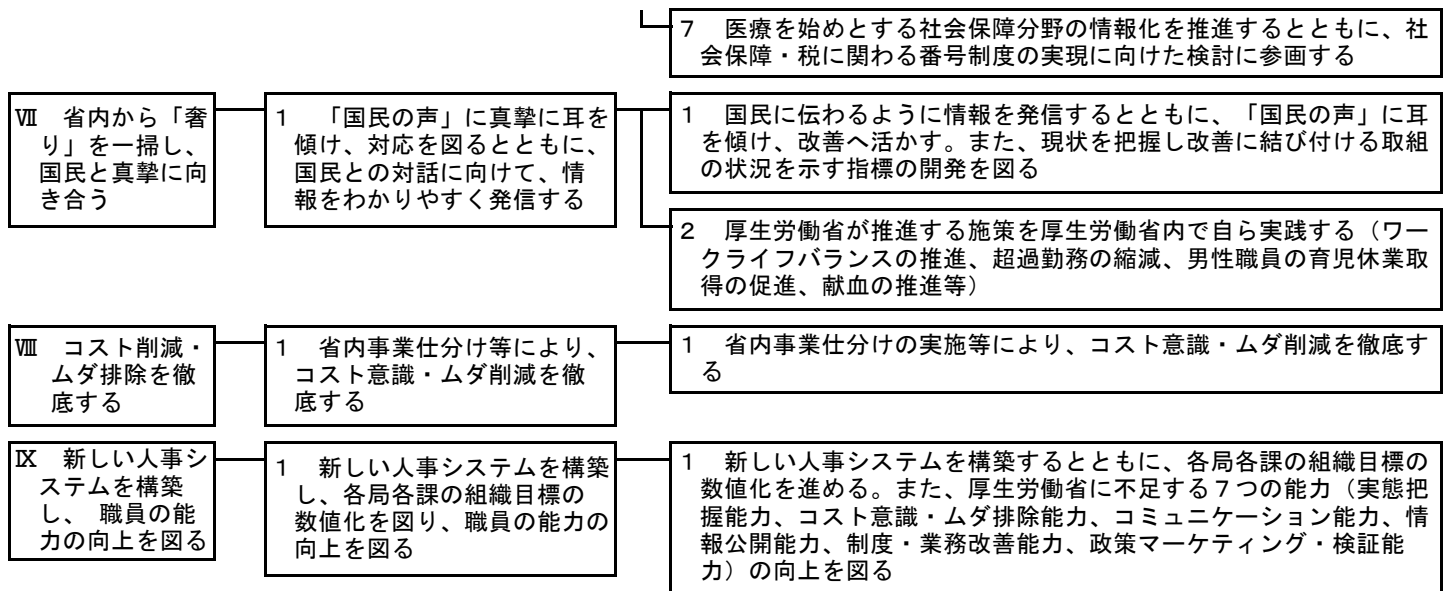
4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する

- 1 食品等の安全性を確保する
- 2 安全で質が高く災害に強い水道を確保する
- 3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する
- 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する
- 5 生活衛生の向上・推進を図る

5 医療・介護一体改革の道筋をつけ、介護保険を適切に運用し、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を作る

- 1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する
- 2 高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいづくり及び社会参加を推進する





(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h23/dl/01.pdf>) 参照

農林水産省

《農林水産省》

表 15-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率のかつ効果的に研究を推進するための研究制度。 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て。 ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価

		<p>以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とする。</p> <p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 23 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 23 年 7 月 26 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野 3 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：公共事業（24 地区及び 42 事業） 3 研究課題</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：8 公共事業実施地区
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 15-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数				
事前評価	事業評価方式：14公共事業(122事業実施地区) <23年度新規地区採択要求事業:20地区> [表15-3-ア] <24年度事業着手要求事業:34地区> [表15-3-イ、エ、オ] <24年度新規地区採択要求事業:68地区> [表15-3-ウ、カ]	事業着手又は新規地区採択は妥当	122	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	122			
				概算要求に反映	17			
				事業評価方式：4研究開発課題 [表15-3-キ]	新規実施は妥当	4	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	4
				概算要求に反映	4			
事業評価方式：1件(規制) [表15-3-ク]	規制の新設・改正は妥当	1	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	1				
事業評価方式：14件(租税特別措置等) [表15-3-ケ]	税制改正要望を行うことは妥当	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	14				
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策(法第7条第2項第1号)	実績評価方式：16政策分野 [表15-3-コ]	計画変更の上、継続が妥当	16	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成24年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】	16		
				概算要求に反映	16			
				機構・定員要求に反映	1			
				定員要求に反映	1			
				政策の重点化等	16			
				実績評価方式：3成果重視事業 [表15-3-カ]	目標の達成に向けて順調に進捗等	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	2
						概算要求に反映	1	
				今後、成果の検証を実施等	1	2	2 既に事業が終了しているため、概算要求を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	1
						1	1	1 評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】
				総合評価方式：1課題 [表15-3-キ]	継続が妥当	1	概算要求に反映	1
							1	1
				事業評価方式(期中)：5公共事業(40事業実施地区) [表15-3-ク～ケ]	継続が妥当	39	1	1 評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】
1	2	2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	1					
事業評価方式(完了後)：35公共事業(160事業実施地区) [表15-3-ク～ケ]	実施は妥当	160	160	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	160			

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
	事業評価方式：5 研究開発課題 〔表15-3-ナ〕	予想以上の成果をあげた	3	評価結果を踏まえ、今後の研究開発の実施に当たり適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	5
		概ね目的を達成した	2		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）：10 公共事業（44 事業実施地区）〔表15-3-ス、セ、タ〕	継続が妥当	30	1 評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	30
		計画変更の上、継続が妥当	8	2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	8
		休止、中止が妥当	6	3 評価結果を踏まえ、休止、中止する 【廃止、休止、中止】	6
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

- (注) 1 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 公共事業の期中評価のうち、国営かんがい排水事業2地区については、東日本大震災への対応を踏まえ、実施時期を延期することとした。

表 15-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に新規地区採択を要求している以下の 2 事業 (20 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 5 月 13 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ア 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 (補助) (17 地区)
2	特定地域振興生産基盤整備事業 (補助) (3 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(1) 参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (15 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (12 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (2 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(2) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度に新規地区採択を要求している以下の 3 事業 (32 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 (補助) (22 地区)
2	特定地域振興生産基盤整備事業 (補助) (9 地区)
3	農地防災事業 (補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(3) 参照。

(4) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度に事業着手を要求している以下の 2 事業 (17 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-エ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	民有林直轄治山事業（直轄）（1地区）
2	森林環境保全整備事業（直轄）（16地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(4)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成24年度に事業着手を要求している以下の1事業（2地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-オ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（2地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(5)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成24年度に新規地区採択を要求している以下の5事業（36地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「平成23年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-カ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	水産流通基盤整備事業（補助）（7地区）
2	漁港施設機能強化事業（補助）（2地区）
3	水産環境整備事業（補助）（21地区）
4	水産生産基盤整備事業（補助）（5地区）
5	海岸保全施設整備事業（補助）（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(6)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成24年度において新規実施を予定している総事業費10億円以上のプロジェクト研究開発課題4課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「研究開発の事業評価書（委託プロジェクト研究課題の事前評価）」として公表。

表 15-3-キ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	新食料供給基地建設のための先端技術展開事業
2	ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発
3	天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発
4	農山漁村復興に向けたバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(7)参照。

- (8) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年2月17日に「規制の事前評価書」として公表。

表 15-3-ク 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（仮称）に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続の特例

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(8) 参照。

- (9) 租税特別措置等に係る以下の 14 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 15-3-ケ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（上乗せ措置の恒久化）（食品製造業及び農薬製造業）
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（食品製造業及び農薬製造業）
3	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（食品企業者関係）
4	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（食品企業者関係）
5	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）
6	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長
7	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（森林組合等関係）
8	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（森林組合等関係）
9	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）
10	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除の延長（漁業協同組合等関係）
11	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置
12	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置の拡充及び延長
13	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却
14	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 15-4-(9) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 22 年度実施政策の評価書」として公表。

表 15-3-コ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	改善・見直し

2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	改善・見直し
8	農業・農村における6次産業化の推進	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	改善・見直し
14	水産資源の回復	改善・見直し
15	漁業経営の安定	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表15-4-(10)参照。

- (2) 実績評価方式を用いて、「平成23年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の3つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成22年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表15-3-サ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	商物分離直接流通成果重視事業	—
2	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業	引き続き推進
3	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表15-4-(11)参照。

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成22年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の1課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年6月16日に「総合評価書（政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進）」として公表。

表15-3-シ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表15-4-(12)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年を経過した以下の2事業（12地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表15-3-ス 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（10地区）	引き続き推進
2	国営総合農地防災事業（直轄）（2地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表15-4-(13)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業又は事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の1事業(9地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「公共事業の事業評価(農業農村整備事業等補助事業の期中の評価)」として公表。

表15-3-セ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業(補助)(9地区)	引き続き推進(8地区) 改善・見直し(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表15-4-(14)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した以下の1事業(25地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の期中の評価)」として公表。

表15-3-ソ 林野公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水源林造成事業(独立行政法人事業)(25地区)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表15-4-(15)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業又は事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の以下の8事業(38地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「平成23年度水産関係公共事業の事後評価書(期中の評価)」として公表。

表15-3-タ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業(直轄)(11地区)	引き続き推進(7地区) 改善・見直し(4地区)
2	水産流通基盤整備事業(補助)(10地区)	引き続き推進(5地区) 改善・見直し(2地区) 廃止、休止、中止(3地区)
3	地域水産物供給基盤整備事業(補助)(1地区)	廃止、休止、中止(1地区)
4	広域漁場整備事業(補助)(1地区)	廃止、休止、中止(1地区)
5	漁港関連道整備事業(補助)(1地区)	引き続き推進(1地区)
6	水産環境整備事業(補助)(2地区)	引き続き推進(2地区)
7	水産生産基盤整備事業(補助)(11地区)	引き続き推進(8地区) 改善・見直し(2地区) 廃止、休止、中止(1地区)

		区)
8	海岸保全施設整備事業（補助）（1地区）	引き続き推進（1地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(16)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の5事業（12地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表。

表15-3-チ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業（直轄）（5地区）
2	国営農用地再編整備事業（直轄）（1地区）
3	国営総合農地防災事業（直轄）（2地区）
4	直轄地すべり対策事業（直轄）（2地区）
5	農用地総合整備事業（独立行政法人事業）（2地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(17)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の17事業（87地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表。

表15-3-ツ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業（補助）（9地区）
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（14地区）
3	畑地帯総合整備事業（補助）（6地区）
4	畑地帯開発整備事業（補助）（3地区）
5	農道整備事業（補助）（11地区）
6	農業集落排水事業（補助）（7地区）
7	農村総合整備事業（補助）（3地区）
8	農村振興総合整備事業（補助）（2地区）
9	田園整備事業（補助）（3地区）
10	地域用水環境整備事業（補助）（1地区）
11	中山間総合整備事業（補助）（9地区）
12	農地防災事業（補助）（6地区）
13	農地保全事業（補助）（3地区）
14	農村環境保全対策事業（補助）（2地区）
15	海岸保全施設整備事業（農地）（補助）（1地区）
16	草地畜産基盤整備事業（補助）（6地区）
17	畜産環境総合整備事業（補助）（1地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(18)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の4事業（33地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年4月6日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 15-3-テ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	緑資源幹線林道事業（独立行政法人事業）（1地区）
2	民有林補助治山事業（補助）（11地区）
3	森林環境保全整備事業（補助）（8地区）
4	森林居住環境整備事業（補助）（13地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(19)参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 9 事業（28 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「平成 23 年度水産関係公共事業の事業評価書（完了後の評価）」として公表。

表 15-3-ト 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	地域水産物供給基盤整備事業（補助）（7地区）
2	広域水産物供給基盤整備事業（補助）（1地区）
3	漁港修築事業（補助）（2地区）
4	漁港改修事業（補助）（1地区）
5	漁港利用調整事業（補助）（1地区）
6	漁場環境保全創造事業（補助）（1地区）
7	海岸保全施設整備事業（補助）（3地区）
8	海岸環境整備事業（補助）（3地区）
9	漁村総合整備事業（補助）（9地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(20)参照。

- (12) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度末をもって終了した又は平成 23 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 5 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 6 月 16 日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の事後評価）」として公表。

表 15-3-ナ 研究課題を対象として事後評価した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	動物ゲノムを活用した新市場創出のための技術開発
2	ウナギの種苗生産技術の開発
3	地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発
4	低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
5	食品・農産物の表示の信頼性確保と機能性解析のための基盤技術の開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表15-4-(21)参照。

- (13) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 3 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の事後評価）」として公表。

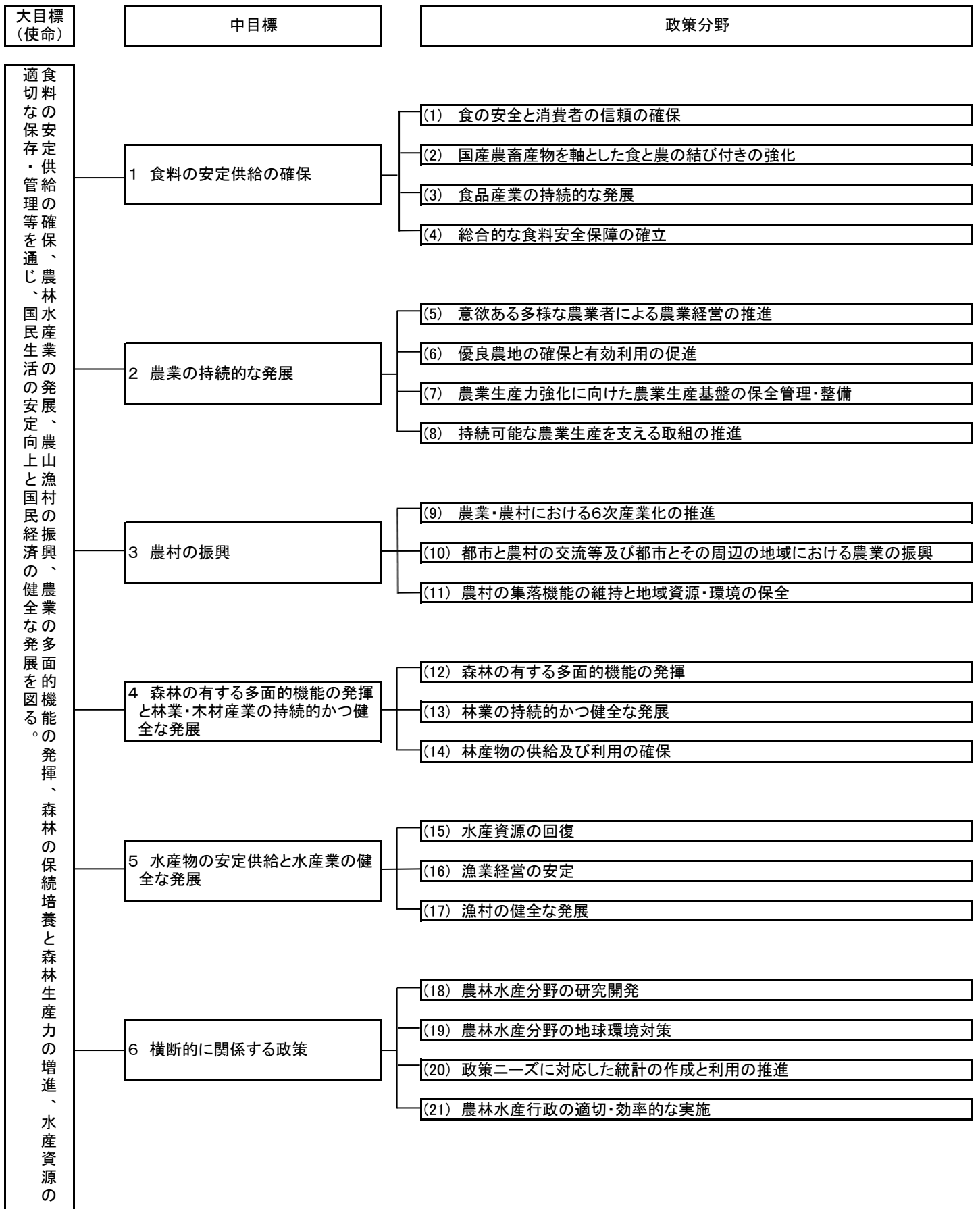
表 15-3-2 研究課題を対象として事後評価した政策（終了時）

No.	評 価 対 象 政 策
1	鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発
2	生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発
3	新農業展開ゲノムプロジェクト

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 1 本政策体系は、平成23年度農林水産省政策評価実施計画(23年7月26日決定)に基づき作成
 2 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/yosanto-taiou.pdf>)参照

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 16-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 経済産業省の政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成23年度経済産業省事後評価実施計画（平成23年6月27日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：基本計画の別紙に掲げる全政策 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、当該施策の特性などに応じて適切な手法を用い、適切な観点から合理的に評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事前評価：5件 (租税特別措置等：49件) 〔表 16-3-ア〕		評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	5	
			概算要求に反映	5	
			機構・定員要求に反映	5	
			機構要求に反映	3	
	定員要求に反映	5			
事前評価：9件（5政策） (規制) 〔表 16-3-イ〕		評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした	9		
事業評価方式：2件 (公共事業) 〔表 16-3-ウ〕			評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	2	
			概算要求に反映	2	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：5件 (租税特別措置等：21件) 〔表 16-3-エ〕	評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	5	
				概算要求に反映	5
				機構・定員要求に反映	5
				機構要求に反映	3
				定員要求に反映	5
				政策の重点化等	5
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—		

(注) 経済産業省では、平成23年度から、評価の基本単位をこれまでの34施策から経済成長、対外経済政策、資源エネルギー・環境政策、取引・経営の安心、生命・身体の安全の5つに大括り化し評価を実施。

表 16-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 24 年度予算概算要求等に当たり、以下の 5 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-ア 新規施策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	経済成長
2	対外経済政策
3	資源エネルギー・環境政策
4	取引・経営の安心
5	生命・身体の安全

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表16-4-(1)参照。

2 表16-3-アに掲げる政策に含まれる租税特別措置等については以下49件。

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
2	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
3	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
4	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
5	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
6	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
7	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減
8	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置
9	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)
10	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
11	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の税率の軽減措置
12	特定の資産の買換えの場合の課税の特例
13	金融所得課税に係る損益通算の拡大等に向けた所要の措置
14	沖縄の国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)における特例措置
15	国際物流拠点産業集積地域(仮称)における税制上の特例措置
16	産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例
17	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置
18	車体課税の抜本的見直し(自動車税のグリーン化関連)
19	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長(生コンクリート製造業)
20	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長(セメント製品製造業)
21	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業)
22	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
23	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
24	金融所得課税に係る損益通算の拡大等に向けた所要の措置
	3 資源エネルギー・環境政策
25	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置
26	海外投資等損失準備金

27	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税
28	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置
29	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
30	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
31	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源）
32	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採事業）
33	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採事業）
34	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置
35	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
36	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
37	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設
38	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例
39	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
	4 取引・経営の安心
40	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）
41	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減
42	中小企業投資促進税制
43	中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例
44	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）
45	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（陶磁器製造業）
46	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（ゴルフ場業）
47	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例
48	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
—	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）（再掲）
—	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）（再掲）
—	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）（再掲）
	5 生命・身体の安全
49	金属鉱業等鉱害防止準備金

(2) 規制の新設又は改廃に係る5政策について評価を行い、その結果を平成23年10月31日、11月2日、24年2月9日及び3月12日に「事前評価書」として公表。

表16-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令における試験研究及び分析用途に関する暫定措置の期限延長を図る政策
2	農林水産物に関する輸出規制の見直し
3	非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し
4	災害時における石油の供給不足に対処するための規制の見直し（3件）
5	我が国における電気その他のエネルギーの需給の安定化を図るため、電気の需要の平準化に資する措置及び建築材料等の性能向上を推進する政策（3件）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表16-4-(2)参照。

(3) 「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成24年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業2事業について事前評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成

23年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 16-3-ウ 工業用水道事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（2事業）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表16-4-(3)参照。

2 事後評価

（1）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の5政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	経済成長	改善・見直し
2	対外経済政策	改善・見直し
3	資源エネルギー・環境政策	改善・見直し
4	取引・経営の安心	改善・見直し
5	生命・身体の安全	改善・見直し

（注）1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表16-4-(4)参照。

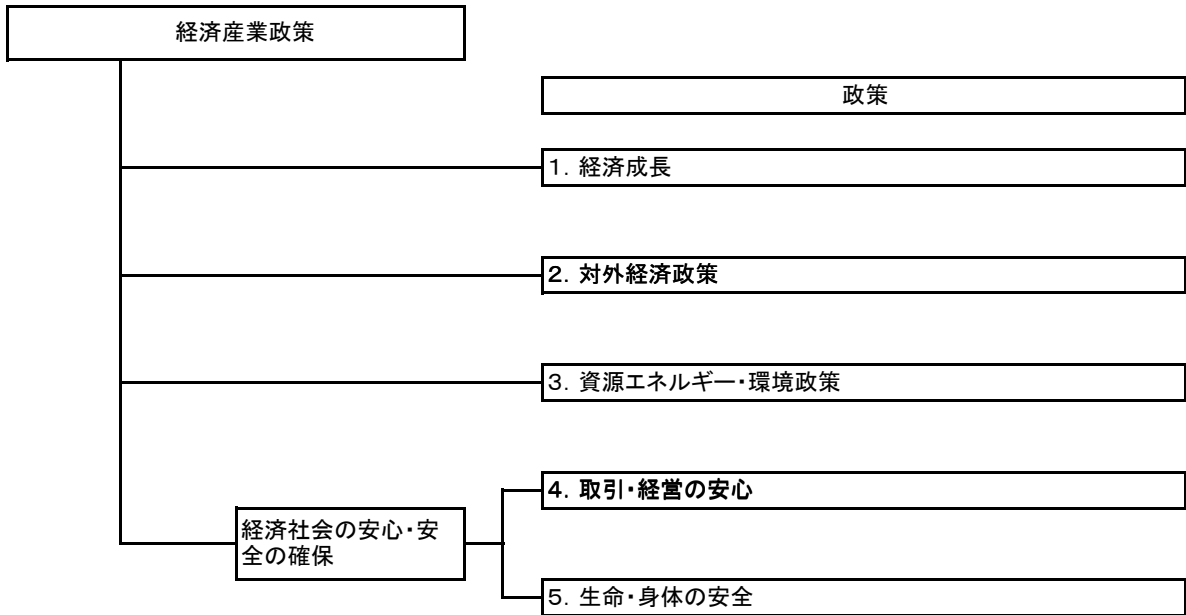
2 表16-3-エに掲げる政策に含まれる租税特別措置等については以下21件であり、評価結果を踏まえ、引き続き継続することが妥当と判断した。

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置
2	外国組合員に対する課税の特例
3	エンジェル税制 ・特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例
4	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）
	3 資源エネルギー・環境政策
6	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例
7	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置
8	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置
9	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率
10	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度
	4 取引・経営の安心
11	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置
12	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
13	青色申告特別控除
14	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化

	法)
16	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）
17	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）
18	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）
19	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
20	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予
	5 生命・身体の安全
21	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ
(http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/24fy_yosangaku.pdf)参照

国土交通省

《国土交通省》

表 17-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定） 平成15年3月27日変更 平成15年7月15日変更 平成15年10月10日変更 平成16年7月30日変更 平成17年7月29日変更 平成18年8月4日変更 平成19年3月30日変更 平成19年8月10日変更 平成19年10月1日変更 平成21年3月31日変更 平成22年3月29日変更 平成22年7月23日変更 平成23年9月30日最終変更</p>		
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>1 計画期間 2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価及び租税特別措置等に係る事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式） 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</p>	
<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。</p>		

		<ul style="list-style-type: none"> ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。 ○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。
実施計画の名称	平成 23 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 22 年 8 月 27 日策定） 平成 23 年 3 月 31 日変更 平成 23 年 9 月 30 日最終変更	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る政策 ○ 政策レビュー：17テーマ ○ 個別公共事業の再評価（2に該当するもの以外）：566事業 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価：66事業 ○ 個別研究開発課題の終了時の事後評価：71課題
	2 5年未着工・10年継続中（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年未着工：個別公共事業の1事業 ○ 10年継続中：個別公共事業の7事業

表 17-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：26件 〈24年度予算概算要求時：25件〉 〔表17-3-ア〕 〈24年度予算概算要求時実施分修正等：1件〉 〔表17-3-イ〕	新規施策の評価は妥当	26 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた 概算要求に反映 25 機構・定員要求に反映 3 定員要求に反映 3
	規制の事前評価（事業評価方式）：19件 〔表17-3-ウ〕	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	19 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：132件 〈24年度予算概算要求時〉：12件 〔表17-3-エ〕 〈23年度第3次補正予算に係る評価〉：23件 〔表17-3-オ〕 〈24年度予算要求に係る評価〉：15件 〔表17-3-カ〕 〈24年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉：14件 〔表17-3-キ〕 〈24年度予算に向けた事業（補助事業等）〉：68件 〔表17-3-ク〕	事業の採択は妥当	132 平成24年度予算等に反映した 概算要求に反映 27
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：105件 〈24年度予算概算要求時：50件〉 〔表17-3-ケ〕 〈23年度末公表：55件〉 〔表17-3-コ〕	課題の採択は妥当	105 平成24年度予算等に反映した 概算要求に反映 50
	租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：20件 〔表17-3-サ〕	租税特別措置等によることが妥当	20 平成24年度税制改正要望に反映した
	事後評価	政策チェックアップ（実績評価方式）：47件 （47施策目標） 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表17-3-シ〕	評価の結果、一部改善・見直し・整理・統合を図った上で、引き続き実施することが妥当
20 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 概算要求に反映 17 機構・定員要求に反映 5 定員要求に反映 5 政策の重点化等 6			

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
政策レビュー（総合評価方式）：9テーマ 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）9件〕 〔表17-3-ス〕 {政策レビュー（総合評価方式）：8テーマ} 〔表17-3-セ〕	テーマごとに対象政策について目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	9	評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】 9
個別公共事業の再評価（事業評価方式）：572件{11件} 〈23年度予算に係る評価（ダム事業）：18件〕〔表17-3-ソ〕 〈24年度予算概算要求時実施等：33件〕〔表17-3-タ〕 〈23年度第3次補正予算に係る評価：1件〕〔表17-3-チ〕 〈24年度予算に係る評価（ダム事業）：5件〕〔表17-3-ツ〕 〈24年度予算に向けた事業（直轄事業等）：424件〕〔表17-3-テ〕 〈24年度予算に向けた事業（補助事業等）：91件{11件}〕〔表17-3-ト、ナ〕 〔〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）564件{11件}〕 〔未着手（法第7条第2項第2号イ）1件〕 〔未了（法第7条第2項第2号ロ）7件〕〕	事業の継続が妥当	557	事業を継続 【引き続き推進】 557 概算要求に反映 31 事業を見直した上での継続が妥当 5 事業を見直した上で継続 【改善・見直し】 5 概算要求に反映 1 事業の中止が妥当 10 事業を中止 【廃止、休止、中止】 10
個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：67件 〔表17-3-ニ〕	再事後評価、改善措置の必要なし	67	再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した 67
個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：70件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表17-3-ヌ〕	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした	70	今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する 70

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 17-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 24 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする 25 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 24 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 17-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（24 年度予算概算要求時）

No.	評価対象施策
政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの確立
政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	自動車と家庭・業務の省CO2・省エネルギー管理の一体的推進の創設
3	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進の創設
4	都市における地産地消型再生可能エネルギー活用の推進
5	震災復興下水道未利用エネルギー活用事業の創設
政策目標 3 地球環境の保全	
6	低炭素・循環型社会形成推進事業の創設
7	エネルギー面的利用推進事業の創設
政策目標 4 水害等災害による被害の軽減	
8	長周期地震動情報の提供
9	街区防災性能等向上促進事業の創設
10	下水道総合地震対策事業の拡充
11	既設昇降機・天井の安全確保の促進
12	大規模災害に迅速に対応可能な無人化施工技術の推進
政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
13	鉄道施設緊急耐震対策事業の創設
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
14	国際バルク戦略港湾における総合的な施策の創設
15	Fly to Japan!事業の創設
16	日中国交正常化 40 周年記念青少年招請事業の創設
17	災害時における訪日外国人旅行者に向けた情報提供のあり方に関する調査事業の創設
18	ユニバーサルツーリズム促進事業の創設
19	歴史的風致維持向上推進等調査の創設
20	国管理空港の経営改革の推進
政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
21	中古不動産流通市場整備・活性化事業の創設
22	代替エネルギー船舶に関する総合対策の創設
政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
23	「新しい公共」による地域づくり活動に係るプラットフォーム事業の創設
24	地理空間情報ライブラリーの運用
25	離島の流通効率化・コスト改善事業費交付金の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 17-4-(1) 参照。

(2) 「平成 24 年度予算概算要求等に係る事前評価書」（平成 23 年 9 月 30 日公表）に、必要な修正及び追加を行い、24 年 3 月 30 日に「平成 23 年度政策アセスメント結果（評価書）」として公表。

表 17-3-イ 政策アセスメントを実施した施策〈24年度予算概算要求時実施分の追加修正等〉

No.	評価対象施策
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
1	国管理空港の経営改革の推進

- (注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成23年9月)Ⅱ3(3)に基づくものである。
 2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(2)参照。

- (3) 規制の新設又は改廃(19件)に係る政策を対象として評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成23年4月20日、5月31日、8月31日、10月27日、24年2月3日、2月17日、2月27日、3月1日及び3月12日に「規制の事前評価書」として公表。

表 17-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案
2	都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令案
3	下水道法施行令の一部を改正する政令案
4	津波防災地域づくりに関する法律案(6件)
5	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
6	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案
7	海上運送法の一部を改正する法律案
8	船員法の一部を改正する法律案
9	都市の低炭素化の促進に関する法律案
10	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案
11	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(3件)
12	下水道法施行令の一部を改正する政令案

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(3)参照。
 2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (4) 平成24年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業に係る12事業を対象として新規事業採択時評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 17-3-エ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度予算概算要求時〉

No.	事業区分	件数
1	海岸事業 直轄事業	1
2	港湾整備事業 直轄事業	6
3	官庁営繕事業	3
4	船舶建造事業	1
5	海上保安官署施設整備事業	1
計		12

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(4)参照。
 2 No.1～2は公共事業関係費、No.3～5はその他施設費に係るものである。

- (5) 平成23年度第3次補正予算に係る評価として、23事業を対象として新規事業採択時評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成23年10月28日に「平成23年度第3次補正予

算に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 17-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈23 年度第 3 次補正予算に係る評価〉

No.	事業区分		件数
1	道路・街路事業	直轄事業等	18
		補助事業等	3
2	船舶建造事業		2
計			23

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(5)参照。
2 No.1は公共事業関係費、No.2はその他施設費に係るものである。

- (6) 平成 24 年度予算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業（道路・街路事業）に係る 15 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 23 年 11 月 30 日に「平成 24 年度予算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 17-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24 年度予算要求に係る評価〉

No.	事業区分		件数
1	道路・街路事業	直轄事業等	14
		補助事業等	1
計			15

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 17-4-(6)参照。

- (7) 平成 24 年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、14 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された 17 事業を含め、その結果を平成 24 年 1 月 30 日に「個別公共事業の評価書－平成 23 年度－」として公表。

表 17-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24 年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分
1	河川事業	直轄事業	2	—
2	砂防事業等	直轄事業	1	—
3	道路・街路事業	直轄事業等	8	—
4	港湾整備事業	直轄事業	3	—
5	道路・街路事業	直轄事業等	—	14
6	港湾整備事業	直轄事業	—	3
計			14	17

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(7)参照。
2 No.5～6は政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された事業(平成 23 年 9 月及び 11 月に評価結果を公表済)であり、評価実施件数に含めない。

- (8) 平成 24 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、68 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を平成 23 年度内に実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された 1 事業を含め、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「個別公共事業の評価書（その 2）－平成 23 年度－」として公表。

表 17-3-ク 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈24年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	河川事業 補助事業等	4	—
2	道路・街路事業 補助事業等	3	—
3	都市・幹線鉄道整備事業	41	—
4	住宅市街地総合整備事業	1	—
5	都市公園事業 補助事業等	3	—
6	離島振興特別事業	3	—
7	奄美群島振興開発事業	4	—
8	小笠原諸島振興開発事業	9	—
9	道路・街路事業 補助事業等	—	1
計		68	1

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(8)参照。

2 No.1～5、9は公共事業関係費、No.6～8はその他施設費に係るものである。

3 No.9は政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された事業（平成23年11月に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

- (9) 新規課題として開始しようとする50の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成24年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 17-3-ケ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈24年度予算概算要求時〉

No.	評価対象研究開発課題
1	交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進
2	電車線柱および駅舎天井等の耐震性評価と対策
3	鉄道路線の大規模地盤・構造物群モデル化手法の開発
4	遠隔非接触測定による岩塊スケールと支持状態の推定
5	低損失電力供給システムの構築
6	トンネル内車両火災時の煙流動性状と乗客の避難方法に関する研究
7	自律型台車健全性監視システムの開発
8	局所的短時間集中豪雨による鉄道施設への氾濫影響評価手法の研究
9	レール、まくらぎ交換計画支援システムの開発
10	在来線車軸の信頼性評価手法の開発
11	車両用非接触給電システムの開発
12	材料技術を活用した騒音・振動低減対策の開発
13	空力騒音の実験的評価手法の開発
14	走行時における運転操縦負荷のシミュレータの開発
15	貨車運用管理システムの開発
16	ICTを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究
17	超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究—想定外に備えて—
18	外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究
19	建物火災時における避難安全性能の算定法と目標水準に関する研究
20	沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究
21	沿岸域における港湾・水産・環境協調型統合的管理方策の研究
22	空港の津波対策の評価方法等に関する研究
23	地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究
24	建築生産における三次元データを用いた維持管理データの管理・描画技術の開発
25	コンクリート構造物に塩害劣化自己防衛機能を付与するための新しい混和材料の開発
26	被災堤防緊急対応のための3次元堤防可視化ツール及び対策設計システムの開発
27	ミリ波・マイクロ波を用いた住宅大壁内の非破壊診断装置の開発
28	地震時の超高層建物の室内安全対策技術の開発
29	ASR劣化構造物の力学性能推定技術の確立
30	総合的な社会資本の戦略的維持管理システムの開発

31	防災、長寿命化実現のための超高強度高靱性モルタルを用いた水中ライニング工法的设计・施工法の開発
32	サンゴ礁州島形成場のモデルの開発
33	既設落石防護擁壁工に関する三層緩衝構造を用いた耐衝撃性能の高度化に関する技術開発
34	最近の豪雪を踏まえた効率的・効果的克雪対策技術開発に関する研究
35	新燃岳火山灰の有効利用が可能な土木技術の開発
36	電波の位相差計測による広域岩盤崩落・崩壊リアルタイムモニタリングシステムの開発
37	組立式台船を利用した自己投下式土運船
38	竹材等の低利用資源を用いた高性能壁土の開発
39	戸建住宅・小規模建築用地中熱ヒートポンプシステムの開発
40	高齢者居住の既存戸建住宅における断熱改修によるE B、N E B効果定量評価手法の技術開発
41	サステナブル技術を活かした枠組壁工法によるエコスクールの標準システムの開発
42	住宅における電力による総利用光束量を最小化する照明制御システムの技術開発
43	「見える化」を有効活用する設備運用モデルの策定とユーザーインターフェースの技術開発
44	住宅の環境負荷を削減する先導的評価および普及技術の開発
45	常設としてリユース可能な複層の応急仮設住宅をホテルとして備蓄することに関する技術開発
46	既存建物に対する梁部材のせん断破壊遅延型補強工法の技術開発
47	大規模地震時の耐火木造建築物の安全性向上と実用化開発
48	砕石による住宅等の液状化対策工法に関する技術開発
49	先端及び中間径部を有する場所打ちコンクリート杭工法の技術開発
50	靱性確保型低層鉄骨造の大規模地震時の損傷抑制用D I Y制震補強に関する技術開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表17-4-(9)参照

また、平成24年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた55の個別研究開発課題を対象として事前評価(事業評価方式)を実施し、平成24年3月30日に「個別研究開発課題評価書ー平成23年度ー」として公表。

表17-3-コ 事前評価を実施した個別研究開発課題(23年度末実施)

No.	評価対象研究開発課題
1	交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進
2	電車線柱および駅舎天井等の耐震性評価と対策
3	鉄道路線の大規模地盤・構造物群モデル化手法の開発
4	遠隔非接触測定による岩塊スケールと支持状態の推定
5	自然エネルギーと蓄電技術による電力システムの構築
6	走行時における運転操縦負荷のシミュレータの開発
7	貨車運用管理システムの開発
8	昇降スクリーン式ホームドアの技術開発
9	交流電化設備を活用した蓄電池電車の開発
10	I C Tを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究
11	超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究
12	外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究
13	建物火災時における避難安全性能の算定法と目標水準に関する研究
14	沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究
15	津波からの多重防護・減災システムに関する研究
16	木造3階建学校の火災安全性に関する研究
17	大規模土砂生産後の流砂系土砂管理のあり方に関する研究
18	地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究
19	建築生産における三次元データを用いた維持管理データの管理・描画技術の開発
20	コンクリート構造物に塩害劣化自己防衛機能を付与するための新しい混和材料の開発
21	被災堤防緊急対応のための3次元堤防可視化ツール及び対策設計システムの開発
22	ミリ波・マイクロ波を用いた住宅大壁内の非破壊診断装置の開発
23	地震時の超高層建物の室内安全対策技術の開発
24	A S R劣化構造物の力学性能推定技術の確立
25	総合的な社会資本の戦略的維持管理システムの開発

26	防災、長寿命化実現のための超高強度高靱性モルタルを用いた水中ライニング工法の設計・施工法の開発
27	サンゴ礁州島形成場のモデルの開発
28	既設落石防護擁壁工に関する三層緩衝構造を用いた耐衝撃性能の高度化に関する技術開発
29	最近の豪雪を踏まえた効率的・効果的克雪対策技術開発に関する研究
30	新燃岳火山灰の有効利用が可能な土木技術の開発
31	電波の位相差計測による広域岩盤崩落・崩壊リアルタイムモニタリングシステムの開発
32	組立式台船を利用した自己投下式土運船
33	竹材等の低利用資源を用いた高性能壁土の開発
34	ライフライン地中埋設管の経済的・効果的な液状化対策技術の開発
35	地下水位低下工法と排水工法を併用した既存戸建て住宅の液状化対策の開発
36	浅層盤状改良による宅地の液状化対策の合理的な設計方法の研究
37	鋼矢板囲い込み・地下水位低下併用による液状化抑止工法の開発
38	周辺道路も含めた既設宅地及び既設インフラの液状化対策として薄壁改良が可能な自由形状・大口径高圧噴射攪拌工法による効果的な改良形状および簡易設計手法の開発
39	基礎地盤の不飽和化による液状化対策工法の実証的研究
40	周辺地盤影響の少ない地中拡翼型地盤改良工法のモニタリング・制御方法の開発
41	津波堆積土砂からのがれき分別と土砂の分級による良質な建設材料の有効利用
42	がれき残渣の有効活用によるアップサイクルブロックの開発
43	コンクリートがらを母材としたCSGの開発
44	戸建住宅・小規模建築用地中熱ヒートポンプシステムの開発
45	高齢者居住の既存戸建住宅における断熱改修によるEB、NEB効果定量評価手法の技術開発
46	サステナブル技術を活かした枠組壁工法によるエコスクールの標準システムの開発
47	住宅における電力による総利用光束量を最小化する照明制御システムの技術開発
48	「見える化」を有効活用する設備運用モデルの策定とユーザーインターフェースの技術開発
49	住宅の環境負荷を削減する先導的評価および普及技術の開発
50	常設としてリユース可能な複層の応急仮設住宅をホテルとして備蓄することに関する技術開発
51	既存建物に対する梁部材のせん断破壊遅延型補強工法の技術開発
52	大規模地震時の耐火木造建築物の安全性向上と実用化開発
53	碎石による住宅等の液状化対策工法に関する技術開発
54	先端及び中間拡径部を有する場所打ちコンクリート杭工法の技術開発
55	靱性確保型低層鉄骨造の大規模地震時の損傷抑制用DIY制震補強に関する技術開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(10)参照。

(10) 租税特別措置等に係る 20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策評価書」として公表。

表 17-3-サ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1500 万円の特別控除の延長
2	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充
3	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
4	津波防護施設に関する収用代替資産の取得に係る課税特例等の適用を受ける際の簡易証明書制度の適用
5	マンション建替事業に係る特例措置の適用範囲の拡大
6	バリアフリー施設等に係る特別償却制度の創設
7	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充
8	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度
9	国庫補助金等の総収入金額不算入等の特例措置の拡充
10	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長
11	モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するための事業用固定資産の買換え等に関する特例措置の延長
12	街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設
13	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設

14	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設
15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
16	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し
17	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長
18	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置の創設
19	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社に係る課税標準の特例措置の拡充
20	投資法人等に係る法人住民税均等割の減免措置の導入

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(11)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

47の施策目標に係る政策を対象に政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成22年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表17-3-シ 政策チェックアップを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	引き続き推進
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	引き続き推進
5	快適な道路環境を創造する	引き続き推進
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	引き続き推進
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	改善・見直し
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	改善・見直し
11	住宅・市街地の防災性を向上する	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	引き続き推進
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	引き続き推進
16	住宅・建築物の安全性の確保を図る	改善・見直し
17	自動車事故の被害者の救済を図る	引き続き推進
18	自動車の安全性を高める	引き続き推進
19	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	引き続き推進
20	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	改善・見直し
21	観光立国を推進する	改善・見直し
22	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	改善・見直し
23	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	引き続き推進
24	整備新幹線の整備を推進する	引き続き推進
25	航空交通ネットワークを強化する	引き続き推進
26	都市再生・地域再生を推進する	改善・見直し

27	流通業務立地等の円滑化を図る	改善・見直し
28	集約型都市構造を実現する	改善・見直し
29	鉄道網を充実・活性化させる	改善・見直し
30	地域公共交通の維持・活性化を推進する	改善・見直し
31	都市・地域における総合交通戦略を推進する	引き続き推進
32	道路交通の円滑化を推進する	引き続き推進
33	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	引き続き推進
34	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	引き続き推進
35	建設市場の整備を推進する	改善・見直し
36	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	引き続き推進
37	地籍の整備等の国土調査を推進する	改善・見直し
38	自動車運送業の市場環境整備を推進する	引き続き推進
39	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	改善・見直し
40	総合的な国土形成を推進する	引き続き推進
41	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	引き続き推進
42	離島等の振興を図る	引き続き推進
43	北海道総合開発を推進する	引き続き推進
44	技術研究開発を推進する	引き続き推進
45	情報化を推進する	引き続き推進
46	国際協力、連携等を推進する	引き続き推進
47	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(12)参照。

(2) 以下の9のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成24年3月30日に「平成23年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表 17-3-ス 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	仕事の進め方の改革－第2回フォローアップ－	引き続き推進
2	美しい国づくり政策大綱	引き続き推進
3	指定等法人に対する国の関与等の透明化・合理化－指定等法人が行う事務・事業の検証－	引き続き推進
4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	引き続き推進
5	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	引き続き推進
6	土砂災害防止法	引き続き推進
7	住宅・建築物の耐震化の促進	引き続き推進
8	港湾の大規模地震対策	引き続き推進
9	市町村の防災判断を支援する気象警報の充実	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(13)参照。

また、以下の8のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成24年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表 17-3-セ 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	技術研究開発の総合的な推進
2	環境政策の推進
3	国土形成計画（全国計画）
4	トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保

5	航空自由化の推進
6	新たな北海道総合開発計画の中間点検
7	緊急地震速報の利用の拡大
8	新たな船舶交通安全政策の推進

- (3) 平成23年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、4事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として平成23年5月19日に、8事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その2」として8月12日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その3」として8月26日に、3事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その4」として10月27日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-ソ 再評価を実施した個別公共事業（23年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業	1	廃止、休止、中止
		補助事業	17	引き続き推進（13件） 廃止、休止、中止（4件）
計			18	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(14)参照。

- (4) 平成24年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、32事業について「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として平成23年9月30日に、「平成24年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」において評価手続中となった1事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その4」として10月27日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-タ 再評価を実施した個別公共事業（24年度予算概算要求時実施）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	29 [評価手続中：1]	引き続き推進
2	空港整備事業	補助事業	1	引き続き推進
3	官庁営繕事業		2	引き続き推進（1件） 改善・見直し（1件）
4	ダム事業	直轄事業等	1	廃止、休止、中止
計			33	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(15)参照。

- (5) 平成23年度第3次補正予算に係る評価として、1事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年10月28日に「平成23年度第3次補正予算に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 17-3-チ 再評価を実施した個別公共事業（23年度第3次補正予算に係る評価）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	道路・街路事業	直轄事業等	1	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(16)参照。

(6) 平成 24 年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、1 事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 5」として平成 24 年 1 月 26 日に、4 事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 6」として 2 月 13 日にそれぞれその結果を公表。

表 17-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業（24 年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業	1	引き続き推進
		補助事業	4	引き続き推進（3 件） 廃止、休止、中止（1 件）
計			5	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 17-4-(17) 参照。

(7) 平成 24 年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、424 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された 31 事業を含め、その結果を平成 24 年 1 月 30 日に「個別公共事業の評価書—平成 23 年度—」として公表。

表 17-3-テ 再評価を実施した個別公共事業（24 年度予算に向けた事業（直轄事業等））

No.	事業区分		件数	公表済分	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	109	—	引き続き推進
2	砂防事業等	直轄事業	26	—	引き続き推進
3	海岸事業	直轄事業	14	—	引き続き推進
4	道路・街路事業	直轄事業等	207	—	引き続き推進（203 件） 改善・見直し（3 件） 廃止、休止、中止（1 件）
5	港湾整備事業	直轄事業	59	—	引き続き推進（58 件） 改善・見直し（1 件）
6	都市公園事業		9	—	引き続き推進
7	ダム事業	直轄事業等	—	29	引き続き推進（28 件） 廃止、休止、中止（1 件）
8	官庁営繕事業		—	2	引き続き推進（1 件） 改善・見直し（1 件）
計			424	31	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 17-4-(18) 参照。

2 No. 7～8 は、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された事業（平成 23 年度 9 月及び 10 月に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

(8) 平成 24 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、90 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を平成 23 年度内に実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された 1 事業を含め、その結果を平成 24 年 4 月 6 日に「個別公共事業の評価書（その 2）—平成 23 年度—」として公表。

表 17-3-ト 再評価を実施した個別公共事業（24 年度予算に向けた事業（補助事業等））

No.	事業区分		件数	公表済分	評価結果の反映状況
1	河川事業	補助事業等	1	—	引き続き推進

2	ダム事業	補助事業	9 [評価手続中: 2]	—	引き続き推進
3	道路・街路事業	補助事業等	33	—	引き続き推進 (32件) 廃止、休止、中止 (1件)
4	土地区画整理事業	補助事業等	1	—	引き続き推進
5	港湾整備事業	補助事業	23 [評価手続中: 3]	—	引き続き推進
6	都市・幹線鉄道整備事業		2 [評価手続中: 1]	—	引き続き推進
7	整備新幹線整備事業		2	—	引き続き推進
8	住宅市街地基盤整備事業		3	—	引き続き推進
9	住宅市街地総合整備事業		15	—	引き続き推進
10	都市公園事業	補助事業等	1	—	引き続き推進
11	空港整備事業	補助事業等	—	1	引き続き推進
計			90 [評価手続中: 6]	1	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(19)参照。

2 No. 11は、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です算決定された事業(平成23年度9月に評価結果を公表済)であり、評価実施件数に含めない。

- (9) 平成21年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業1事業を対象として再評価(事業評価方式)を平成23年度内に実施し、その結果を平成24年4月6日に「個別公共事業の評価書(その2)ー平成23年度ー」として公表。

表17-3-ナ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	21年度評価: 1 [評価手続中: 15年度評価2 20年度評価1 21年度評価1]	廃止、休止、中止
2	港湾整備事業	補助事業等	[評価手続中: 20年度評価1]	—
計			1 [評価手続中: 5]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(20)参照。

- (10) 事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した67事業を対象として完了後の事後評価(事業評価方式)を平成23年度内に実施し、その結果を平成24年4月6日に「個別公共事業の評価書(その2)ー平成23年度ー」として公表。

表17-3-ニ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	15
2	ダム事業	直轄事業等	3
3	砂防事業等	直轄事業	2
4	道路・街路事業	直轄事業等	31
5	港湾整備事業	直轄事業	8
6	空港整備事業	直轄事業	1
7	都市・幹線鉄道整備事業		3

8	航路標識整備事業	1
9	官庁営繕事業	3
計		67

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(21)参照。

2 No.1～8は公共事業関係費、No.9はその他施設費に係るものである。

- (11) 研究期間が終了した個別研究開発課題 70 課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 30 日に「個別研究開発課題評価書－平成 23 年度－」として公表。

表 17-3-ヌ 終了時評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題
1	準天頂衛星による高精度測位補正に関する技術開発
2	多世代利用型超長期住宅及び宅地の形成・管理技術の開発
3	社会資本のライフサイクルをとおした環境評価技術の開発
4	パンデミック発生に伴う流域水質管理に関する研究
5	災害気象・水象のリアルタイム予測技術開発と仮想風速計、仮想雨量計および仮想波高計の構築
6	再生藻場における生物多様性モニタリング技術の開発
7	DEMを用いた地震時斜面崩壊危険度および崩壊規模推定手法の開発
8	応急的防災・減災のための局地豪雨24時間予測手法の開発
9	地球温暖化による環境変動へのアダプテーションに向けた流域圏生態系健全性の評価・管理技術開発 ～沖縄本島の複数流域を対象として～
10	都市における合理的な地下空間創造技術およびその耐震性能評価に関する研究
11	地震による斜面崩壊予測とそれによる家屋・道路被害推計の統合システムの開発
12	次世代無線技術の利用による低コストで安定性の高い道路情報通信システムの開発
13	低炭素社会に向けた快適生活空間を創造するスギ間伐材を活用した耐火軸組構法技術の開発
14	下水道システムの地震被害応急復旧戦略シミュレータの開発
15	土木事業での木材活用による温暖化防止対策への貢献
16	既存木造学校施設の耐震補強方法の開発
17	建設対象物形状の3次元座標数値化技術の開発
18	土砂災害の2次被害を防止するための安価で迅速に設置できる監視装置の開発
19	高品質盛土を保証する施工管理技術に関する研究
20	地理空間情報の流通プラットフォーム技術開発による建設生産プロセスの効率化
21	三次元サブミリメートル変位計測による遠隔観測型崖崩れ前兆検出システムの開発
22	建設ICTにおけるImage Based Communications Tool（情報共有プラットフォーム）の研究開発
23	構造物現況形状データと設計データを用いた品質確保と施工支援に関する技術の開発
24	構造物の表層強度分布測定装置および含浸強化剤の開発研究
25	光ファイバセンシングによる広域社会基盤施設の高精度変状監視システムの開発
26	メカニカル亀裂ストッパーを用いた鋼橋の緊急・応急補修技術の開発
27	準天頂衛星による高精度測位補正に関する技術開発
28	先端ICTを活用した安全・安心な交通システムの開発
29	コプロダクションを活用した次世代型最適省エネルギーシステムに関する技術開発
30	太陽エネルギーを最大限に利用するパッシブソーラーとタンデム型太陽電池のハイブリッドシステムの開発
31	中小規模の建築・住宅向けの効率的なエネルギー管理・省エネ支援システムに関する技術開発
32	環境に貢献する膜構造の技術開発
33	食品店舗等における高効率機器・換気設備の統合制御システムに関する技術開発
34	行動・環境モニタリングによるワークプレイスの省エネルギーと知的活動の活性化技術開発
35	学習機能に基づく省エネ性と快適性の最適化制御技術の開発
36	クール建材による住宅市街地のヒートアイランド緩和に関する技術開発
37	輻射空調システムの高性能化・簡易施工化に関する技術開発
38	意匠・構造・環境の性能向上を同時に図る「統合ファサードシステム」による既存ストックの再生技術の開発

39	超高耐久オールステンレス共用部配管システムに関する技術開発
40	建設発生木材のマテリアル利用拡大に繋げるパーティクルボードの利用・設計手法の開発
41	トイレ・水回りの改善等による既存ストックにおける環境負荷低減技術の開発
42	建築部材・部品等に係る品質・履歴情報を活用した保守・維持の管理システムの開発
43	建築物解体工事に伴う建設廃棄物量、解体工事費、再資源化、適正処理費用および二酸化炭素排出量の概算システムに関する技術開発
44	S I 建築（住宅）に資する床スラブ工法に関する技術開発
45	制震デバイスを用いた木造簡易制振壁に関する技術開発
46	戸建住宅の防犯性能評価シミュレーションに関する技術開発
47	長周期地震動を受ける既存RC造超高層建築物の構造部材性能評価・向上技術の開発
48	ハウスダストによる健康負荷削減住宅に関する技術開発
49	高性能材料を利用したPCaPC造大型集合住宅の資産価値向上に関する技術開発
50	すべり・つまずき転倒防止床材に関する技術開発
51	アスベスト封じ込め無人化塗布装置に関する技術開発
52	事故時の乗客・乗務員の挙動シミュレーションシステムの開発
53	入換専用機関車に適用可能な大容量蓄電池システムの構築
54	運用計画の最適化を図る仕組みの構築
55	交角が小さい踏切用の接続ブロック等の開発
56	インバータ電車における高速域での回生ブレーキ有効領域拡大に関する技術開発
57	省エネ・低騒音空調装置の開発
58	高精度の列車制御を可能とする広帯域無線測距通信装置の基礎技術開発
59	走行式レール断面計測装置の開発
60	国土保全のための総合的な土砂管理手法に関する研究
61	日本近海における海洋環境の保全に関する研究
62	業務用建築の省エネルギー性能に係る総合的評価手法及び設計法に関する研究
63	科学的分析に基づく生活道路の交通安全対策に関する研究
64	人口減少期における都市・地域の将来像アセスメントの研究
65	地域特性に応じた住宅施策の効果計測手法の開発
66	ITを活用した動線データの取得と電子的動線データの活用に関する研究
67	沿岸域における包括的環境計画・管理システムに関する研究
68	港湾の広域連携化による海上物流への影響把握と効果拡大方策に関する研究
69	GPS統合解析技術の高度化
70	マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究

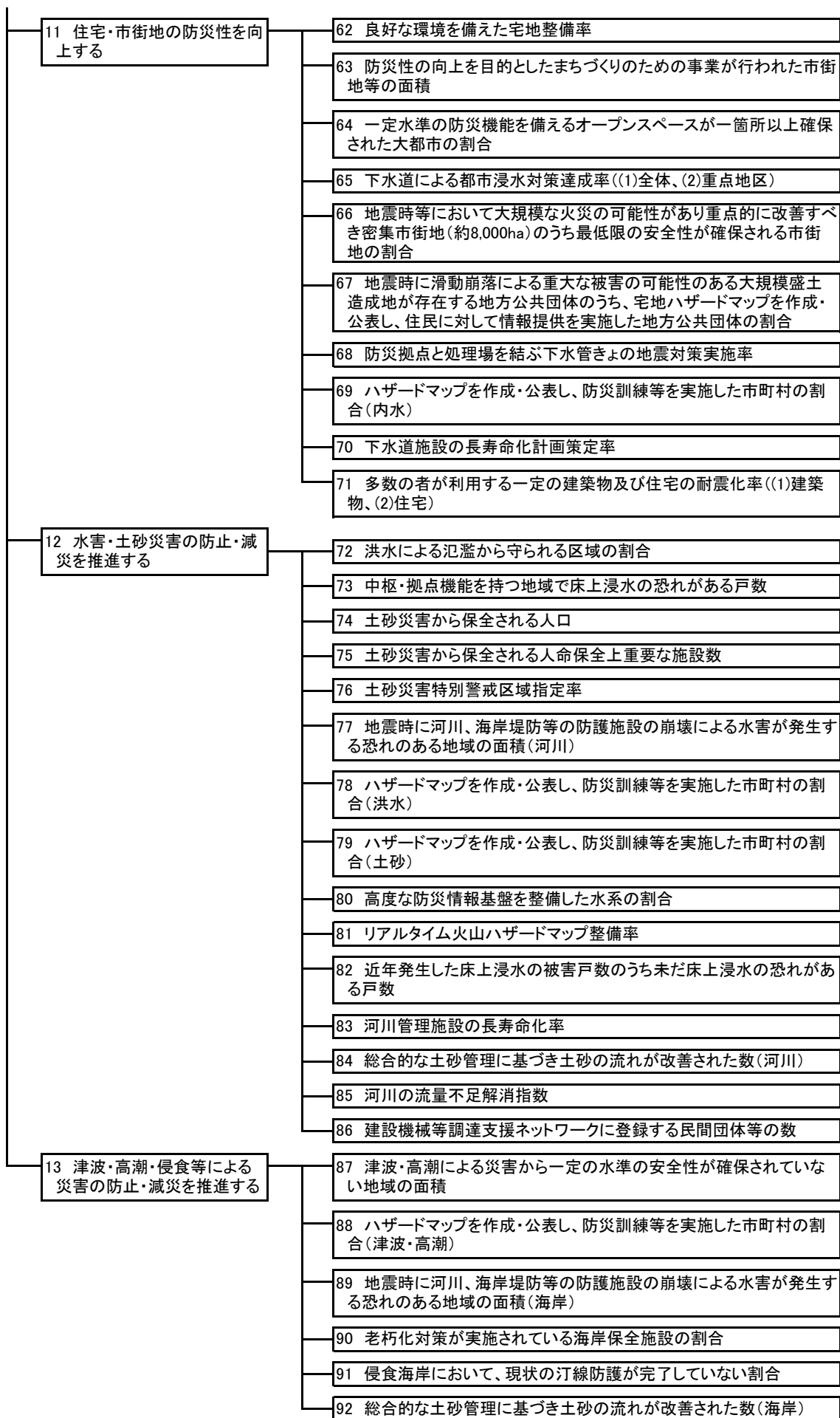
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表17-4-(22)参照。

政策体系(国土交通省)

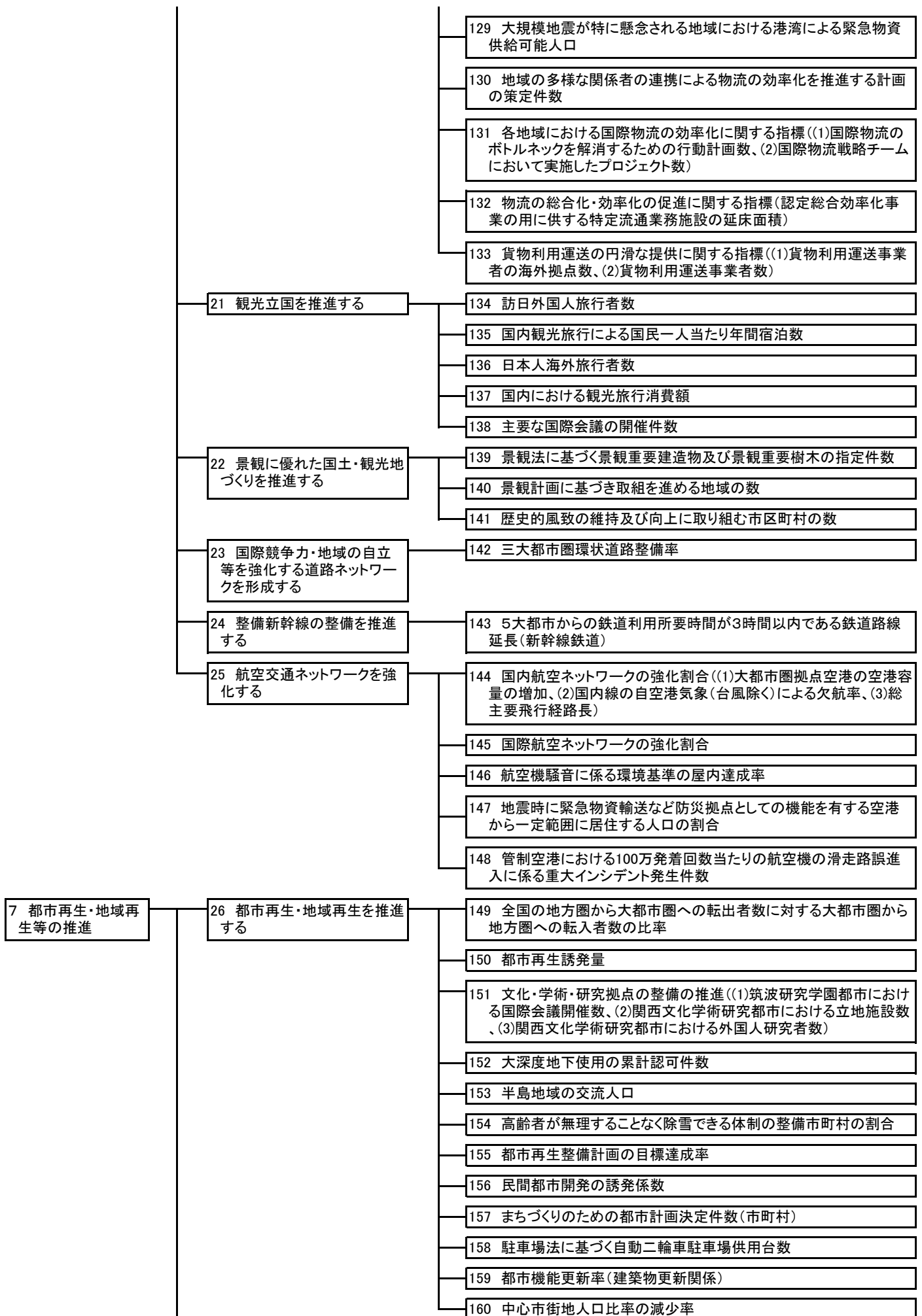
※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの
業績指標

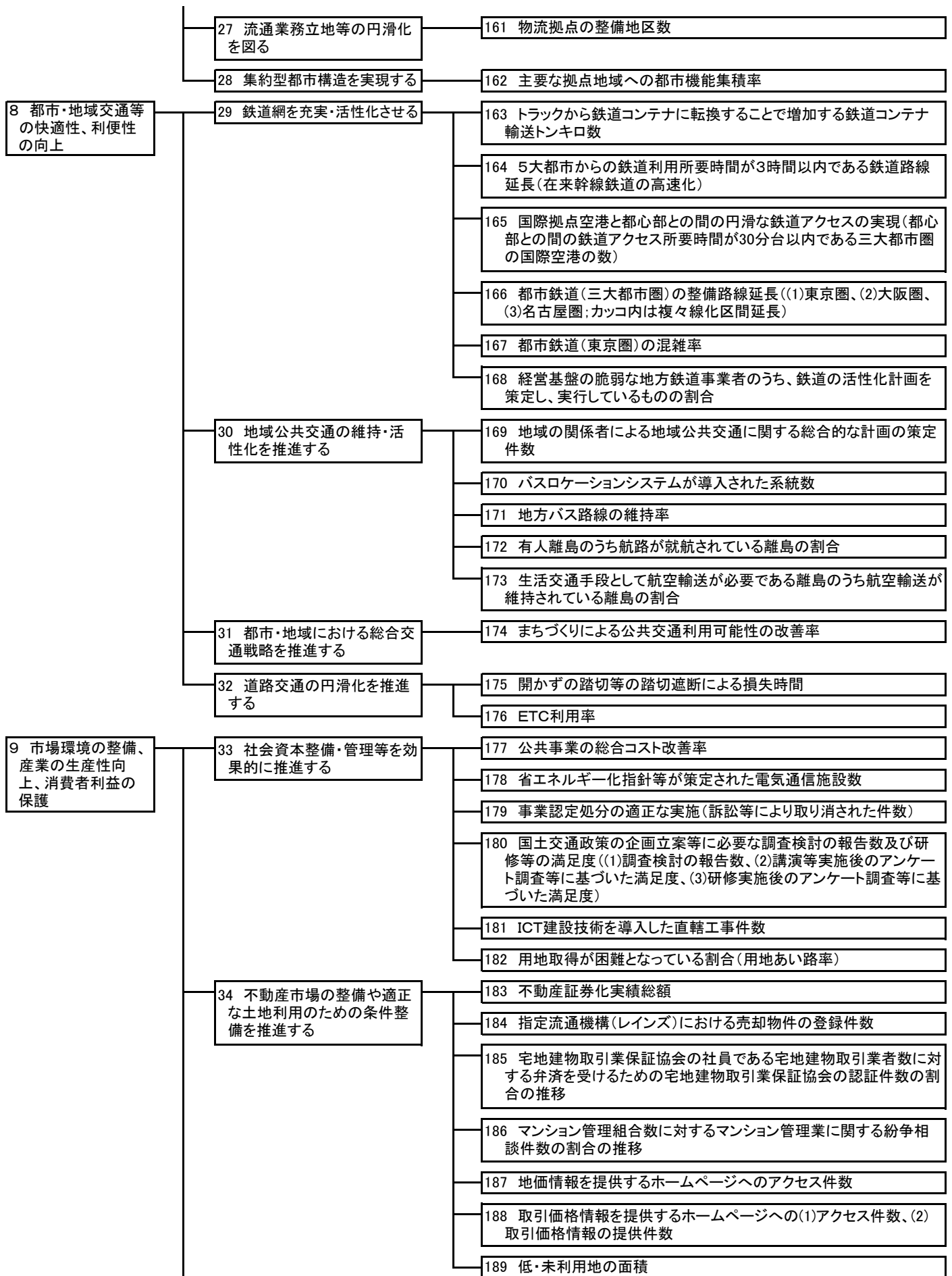
政策目標	施策目標	業績指標		
○ 暮らし・環境 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	1 最低居住面積水準未達率 2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率((1)全国、(2)大都市圏)		
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	3 住宅の利活用期間((1)減失住宅の平均築後年数、(2)住宅の減失率) 4 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 5 既存住宅の流通シェア 6 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合 7 新築住宅における住宅性能表示の実施率		
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する	8 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積 9 公共施設等のバリアフリー化率((1)特定道路におけるバリアフリー化率、(2)段差解消をした旅客施設の割合、(3)視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、(4)不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率) 10 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数((1)低床バス車両、(2)ノンステップバス車両、(3)福祉タクシー) 11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合((1)鉄軌道車両、(2)旅客船、(3)航空機) 12 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数 13 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((1)園路及び広場、(2)駐車場、(3)便所) 14 バリアフリー化された路外駐車場の割合 15 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率((1)一定のバリアフリー化、(2)高度のバリアフリー化) 16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 17 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合		
		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	18 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数 19 水辺の再生の割合(海岸) 20 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数 21 湿地・干潟の再生の割合(港湾) 22 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数 23 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	
			5 快適な道路環境を創造する	24 市街地の幹線道路の無電柱化率 25 クリーンエネルギー自動車の普及台数
				6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する





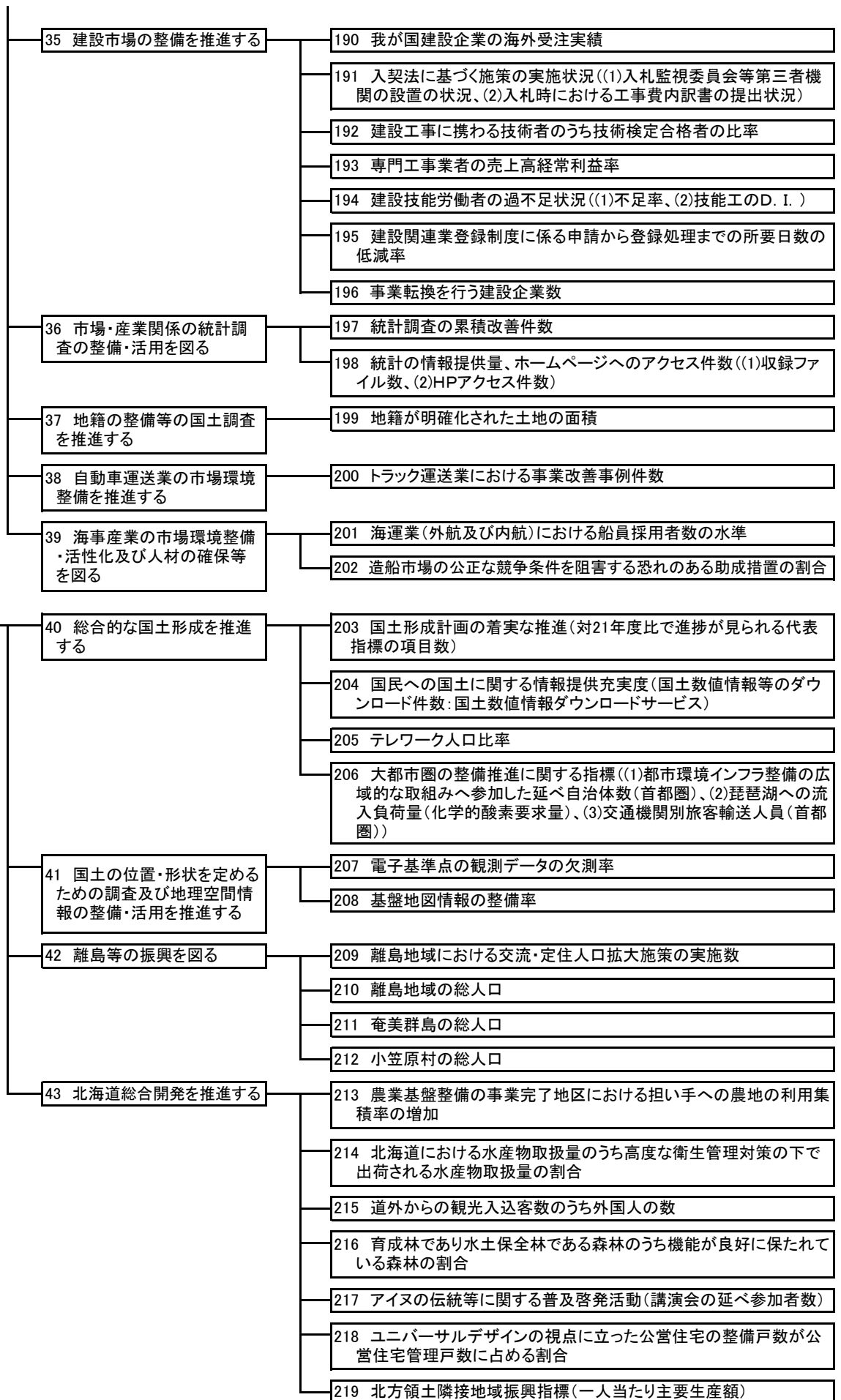


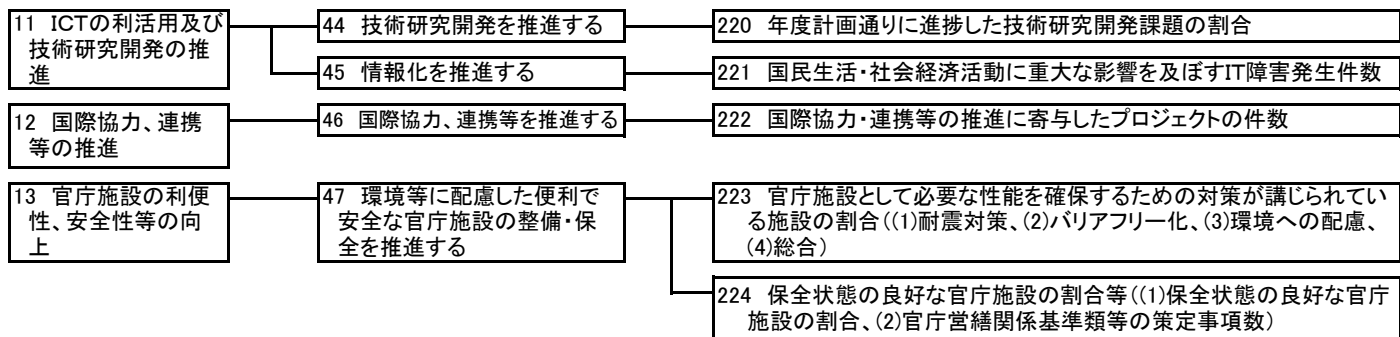




○ 横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備





(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000140539.pdf>)参照

環境省

《環境省》

表 18-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成23年度環境省政策評価実施計画（平成23年4月1日策定） 平成23年5月17日一部変更	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：40目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 18-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価	事業評価方式：3件 (新設規制) 〔表 18-3-ア〕 ≪5件≫ 〔表 18-3-イ〕	規制の新設は有効	3	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	3 ≪5≫	
	事業評価方式：5件 (租税特別措置等) 〔表 18-3-ウ〕	平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望として妥当	5	平成24年度税制改正（租税特別措置）要望を行うこととした	5	
	事業評価方式：3件 (個別公共事業) 〈平成 22 年度新規採択：1件〉 〔表 18-3-エ〕 〈平成 23 年度新規採択：2件〉 〔表 18-3-オ〕	事業の実施は有効	3	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	3	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：40件 〔表 18-3-カ〕	施策の改善・見直し	40	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	40
					概算要求に反映	32
					機構・定員要求に反映	5
					定員要求に反映	5
					政策の一部の廃止、休止又は中止	8
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) ≪ ≫は、平成 22 年度に評価結果が公表され、「平成 22 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 18-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月5日及び11月25日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 18-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
環境影響評価法施行令の一部を改正する政令	
1	法対象事業に風力発電事業を追加
2	法的関与要件に交付金事業を追加
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案	
3	有害物質貯蔵指定施設についての規定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表18-4-(1)参照。

- (2) 以下の5政策は、その結果を平成22年度に事前評価書として公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果を政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして掲載。

表 18-3-イ 規制を対象として平成22年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	
1	有害物質使用特定施設等の届出規定の創設
2	有害物質使用特定施設等に係る構造等の基準遵守義務の創設
3	有害物質使用特定施設等に係る改善命令等の創設
4	有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案	
5	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加(指定物質の規定)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表18-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月30日及び10月27日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 18-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	P C B汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長
2	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(延長)
3	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)
5	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表18-4-(3)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成22年度に新規採択を要求している公共事業1事業を対象として事前評価を実施し、その結果を平成23年6月27日に「平成22年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（PCB廃棄物処理施設整備事業）」として公表。

表 18-3-エ 個別公共事業を対象として事前評価した政策（平成22年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	PCB廃棄物処理施設整備事業（1事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 18-4-(4) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成23年度に新規採択を要求している公共事業2事業を対象として事前評価を実施し、その結果を平成23年4月15日及び10月6日に「平成23年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）」及び「平成23年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）」として公表。

表 18-3-オ 個別公共事業を対象として事前評価した政策（平成23年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業（1事業）
2	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（1事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 18-4-(5) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成23年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、平成22年度に行った以下の40目標を対象として事後評価を実施し、平成23年10月14日に「平成22年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 18-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

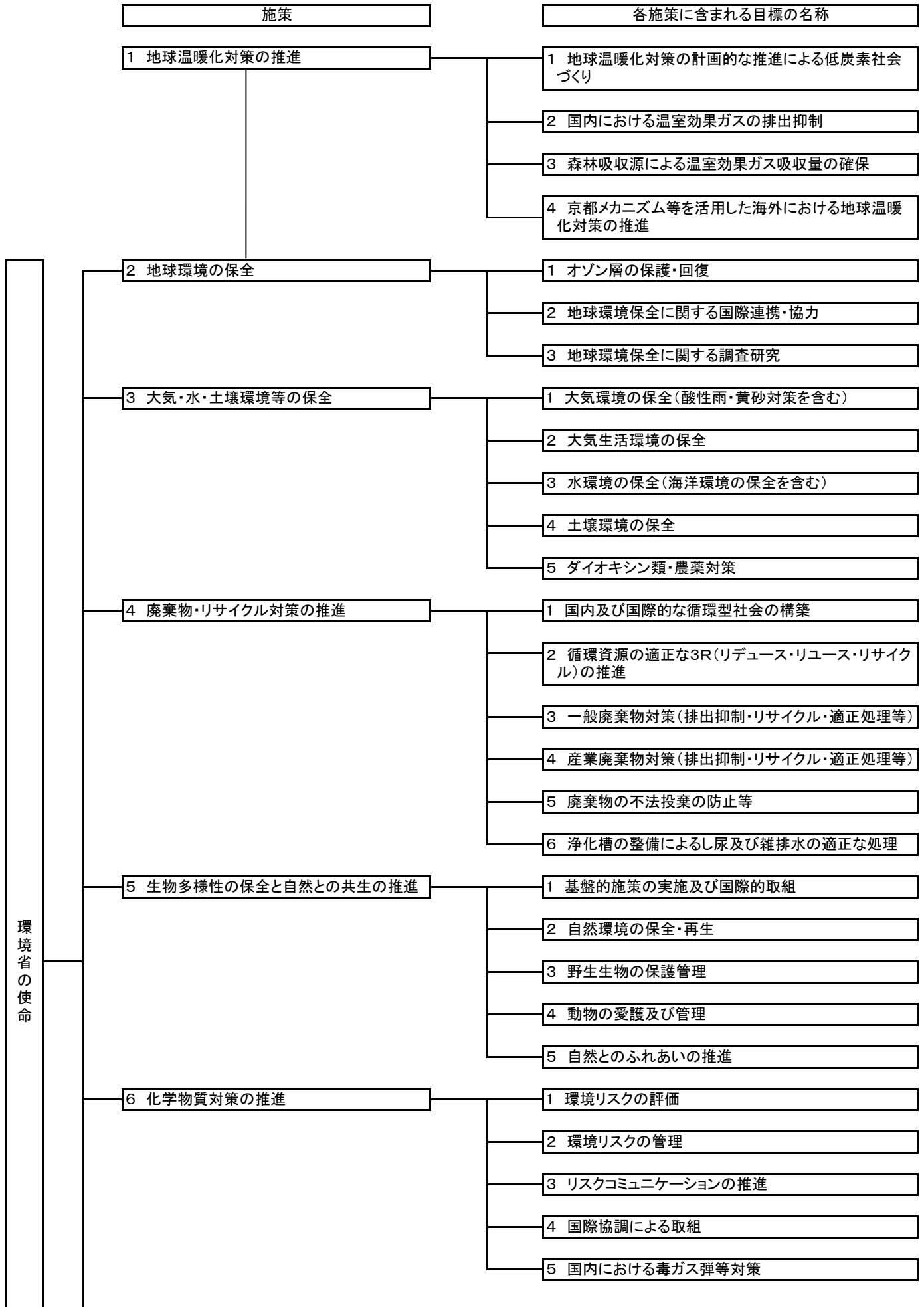
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
重点的評価対象施策		
1 地球温暖化対策の推進		
1	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	改善・見直し
2	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	改善・見直し
3	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	改善・見直し
4	目標1-4 京都メカニズム等を活用した海外における地球温暖化対策の推進	改善・見直し
3 大気・水・土壌環境等の保全		
5	目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	改善・見直し
6	目標3-2 大気生活環境の保全	改善・見直し
7	目標3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	改善・見直し
8	目標3-4 土壌環境の保全	改善・見直し
9	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策	改善・見直し
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	

10	目標 5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	改善・見直し
11	目標 5-2 自然環境の保全・再生	改善・見直し
12	目標 5-3 野生生物の保護管理	改善・見直し
13	目標 5-4 動物の愛護及び管理	改善・見直し
14	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	改善・見直し
8 環境・経済・社会の統合的向上		
15	目標 8-1 経済のグリーン化の推進	改善・見直し
16	目標 8-2 環境に配慮した地域づくりの推進	改善・見直し
17	目標 8-3 環境パートナーシップの形成	改善・見直し
18	目標 8-4 環境教育・環境学習の推進	改善・見直し
9 環境政策の基盤整備		
19	目標 9-1 環境基本計画の効果的実施	改善・見直し
20	目標 9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	改善・見直し
21	目標 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発	改善・見直し
22	目標 9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実	改善・見直し
その他の政策		
2 地球環境の保全		
23	目標 2-1 オゾン層の保護・回復	改善・見直し
24	目標 2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力	改善・見直し
25	目標 2-3 地球環境保全に関する調査研究	改善・見直し
4 廃棄物・リサイクル対策の推進		
26	目標 4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築	改善・見直し
27	目標 4-2 循環資源の適正な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	改善・見直し
28	目標 4-3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	改善・見直し
29	目標 4-4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	改善・見直し
30	目標 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等	改善・見直し
31	目標 4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	改善・見直し
6 化学物質対策の推進		
32	目標 6-1 環境リスクの評価	改善・見直し
33	目標 6-2 環境リスクの管理	改善・見直し
34	目標 6-3 リスクコミュニケーションの推進	改善・見直し
35	目標 6-4 国際協調による取組	改善・見直し
36	目標 6-5 国内における毒ガス弾等対策	改善・見直し
7 環境保健対策の推進		
37	目標 7-1 公害健康被害対策（補償・予防）	改善・見直し
38	目標 7-2 水俣病対策	改善・見直し
39	目標 7-3 石綿健康被害救済対策	改善・見直し
40	目標 7-4 環境保健に関する調査研究	改善・見直し

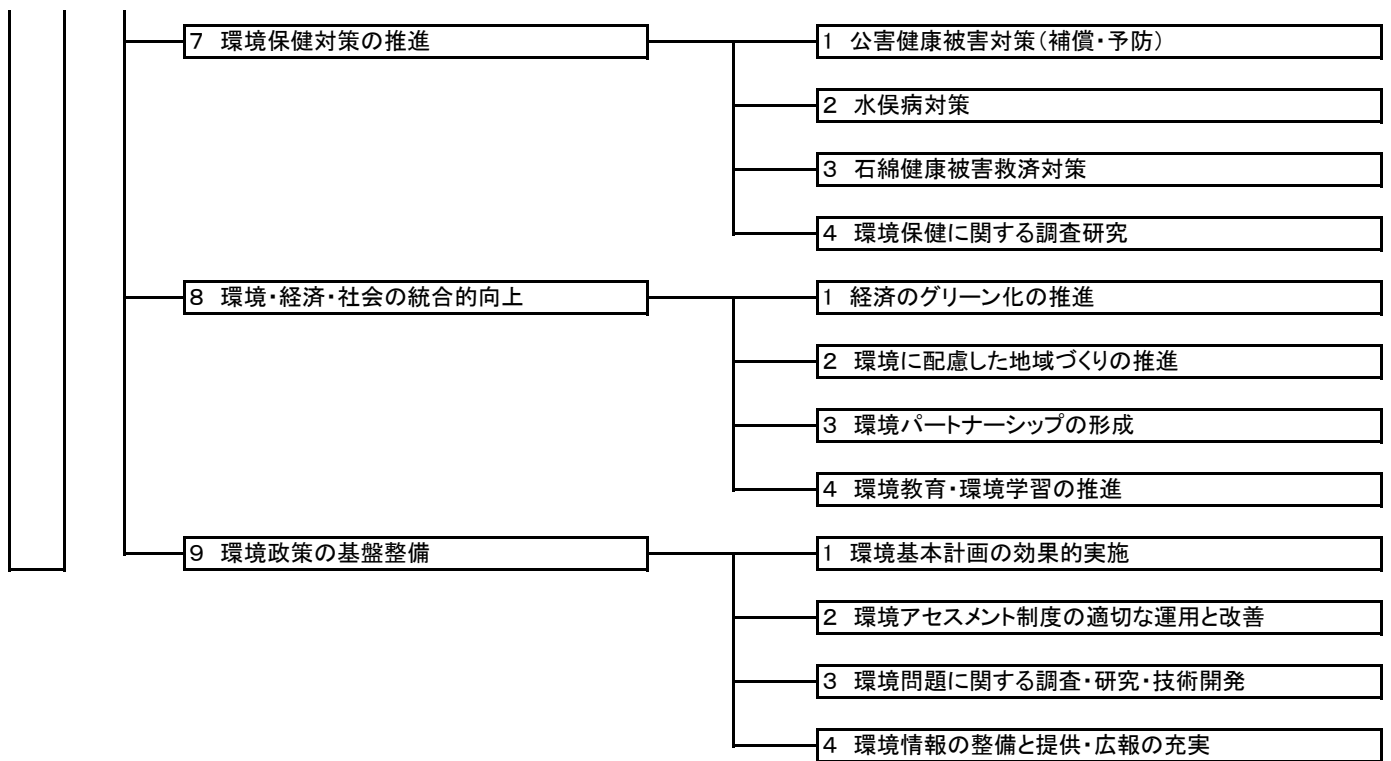
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 18-4-(6) 参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h24/seisaku-taiou.pdf>)参照

防衛省

《防衛省》

表 19-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 3 月 31 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	<p>1 計画期間</p> <p>2 事前評価の対象等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間 ○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。 ○ 施策（狭義）において、新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 ○ 事務事業については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究） イ 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行うもので、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認める場合 ○ 公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃を行う場合は、評価の対象とする。 ○ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る税制改正要望を行う場合は、評価の対象とする。
	<p>3 事後評価の対象等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、法第 7 条第 2 項各号に規定されている要件に該当する政策を含め、毎年度の実施計画に明記し、防衛大臣が定める。 ○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。
	<p>4 政策評価の結果の政策への反映</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の結果は、概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から政策所管課に適時に通知する。 ○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、少なくとも年に 1 回、政策評価の結果の政策への反映状況を企画評価課に速やかに通知する。その際、企画評価課は、評価結果の政策への反映を促進するとともに、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
	<p>5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画評価課は、評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。 ○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。
実施計画の名称	平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成 23 年 8 月 10 日策定） 平成 23 年 9 月 30 日一部改正	
実施計画の主な規定内容	<p>1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間段階の事業評価：8 項目 ○ 事後の事業評価：7 項目 ○ 実績評価：2 項目 ○ 総合評価：2 項目 （総合評価については、平成 24 年 8 月までに評価を終える。）
	<p>2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>

表 19-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式（新規事業）：2件 〔表19-3-ア〕	事業を実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	2	
				概算要求に反映	2	
	事業評価方式（新規研究開発）：11件 〔表19-3-イ〕	事業を実施することが妥当	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	11	
				概算要求に反映	11	
				機構・定員要求に反映	6	
				定員要求に反映	6	
	事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表19-3-ウ〕	事業を実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：2件 〔表19-3-エ〕	今後も引き続き実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	2
					【引き続き推進】	
					概算要求に反映	2
		事業評価方式（中間段階）：8件 〔表19-3-オ〕	今後も引き続き実施することが妥当	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	3
					【引き続き推進】	
					概算要求に反映	3
			これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	5	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定）	5
				【改善・見直し】		
				機構・定員要求に反映	5	
				定員要求に反映	5	
	事業評価方式（事後）：7件 〔表19-3-カ〕	研究開発課題は達成された	7	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの	7	
	{総合評価方式：2件} 〔表19-3-キ〕	—	—	—	—	
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） { } は、評価実施中のもの（外数）である。

表 19-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 24 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 2 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 19-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[2-2-(1) 装備品等の整備]
1	88式地对艦誘導弾システム（改）
2	次期戦闘機の取得

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(1) 参照。

2 評価対象政策名の上の [] 内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (2) 平成 24 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 11 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 19-3-イ 研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[2-2-(3) 研究開発の推進]
1	火力戦闘車の開発
2	潜水艦用新魚雷の開発
3	F-2の支援戦闘能力向上のための開発
4	将来ミサイル警戒技術に関する研究
5	戦闘機用統合火器管制技術の研究
6	直巻マルチセグメント・ロケットモータの研究
7	対空誘導弾高速化光波ドーム技術の研究
8	CBRN脅威評価システム技術の研究
9	遠隔操縦式小型偵察システムの研究
10	高射機関砲システム構成要素の研究
11	可変深度ソーナーシステムの研究

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(2) 参照。

2 評価対象政策名の上の [] 内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (3) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 19-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(3) 参照。

2 事後評価

- (1) 実績評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日及び 24 年 3 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（実績評価）」として公表。

表 19-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[2-2-(2) 装備品等の維持]	
1	補給システムの基盤部分の整備（成果重視事業）	引き続き推進
	[2-2-(8) 自衛隊施設の効率的な維持及び整備]	
2	施設整備におけるコスト削減の推進	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(4) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 8 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（中間段階の事業評価）」として公表。

表 19-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（中間段階）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[1-1-(7) 大規模災害、特殊災害等への対応]	
1	災害時等における関係機関との通信確保に係る連携の強化	改善・見直し
	[1-2-(2) 二国間・多国間防衛協力・交流、共同訓練・演習]	
2	アジア太平洋地域における多国間防衛協力の促進	改善・見直し
	[2-1-(2) 人材の確保・人事施策の見直しを含む人事制度改革]	
3	予備自衛官等制度における信頼性の向上（大規模・特殊災害等に対応するための基盤強化及び予備自衛官室の新設）	改善・見直し
	[2-1-(3) 衛生機能の強化]	
4	メンタルヘルスケア対策の強化	改善・見直し
	[2-2-(1) 装備品等の整備]	
5	哨戒ヘリコプター SH-60K	引き続き推進
6	戦闘機（F-15）近代化改修	引き続き推進
	[2-2-(2) 装備品等の維持]	
7	海外納入における燃料調達の見直し	引き続き推進
	[2-2-(3) 研究開発の推進]	
8	技術情報の収集・分析体制の強化	改善・見直し

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(5) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (3) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 7 項目について評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（事後の事業評価）」として公表。

表 19-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（事後）

No.	評価対象政策
	〔2-2-(3) 研究開発の推進〕
1	新艦対艦誘導弾用複合シーカの研究
2	将来光波センサシステム構成要素技術の研究
3	スマートRFセンサの研究
4	スマート・スキンの機体構造の研究
5	高運動ステルス機技術のシステム・インテグレーションの研究
6	早期警戒滞空型レーダ技術の研究
7	次世代潜水艦AIPシステムの研究

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 19-4-(6) 参照。
 2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(4) 総合評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 項目について評価を実施中（平成 24 年 8 月公表予定）。

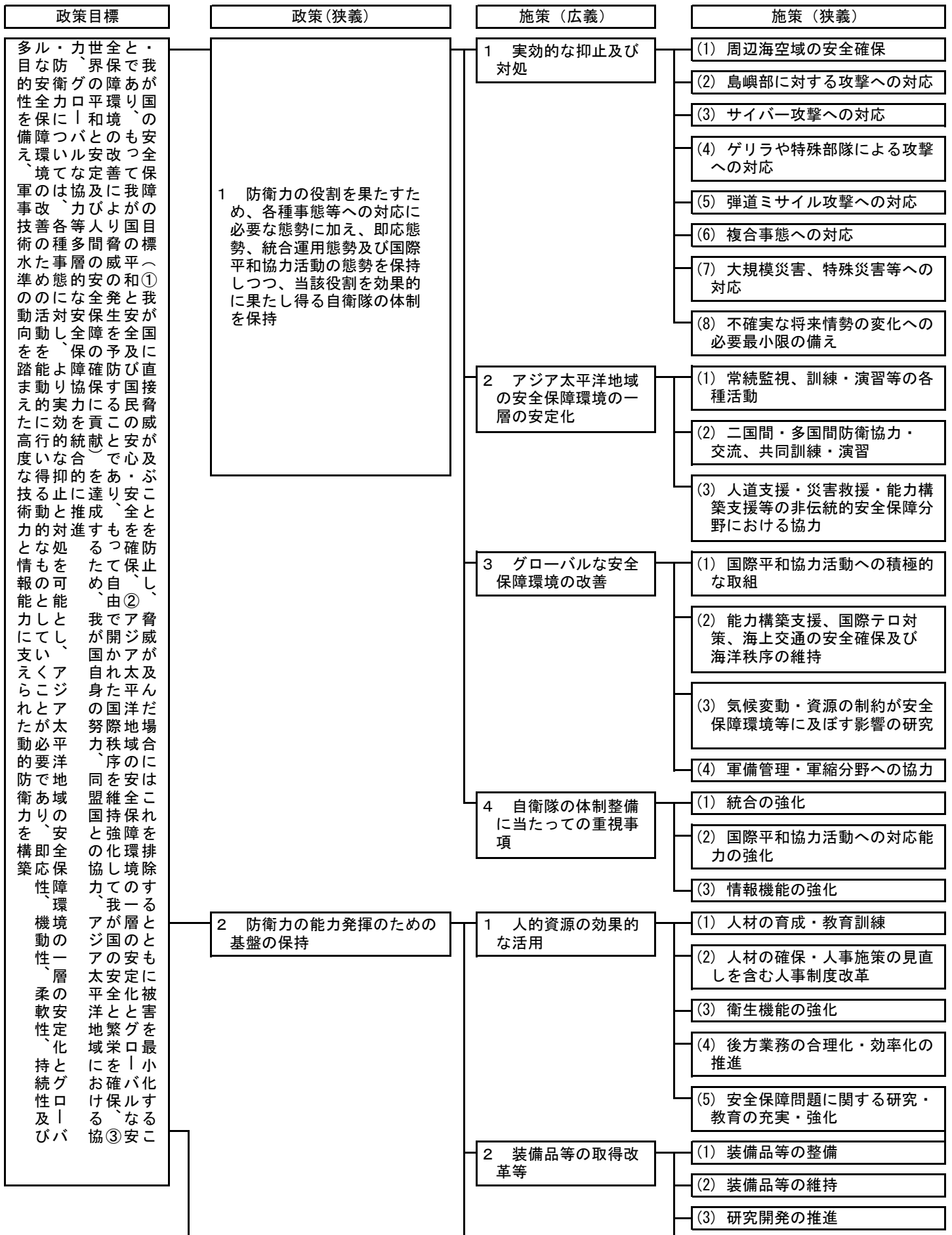
表 19-3-キ 総合評価方式により事後評価した政策

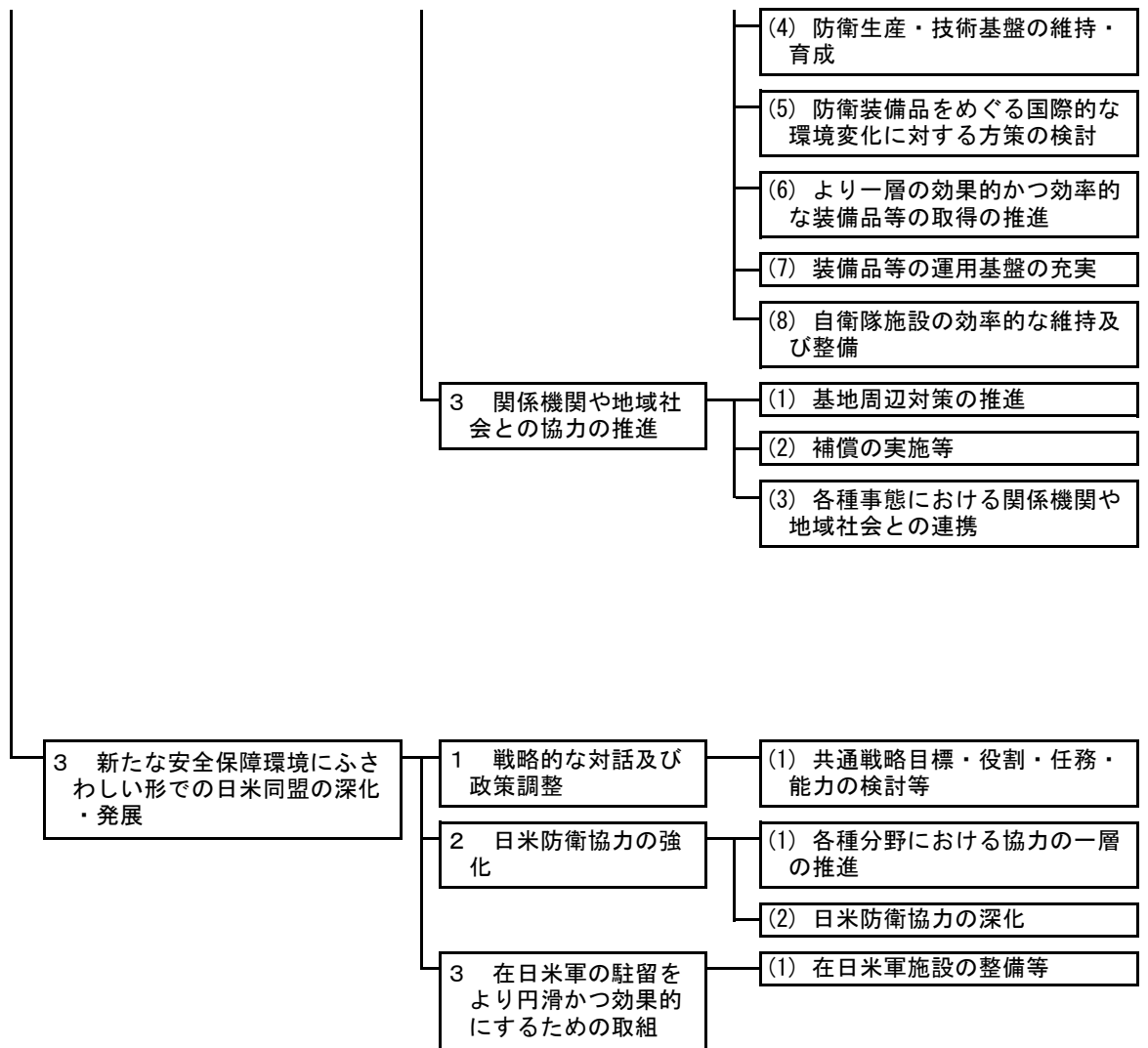
No.	評価対象政策
	〔1-1-(7) 大規模災害、特殊災害等への対応、1-4-(1) 統合の強化、3-2-(1) 各種分野における協力の一層の推進〕
1	東日本大震災への対応
	〔1-2-(2) 二国間・多国間防衛協力・交流、共同訓練・演習、1-2-(3) 人道支援・災害救援・能力構築支援等の非伝統的安全保障分野における協力、1-3-(1) 国際平和協力活動への積極的な取組、1-3-(4) 軍備管理・軍縮分野への協力〕
2	国際社会における多層的な安全保障協力の推進

(注) 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの





(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2012/taiou.pdf>)参照

V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(評価専担組織としての総務省が行う政策の評価)

表 20-1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う(第 1 項)とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う(第 2 項)ものと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないと規定されており、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。

総務省は、平成 23 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、23 年 5 月策定の行政評価等プログラムにおいて以下のとおり定め、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画(行政評価等プログラム)	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価(統一性確保評価)及び総合性を確保するための評価(総合性確保評価)について重点的かつ計画的に実施する。 ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進する。
	② 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 ・ 消費者取引対策の適正化に関する政策評価 ・ 高齢者、障がい者の移動等の円滑化(バリアフリー)対策に関する政策評価
	③ 平成 23 年度に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 ※ 既に実施中のもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価 ・ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価
	④ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 閣議等の議論を通じた調査の推進に当たっては、調査における確証把握の充実・実効性確保を図るとともに、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップを行う。 ○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。 ○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承)を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。 ○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。

なお、行政評価等プログラムは、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成 24 年度以降 3 年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、24 年 4 月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 20-2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況 (総括表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 23 年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の 3 テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「児童虐待の防止等に関する政策評価」については平成 24 年 1 月に、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」については同年 4 月に、それぞれ評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した (これらの概要については、表 20-3-(1)-ア参照)。

その他の 1 テーマ (「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」) については、平成 24 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている (その概要については、表 20-3-(1)-イ参照)。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 22 年度において評価結果を取りまとめた以下の 1 テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている (その概要については、表 20-3-(2) 参照)。

評価の種類	評価の結果の政策への反映件数	テーマ名
総合性確保評価	1	バイオマスの利活用に関する政策評価

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 20-3 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(個表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

ア 平成 23 年度に実施した政策評価テーマのうち、「児童虐待の防止等に関する政策評価」及び「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」については、法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定に基づき、評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。

テ ー マ 名	児童虐待の防止等に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成 24 年 1 月 20 日)
関係行政機関	文部科学省、厚生労働省
評価結果の概要	
<p>○ 評価の観点 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 児童虐待の防止等に関する政策については、</p> <p>① 児童虐待相談対応件数(以下「虐待対応件数」という。)は増加の一途であること</p> <p>② 児童虐待による死亡児童数は、年間おおむね 50 人ないし 60 人前後(虐待死)で推移し、減少していないこと</p> <p>③ 当省の調査結果において、児童虐待の i) 発生予防、ii) 早期発見、iii) 早期対応から保護・支援及び iv) 関係機関の連携の各施策における効果の発現状況をみると、iii) 早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること</p> <p>から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。</p> <p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、3 歳未満の児童の虐待防止に効果が認められるが、両事業を未実施の市町村や、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられた。また、両事業は 3 歳以上の児童の虐待防止には効果が乏しく、両事業のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。 当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成 23 年 7 月、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等を要請する通知を都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に発出している。</p> <p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況 ア 関係機関における早期発見に係る取組 調査した保育所及び小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間(1 か月以上)を要している事例がみられた。 当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成 22 年 8 月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請しているが、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。</p> <p>イ 早期発見に係る広報・啓発 児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っていない。また、都道府県等が作成しているリーフレット等の</p>	

- 中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないものがみられた。
- (3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組状況
- ア 児童相談所及び市町村における対応体制等
- (ア) 虐待対応件数等の報告
児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について都道府県等に確認したところ、適切な報告を行っているものはみられなかった。
- (イ) 児童相談所及び市町村における対応体制
児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等に関しては、①研修の機会が十分に確保されていないまま事案を担当せざるを得ない、②経験豊富な担当者の配置が少ない、③バーンアウト対策が十分とはいえない状況となっている。
- (ウ) 児童相談所と市町村の役割分担
全 1,750 市町村のうち児童相談所との役割分担の取決めはないものが 1,253 市町村 (71.6%) となっており、役割分担が明確になっていないことも原因となって児童相談所の対応が遅れたと考えられる事例もみられた。
- イ 安全確認の実施
調査した児童相談所及び市町村において安全確認までに 3 日以上要した事例も一部みられた。
当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成 22 年 8 月に通知を、9 月には手引きを発出している。しかし、通知及び手引きは市町村を対象にしておらず、また、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。
- ウ 児童及び保護者に対する援助等
- (ア) 一時保護所の整備
調査した一時保護所において、①年間の平均入所率が 9 割を超えるところ、②混合処遇を実施しているところ、③児童指導員として教員 O B 等が配置されていないところがみられた。
- (イ) 保護者に対する援助
保護者への援助の結果、悪化・再発事例も一部発生しており、その原因は、①保護者の養育態度が改善されなかったものや、②アセスメント (調査) が不十分なものが多い。特に、児童相談所は、市町村に比べ①の割合が、悪化・再発いずれにおいても高い。児童福祉司及び市町村担当者は、保護者への援助に苦慮しており、効果的な保護者援助に資する保護者指導プログラムに関する情報を求めている。
また、援助指針等決定時や対応終了時に独自のアセスメントシートを利用している児童相談所及び市町村における悪化率、再発率は、利用していない児童相談所及び市町村に比べて低い。
当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること等が提言されている。
- (ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携
入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていない事例等がみられた。
- (エ) 死亡事例等の検証
都道府県等において、過去に社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (以下「事例検証委員会」という。) の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。
- エ 社会的養護体制の整備
- (ア) 児童養護施設等の整備
子ども・子育て応援プラン (平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定) における小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の整備目標は達成されていない。
情緒障害児短期治療施設において、入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考え方が施設によって異なる状況がみられた。
- (イ) 里親委託の推進
認定・登録された里親の約 6 割が未委託となっており、高齢化が一因であるとの意見が聞かれたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。
また、里親等委託率の実績は、子ども・子育て応援プランの目標を下回っており、都道府県別にみると較差がみられた。
さらに、里親支援機関事業を実施した都道府県等における事業実施後の認定・登録里

親数と里親等委託率は必ずしも伸びていない状況がみられた。

(4) 関係機関の連携状況

児童虐待が発生しているにもかかわらず、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）における個別ケース検討会議及び実務者会議が1回も開催されていない市町村がみられた。

○ 勧告

関係省は、児童虐待の防止等に関する政策を効果的に推進する観点から、当省の意識等調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進

① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。（厚生労働省）

② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。（文部科学省及び厚生労働省）

ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成23年7月の通知発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。（厚生労働省）

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進

ア 保育所及び小・中学校における取組の推進

① 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること。（厚生労働省）

② 平成22年8月に発出した課長通知を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。（文部科学省）

イ 早期発見に係る広報・啓発の充実

児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れること。

また、都道府県等及び市町村に対し、広報・啓発媒体に、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られる旨の記載をするよう要請すること。（以上、厚生労働省）

(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進

ア 児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上等

(ア) 虐待対応件数の適切な把握・公表
都道府県等から虐待対応件数等の報告に誤りが生じないように、記入要領等を見直すこと等によりの確な虐待対応件数等を把握・公表すること。（厚生労働省）

(イ) 児童福祉司及び市町村担当者の資質の向上
都道府県等及び市町村に対し、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修の機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進を要請すること。（厚生労働省）

(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担の明確化

都道府県等及び市町村に対し、児童相談所と市町村の役割分担についての具体例を示し、役割分担の文書による取決めを行うよう要請するなどにより、役割分担の明確化を推進すること。（厚生労働省）

イ 速やかな安全確認の実施

① 平成22年8月に発出した課長通知及び同年9月に発出した「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を踏まえた児童相談所における安全確認の実施状況を把握し、その結果、いまだ速やかな安全確認がなされていない場合は、その原因を分析した上で、速やかな安全確認の徹底方策を検討すること。

② 市町村に対し、速やかな安全確認の実施を徹底するよう要請すること。（以上、厚生労働省）

ウ 児童及び保護者に対する援助等の充実・強化

(ア) 一時保護所の充実

① 年間平均入所率が9割を超える一時保護所の解消方策及び混合処遇の改善の促進方策を検討すること。

② 一時保護所における長期入所児童への教育・学習指導の機会を確保するため、一時保護所への教員OB等の配置の促進方策を検討すること。（以上、厚生労働省）

(イ) 保護者に対する援助の充実・強化

① 保護者指導プログラムに関する情報の収集及び整理を進め、都道府県等及び市町村に対して情報提供を行うこと。

また、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」における提言も踏まえ、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。

- ② 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保護者及び児童に対する適切なアセスメント（調査）を実施するよう要請するとともに、児童虐待の状況について適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。また、都道府県等及び市町村に対し、援助指針・方針の定期的な見直しの徹底を要請すること。
(以上、厚生労働省)

(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携の推進

都道府県等に対し、児童相談所から児童養護施設等への速やかな援助指針の提供を行うよう要請すること。
(厚生労働省)

(エ) 死亡事例等の検証結果の活用の促進

都道府県等に対し、OJTや研修などに事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むよう要請するなど、事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果の活用を促すこと。
(厚生労働省)

エ 社会的養護体制の整備の推進

(ア) 児童養護施設等の整備の推進

① 児童養護施設等の小規模化について、目標が達成されていない要因を分析し、その促進方策を検討すること。

② 入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にすること。
(以上、厚生労働省)

(イ) 里親委託の推進

里親の普及及び委託を促進するため、里親等委託率の低い都道府県におけるその理由や未委託里親の実態等の分析を行った上で、里親支援機関事業の効果的な実施の在り方について検討すること。
(厚生労働省)

(4) 関係機関の連携強化

要対協の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方策を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。
(厚生労働省)

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

テーマ名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成24年4月20日)
関係行政機関	法務省、文部科学省
評価結果の概要	
<p>○ 評価の観点 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、司法制度改革推進計画が閣議決定された平成13年度から23年度までの間に法曹人口が1.6倍に増加している（平成13年度2万1,864人→23年度3万5,159人）。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と司法試験、司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）が施行されたが、それらの連携については、法務省、最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成18年から23年までの間に、1万1,105人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者からも3,860人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加などの国民の法的サービスへのアクセスの改善の基盤整備等の効果がみられる。</p> <p>一方、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、今回の調査により、以下のような課題がみられる。</p> <p>i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を3,000人程度とすることを目指すとされているが、22年の合格者数は2,133人、23年は2,069人と目標達成率は7割未満となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の2,000人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これによりOJTが不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数に関しては、これまでのところ目標値についての検討はされていない。</p> <p>ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、目標値（例えば約7～8割）が例示されている。しかし、法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率（累積合格率）は、司法試験受験者が既修者のみであった平成17年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、未修者も含む18年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても未修者が受験開始した平成19年は40.2%であったものが23年には23.5%に低下している。また、未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23年の合格率は既修者が35.4%であるのに対し未修者は16.2%となっている。</p> <p>iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成21年度から、法科大学院に対し、入学選抜試験における適性試験の最低基準点の設定や入学選抜における競争倍率2倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めているほか、入学者の多様性の確保等を求めている。</p> <p>しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等は行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。</p> <p>文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化に自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学人数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学人数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学人数に見合った定員削減が困難な法科大学院が</p>	

生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきであるとされており、文部科学省告示において、3割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成17年度には45.6%であったものが、23年には32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、未修者のみの削減や未修者の削減率が大きくなっており法科大学院の制度設計に反することがないよう注意することが必要である。

- iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、未修者教育の充実を促している。

厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル（第2次修正案）が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、既修者に比べて未修者は質の確保の観点で課題がみられる。未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなるおそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成24年3月現在、未修者教育の充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討がなされているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

- v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が支出されており、文部科学省は、平成24年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率（2倍未満）及び司法試験合格率（3年連続して全国平均の半分未満等）の2つの指標の両方に該当することである。しかし、この見直し指標については、未修者の司法試験合格率が既修者に比べて低いことが、未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争性や教育の質の確保が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。

- vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われており、これについて、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報の提供がされているが、採点実感到法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成22年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院終了後5年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

- vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成23年度で4,252人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した38法科大学院に

において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約3割となっており、5年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約3割みられる。

○ 勧告

1 法曹人口の拡大

司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。(法務省)

2 法科大学院教育

(1) 法科大学院教育の目標の達成状況

司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。(文部科学省)

(2) 入学者の質の確保

ア 適性試験の活用

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。(文部科学省)

イ 競争性の確保

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。(文部科学省)

ウ 入学定員の削減

法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。

その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。

また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。(文部科学省)

エ 多様性の確保

多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。(文部科学省)

(3) 修了者の質の確保

ア 厳格な成績評価

法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。

また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。

さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。

(文部科学省)

イ 共通的な到達目標

法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。(文部科学省)

ウ 未修者対策

未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。(文部科学省)

(4) 公的支援の見直し

法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。

また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。
(文部科学省)

3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。

各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。
(法務省)

4 修了者等への支援策

法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。

修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。
(文部科学省)

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

イ 次のテーマについては、平成24年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>平成19年12月、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民が一体となって、労働時間等の設定改善、多様な働き方の推進、パート労働者の均衡待遇の推進、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援の推進などの取組を行うこととされた。</p> <p>また、平成22年6月、同会議において、新たな合意に基づく新たな憲章及び行動指針が決定された。これらの中で、平成32年に「男性の育児休業取得率13%」、「第1子出産前後の女性の継続就業率55%」、29年に「保育サービスを提供している割合44%」や27年に「在宅型テレワーカーの数700万人」等が数値目標として設定し直されるとともに、女性が育児休業を取得しやすい環境の整備と就業率の向上、男性の子育てへの関わりの支援促進（改正育児休業制度等の活用促進、学習機会の提供等）などの取組も新たに行うこととされた。</p> <p>一方、平成17年4月、改正育児・介護休業法（平成16年法律第160号）が施行され、パートタイム労働者も一定の要件を満たす場合には育児休業を取得することができるようになった。さらに、平成22年4月には、改正育児・介護休業法（平成21年法律第65号）が施行され、父親が配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合の育児休業の再取得などが実現した。</p> <p>このような取組にもかかわらず、男性の育児休業取得率は平成19年の1.56%に対し21年は1.72%、保育サービスの提供割合は20年の21.0%に対し22年は22.8%となっており、また、育児休業制度のある事業所のうち、有期契約労働者の取得要件を定めている割合は20年で64.4%となっている。</p> <p>この政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p>○ 主な調査項目</p> <p>① ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状</p> <p>② ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況</p> <p>○ 調査等対象機関</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体、事業者等</p>	

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 22 年度に評価の結果を取りまとめた「バイオマスの利活用に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記のとおりである。

テーマ名	バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 23 年 2 月 15 日)
関係行政機関	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。
2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定。以下「総合戦略」という。）に基づき総合的かつ計画的に推進することとされているバイオマスの利活用に関する政策について、関係府省の各種施策・事業が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

平成 14 年度の総合戦略の策定以降、バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利活用するための環境が整備されつつあり、総合戦略に基づく政策が一定の役割を果たしてきたと言える。

しかし、以下のとおり、総合戦略の数値目標の設定に係る具体の根拠等が明確でないこと、政策のコスト・効果が把握できないこと等、有効性又は効率性の観点から課題がみられる。

(1) 政策目的の達成度等を測る指標の設定

- ① 総合戦略では、政策目的の達成度を測る指標として、平成 22 年を目途とする数値目標が設定されているが、その設定に係る具体の根拠が明確でない。
- ② 総合戦略の実施により、地球温暖化の防止等 4 つの効果が期待されているが、これらの発現を測る指標が設定されていない。

(2) 政策全体のコストや効果の把握

- ① 総合戦略では、施策の効果等を評価し、必要な見直しを行うことを規定しているが、数値目標の達成度の把握が不十分。
- ② バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議では、平成 18 年度から 20 年度までのバイオマス関連事業の実績のみ取りまとめており、7 年以上にわたって行われてきた政策について、バイオマス関連の決算額が特定できておらず、政策全体の効果も把握されていない。

(3) バイオマスタウンの効果の検証等

総合戦略では、バイオマスタウンの構築を重要施策と位置付け、農林水産省を中心として、バイオマスタウン構想の作成や実現を支援している。しかし、構想に掲げる取組項目の進捗が低調である、構想の実施による効果がほとんど把握されていない、構想に掲げるバイオマス原料の賦存量や利用量の算出根拠が明確でないものがあるなどの課題あり。

(4) バイオマス関連事業の効果の発現状況

- ① 平成 15 年度から 20 年度までの 6 年間に 6 省で計 214 事業を実施したが、効果的かつ効率的に実施されていない。
- ② 「施設導入」が予算規模では全体の 8 割以上を占めており、バイオマス関連施設における稼働や採算性が低調。

(5) バイオマスの利活用による CO₂ の削減

- ① 「カーボンニュートラル」の特性を有するバイオマスは地球温暖化防止に貢献するとされているが、バイオマス関連 132 施設において、CO₂ 収支を把握しているものは 3 施設。
- ② 「京都議定書目標達成計画」において、バイオマスタウンの構築により CO₂ 削減が見込まれているが、当省の試算によると、CO₂ 収支等 4 項目のいずれの試算項目においても CO₂ 削減効果が発現していないものあり。

※ 下表は、平成 23 年 11 月 24 日に総務省、文部科学省及び国土交通省、同年 11 月 25 日に経済

産業省及び環境省、同年12月9日に農林水産省がそれぞれ回答したものについて、24年3月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握し、検証するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 政策目的の達成度を的確に把握するため、数値目標の設定根拠を明確にすること。</p>	<p>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号。以下「基本法」という。）に基づくバイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本法第20条第1項の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現するための目標を設定している。</p> <p>具体的には、i) 政府として、1990年比で2020年までに温室効果ガスを25%削減する目標を掲げていること、ii) エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、バイオ燃料については、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指すこととされたこと等を踏まえ、10年後の2020年を目標年として、新規施策の導入等によって達成が可能となる意欲的な目標を設定することとし、基本法第33条第1項の規定に基づくバイオマス活用推進会議における議論を経て、以下の数値目標を設定している。</p> <p>i) 個々のバイオマスの賦存状況や今後の技術向上等を踏まえ、バイオマスの利用率向上等を促し、約2,600万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>ii) 全市町村の約3分の1に相当する600市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定</p> <p>iii) バイオマスを活用した約5,000億円規模の新産業の創出</p> <p>それぞれの目標数値の算出方法の考え方は以下のとおりである。なお、今後数値目標を設定する場合は、設定根拠を明確化することとする。</p> <p>(1) 約2,600万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>各府省が把握している2009年におけるバイオマス種類の乾重量ベースの発生量（湿潤量の場合は合わせて含水率を把握）と炭素割合を用いて炭素換算での賦存量を計算し、その結果に2020年の目標利用率を乗じて利用量を求め、これを積み上げた。</p> <p>(2) 600市町村における推進計画の策定</p> <p>これまでバイオマスタウン構想を策定した約300市町村についてはバイオマス活用推進計画に移行を促すとともに、今後も自治体レベルでの取組を各種施策等により減速させないことを前提として、2020年までの10年間にほぼ同数の市町村がバイオマス活用推進計画を策定するものとして計算を行った。</p> <p>(3) 約5,000億円規模の新産業</p>

勧告	政策への反映状況
<p>② 政策全体及び政策を構成する施策段階の効果を的確に把握できる指標を設定すること。 (総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>バイオマスを活用した新産業は、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）で示した農山漁村における 6 兆円規模の新産業の一部を構成するものであることから、その目標規模は、新成長戦略で新産業を算定した産業分野のうちバイオマスに関連の深い石油系燃料、ガス、発電、プラスチック等の分野において一定程度の市場を新規開拓又は代替するものとして算出した。</p> <p>② 基本計画において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現する観点から、政策全体の効果を把握できる数値目標を設定しており、この目標に即して、適時、効果を把握する。 また、基本計画に基づき、実現すべき成果目標等を明らかにしたロードマップを作成することとしていることから、この中で施策段階の効果を把握する指標の設定を検討していく。 なお、東日本大震災や原発事故が発生したことで、政府全体としてエネルギー政策の見直しが本格的に議論されているところである。今後、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を踏まえつつ、ロードマップの作成に対応する。</p>
<p>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表 関係省は、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果を明確にし、国民への説明責任を全うするため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 数値目標及び指標の達成度等を定期的に把握し、検証できる仕組み（把握時期、具体の把握方法等）を構築すること。</p> <p>② 関係省は政策のコストや効果を的確に把握し、必要な見直しを行うこと。 また、バイオマス活用推進会議において、関係省の把握及び見直しの結果を踏まえ、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果等について点検し、毎年度公表すること。 (総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表 【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】 バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本計画において、適時、設定した目標の達成状況の調査を行い、その結果をインターネットの利用等により公表することとしている。なお、達成状況の調査手法等については、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を見ながら、関係省が連携して検討していく。</p> <p>② また、関係省の実施する政策のコストや効果等の的確な把握手法についても、同様に関係省が連携して検討していく。 検討結果を踏まえて、コスト等の点検を行い、基本法第 33 条第 1 項の規定に基づくバイオマス活用推進会議の議論を経て平成 23 年度結果から毎年度公表する予定である。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保</p> <p>関係省は、バイオマスタウンに関する政策(バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)第21条第2項の規定に基づく市町村バイオマス活用推進計画)を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 現行のバイオマスタウンについて、バイオマスタウン構想の実現状況(取組の進捗状況)、バイオマスの利用率の向上等効果の発現状況、バイオマスタウンの構築に係る補助事業の効果の発現状況等を検証すること。</p> <p>② 上記①の検証結果を踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画等の作成に係る指針を策定すること。</p> <p>③ 市町村等が市町村バイオマス活用推進計画等に基づく各地域の取組を統一的な基準で評価し、計画の見直しや取組の改善を図ることが可能となる仕組みを構築するとともに、課題解決のための情報提供を行う等、計画の実現性を確保する取組を行うこと。</p> <p>(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① 都道府県や市町村が市町村バイオマス活用推進計画を定期的・自主的に検証するための参考情報として、市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアルを作成することとしている。その作成に当たり、全国におけるバイオマスタウンの変換技術別の取組状況を踏まえ、取組効果の評価に必要な指標の整理を行うとともに、取組効果の発現状況等を現地ヒアリングにより確認し、その結果を踏まえて各種指標ごとの評価手法の検討・整理を行った。</p> <p>② 都道府県バイオマス活用推進計画及び市町村バイオマス活用推進計画の円滑な策定及び実施に資するよう、都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定に当たっての留意事項を作成し、平成23年1月26日に農林水産省ホームページに掲載した。</p> <p>③ 市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル骨子案を、平成23年5月27日に農林水産省ホームページに掲載した。今後、この骨子案及び②の留意事項を踏まえ、関係者の意見を聞いた上で、平成24年夏までに、計画のフォローアップと事後評価を含む都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画を作成する際の指針を策定・公表するとともに、成功事例等における課題を解決するための技術情報を提供する。</p>
<p>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施</p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策の実現手段であるバイオマス関連事業を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 全てのバイオマス関連事業について、事業効果を的</p>	<p>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマス関連事業の事業効果等については、ロードマップに照らして効果の把握・検証が行われることから、ロード</p>

勧告	政策への反映状況
<p>確に把握し、検証できる仕組みを構築すること。その際、当省の調査結果を踏まえ、効果や効率性を検証すること。</p> <p>② バイオマス関連事業について、</p> <p>i 施設導入に係る事業については、事業を中止した施設の例等の原因分析を行った上で、交付決定等における事業計画（原料の調達、原料の利用、エネルギー等の生産、バイオガスの利用、残さの利活用、採算性等）の実現性及び費用対生産量等の効果見込みに係る審査事項や、稼働開始後の的確な指導等を担保するための仕組みを事業実施要綱等に明記すること、</p> <p>ii 技術開発に係る事業については、採択するテーマの技術段階と実用化に至るまでの脈絡を明確にした上で実施するとともに、個別の事業で得られた結果を実用化に結び付けるための検討を行う仕組みを構築すること等、事業効果の実現性を高める取組を行うこと。</p>	<p>マップの策定作業と併行して、バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に事業効果を把握・検証する仕組みを構築する。</p> <p>② バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、事業効果を把握・検証する仕組みについて事業実施要綱等へ明記する方向で検討するなど、事業効果の実現性を高める取組を行う。</p> <p>また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。 （文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際科学技術共同研究推進事業（旧：地球規模課題対応国際科学技術協力事業）における「サトウキビ廃棄物からのエタノール生産研究」（平成 24 年度終了予定／ベンチスケールのセルロース系サトウキビ廃棄物（茎、バガス等）からのエタノール生産に関する研究）については平成 24 年度中に事後評価を、「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」（平成 26 年度終了予定／エジプトのデルタ周辺砂漠地域で農業排水を利用した未利用資源作物（ジャトロファ・ヒマワリ等）の栽培法の構築等）については平成 24 年度中に中間評価及び平成 26 年度中に事後評価をそれぞれ実施し、将来的な研究成果の社会還元に向けた取組等について評価を行う予定。 戦略的創造研究推進事業において、研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」のうち、平成 20 年度採択のバイオマス関連研究課題（3 件。平成 22 年度に 1 件、平成 23 年度に 1 件がそれぞれ研究を終了。もう 1 件は平成 25 年度終了予定）のうち平成 23 年度に継続していた課題 2 件は、平成 23 年度に研究の進捗状況・研究成果の現状と今後の見込みに関する中間評価を実施しており、評価結果は平成 24 年 3 月 28 日に公表された。また、継続課題については研究終了後速やかに事後評価を行うとともに、研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにするための追跡評価を実施することとしている。 <p>（農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設導入に係る事業への原因分析として、これまでの実施地区について、資金調達、原料調達及び製品の利用・販売等の様々な観点からの分析を行ってきたが、平成 23 年度においては、行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ継続事業以外の予算計上を見送ったこと、新規案件の採択を全く行わなかったため一旦採択された案件のみとなったことから、分析結果を関連事業の実実施要綱等に反映することはしなかった。 <p>今回行った分析結果を生かすため、今後、施設導入に係る事業を実施する場合には、その内容を確実に事業実施要綱等に盛り込んでいく。</p>

勧告	政策への反映状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術開発に係る事業については、成果が普及に及ぶ技術開発を促進していくとともに、開発した技術を着実に普及・実用化する観点から、平成 23 年 1 月に「農林水産省における研究開発評価に関する指針」を改正し、技術の実用化を促進するための仕組みの改善を行った。具体的には、事前評価、終了時評価等の各段階における研究開発に係る数値目標及びロードマップの作成、評価委員会における民間有識者の割合の拡大（現行 1 割→2 割）、評価結果の予算等への反映の厳格化等の見直しを行ったところである。 <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（石油精製業者を対象に、バイオ燃料の導入に必要な設備整備を支援）において、補助金交付時、その設備整備がエネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定し、事業計画の実現性を担保した。 ・ セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業（セルロース系資源作物の栽培からエタノール生産に至る一貫生産システムの開発）において、年 2 回、有識者による評価委員会を開催し、事業の方向性や継続可否等につき審議する中間評価を実施し、事業効果の実現性を担保した。 ・ 「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業（食糧生産活動に影響しない原料を用いた次世代技術の開発と既存技術の高効率化を目指した実用化技術の開発を行う）」において、平成 24 年 2 月、22 年度採択の 9 件のうち、ステージゲート（事業開始後の 2 年目に行う中間評価）を実施し、成果が有望な 5 件のみを継続案件とした。これにより、事業効果の実現性を高めた。 ・ バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発（より多くの CO₂ を固定できる樹木の効率的生産に結び付くバイオマーカー（遺伝子情報等から生物の特性を把握するための指標）を研究）において、事業終了後、得られた成果を海外植林事業で活用し、実用化に結び付ける仕組みを構築した。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水汚泥バイオマスのエネルギー利用等の高効率化を図り、建設コストの大幅な削減やエネルギー効果促進を実現する革新的技術について、実規模レベルでの実証実験（下水道革新的技術実証事業）を平成 23 年度より展開しているところ（平成 23 年度は大阪市と神戸市にて実施）。本事業においては、公募時に「技術の普及展開戦略」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択している。また、実証事業の実施に当たっても、上記委員会で成果の評価を行うこととしている。さらに、成果をガイドラインとして取りまとめ、全国の下水処理場への

勧告	政策への反映状況
<p>③ バイオマス関連事業について、事業のニーズの的確な把握等を踏まえ、各省の事業の重複を避ける観点も含め、バイオマス活用推進基本法第20条の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画等における位置付けを明確にした上で、事業の廃止を含めた予算の見直しを行うこと。 (総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>導入を促進することとしている。</p> <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（小規模な地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業を支援）においては、「バイオマス熱利用設備」が対象となっており、LCA（注）において50%以上の削減効果があることかつバイオマス利用率が80%であることを採択の条件としている。また、事業終了後3年間にわたって、「温室効果ガスの削減量」、「事業性の評価」、「事業による波及効果」等を記載した事業報告書の提出をすることを求めている。 (注) ライフサイクルアセスメント。バイオマス利活用システムの全ての工程を一貫して定量的に環境への影響を評価する手法。 廃棄物エネルギー利用施設の整備事業の取扱要領には、「交付の対象となる施設の要件」において、「地球温暖化防止効果が十分に高いこと」、「事業実施の計画が確実かつ合理的であること」と明記している。 地球温暖化対策技術開発等事業（エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究を実施）においては、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件とするとともに、公募時の提出書類において「事業化・普及の見込み」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択・実施している。 また、事業終了後も評価委員会において事後評価を実施し、優秀な課題について公開の成果発表会を開催して、広く関連事業者等に向けて成果の発信を行うとともに、事業が終了してから4年後に成果活用状況等について追跡評価を実施している。 <p>③ 現段階における関係省のバイオマス関連事業の見直し等今後の方針に係る取組内容は以下のとおり。 (文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他省の事業との重複を避ける観点について、総合科学技術会議の資源配分方針等を踏まえ、基本計画との整合性を取りつつ、必要に応じ関係行政機関とともに検討していく。 <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマス関連事業については、行政刷新会議の事業仕分けにおいても抜本的な見直しを求められていることも踏まえ、基本計画の目標達成・推進の観点から事業の重点化・見直しを行った。 なお、他省の事業との重複を避ける観点については、行政事業レビューの事業点検の過程において、類似事業との役割分担を確認する項目があることから、この項目の確認体制を通じて点検していく。

勧告	政策への反映状況
	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に当たっては、平成20年5月に策定された、社会還元加速プロジェクトロードマップや、総合科学技術会議・社会還元タスクフォース等での指摘を踏まえ、更なる各省連携を図ることとした。また、平成24年2月10日から議論を開始した「バイオマス事業化戦略検討チーム」においては、今後のバイオマスの利活用の在り方につき、事業の効率化を如何に図っていくか各省が連携し検討している。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画において、廃棄物バイオマスのエネルギー利用や未利用バイオマスの利用推進が掲げられており、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業のうちバイオマス関連事業については、廃棄物として処理されていた廃棄物系バイオマスの利用を図る先進的な事業の採択を進めていく方針である。また、平成22年度に実施された事業仕分け第3弾にて「例えば、廃棄物熱回収施設は高効率なものに限定し、予算を半分まで圧縮すること。」という指摘を受け、対象事業をより高効率なエネルギー利用施設に限定するとともに、平成23年度の予算の見直しを行っている。
<p>(5) バイオマスの利活用によるCO₂削減効果の明確化</p> <p>関係省は、バイオマスの利活用による地球温暖化防止効果の明確化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① LCA手法を早期に確立するよう努めるとともに、それまでの間においても、当省の試算結果も参考にし、CO₂収支等を把握する仕組みを構築すること。</p> <p>② 施設導入に係る補助事業等の交付決定時に、CO₂収支や、国費とCO₂削減効果との費用対効果等に係る審査事項を盛り込むこと。 (農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>(5) バイオマスの利活用によるCO₂削減効果の明確化</p> <p>【農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマスの利活用におけるCO₂の削減効果について、LCA手法により的確に把握できる手法の確立を引き続き推進する。併せて、LCA手法確立までの間、既存の把握例も参考にしながら、関係省が連携してCO₂収支等の把握方法を検討する。</p> <p>② 関係省が連携してCO₂収支等の把握方法を検討した上で、合意のとれたものから平成24年度以降のバイオマス関連の施設導入に係る補助事業について、交付決定時の審査事項に盛り込むことを検討する。 また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（平成23年度新規事業）では、交付申請があった場合に当該補助金の交付による設備の整備が、エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定している。なお、当該判断基準については、農林水産省、環境省と連携して開催した「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会」におけるLCAでのCO₂削減効果等について

勧告	政策への反映状況
	<p>の検討結果（平成 22 年 3 月に報告書に取りまとめ、その中でガソリンのCO₂排出量に比較して削減水準が 50%以上あるのは、ブラジル産の既存農地のサトウキビ及び国産の一部のみである等と報告）が反映されている。</p> <p>（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料の製造事業者や輸入事業者が L C A の観点から自らのバイオ燃料事業を評価する際に活用することを目的とし、「バイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関する L C A ガイドライン」を平成 22 年 3 月に作成した。現在、バイオマスガス及びバイオマス発電についても、ガイドラインを作成しているところ。 <p>地球温暖化対策技術開発等事業においては、公募要領に当該ガイドラインを参照することを記載の上、バイオマス関連の課題について、L C A において温室効果ガス削減率が 50%以上と想定されることを応募の条件としている。</p> <p>また、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業においても「バイオマス熱利用設備」の応募において、L C A において 50%以上の削減効果があることを採択の条件としている。</p>

（注）評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

(政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動)

表 20-4 総務省における政策の評価の実施状況等

ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成 24 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、評価が税制改正作業における具体的な検討に資する内容となっているかどうかについて、各行政機関からの補足説明をも踏まえて点検を実施した。対象とした政策評価は、12 の行政機関に係る 165 件であり、平成 23 年 11 月 8 日に点検結果を税制調査会に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、149 件の評価に課題がみられ、その主な内容は、以下のとおりである。

これらの課題を踏まえ、今後、特に租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報である有効性（費用対効果）について分析・説明を充実させるとともに、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘されたものについて、評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要である。さらに、補足説明のような内容は可能な限りあらかじめ評価書に盛り込むとともに、租税特別措置等に係る政策評価が、租税特別措置等の透明化を図り、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよう、評価の改善に努め、国民への説明責任の徹底を図る必要がある。

(ア) 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

<有効性（費用対効果）の説明が不十分>

- 税収減を是認するような有効性（費用対効果）は、租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報であるが、大半の評価では、費用対効果の分析・説明が不十分であった。

例 1 税収減を是認する効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明しているもの

例 2 税収減を是認するような効果（費用対効果）は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明しているもの

例 3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問があるもの

<適用実態・見込みの説明が不十分>

- 租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分なものがある。
- 租税特別措置等が適用され得る対象の全体数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるが、そのことに関する説明が不十分なものがある。

(イ) 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

<政策目的の根拠が不明>

- 租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていないものがある。

＜租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分＞

- 租税特別措置等で達成しようとした当初の目的が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分なものがある。

（ウ）補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

＜他の政策手段と比較した説明が不十分＞

- 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段を採ることが必要かつ適切であることの説明が不十分なものがある。

＜他の政策手段との役割分担の説明が不十分＞

- 補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分なものがある。

イ 規制の事前評価の点検

各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、評価が適切に実施されているかどうかについて点検を実施した。対象とした政策評価は、10の行政機関に係る111件であり、随時、点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、85件の評価に課題がみられ、その主な内容は、以下のとおりである。

- 費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減することが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。
また、定性的記述により分析されている評価について、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。
- 費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、その関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- 代替案にベースラインの内容が記載されている評価について、ベースラインとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- レビューを行う時期又は条件について、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

ウ 公共事業に係る政策評価の点検

各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価について、以下のとおり、点検を実施した。

（ア）平成22年度の政策評価の点検

a 点検結果

対象とした政策評価は、4の行政機関に係る11事業124件であり、このうち、評価の妥当性に疑問が生じたものについて、事実関係の把握・整理を行い、平成23年8月26日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表した（注）。

点検の結果、個別に課題を指摘した評価は52件であり、また、簡易水道等施設整備事業、砂防事業、住宅市街地総合整備事業、都市再生推進事業（都市再生総合整備事業）及び一般廃棄物処理施設整備事業については、事業ごとに共通する課題も指摘した。

各行政機関においては、これらの指摘を踏まえ、評価書の修正や費用対効果分析マニュアルの改定などの改善措置等が講じられることとなった。

（注） 公共事業に係る政策評価の点検結果は、例年、年度末に公表しているが、平成23年3月に東日本大震災が発生したことを受け、平成22年度の点検結果の通知・公表はこの時期になった。

表 課題を指摘した政策評価の件数及び指摘に対する各行政機関の対応

（単位：件）

行政機関名	事業名	点検対象とした評価件数	個別の評価に対する指摘				共通課題の指摘
			課題を指摘した評価件数	指摘に対する各行政機関の対応			
				評価書の修正・再度評価を実施	マニュアルの改定等	今後、改善を検討	
厚生労働省	簡易水道等施設整備事業	29	4	1	3	—	○
農林水産省	国営農地再編整備事業 国営総合農地防災事業 直轄海岸保全施設整備事業 森林環境保全整備事業	18	8	8	—	—	—
国土交通省	砂防事業	14	6	4	2	—	○
	都市・幹線鉄道整備事業	11	7	6	—	1	—
	住宅市街地総合整備事業 都市再生推進事業	28	7	6	—	1	○
	住宅市街地基盤整備事業						—
環境省	一般廃棄物処理施設整備事業	24	20	20	—	—	○
合計		124	52	45	5	2	—

b 課題

各行政機関に指摘した課題の類型は、以下のとおりである。

- ① 費用対効果分析マニュアルに不備等がある
- ② 分析が事業内容や地域の実情に即していない
- ③ 需要予測等に疑義がある
- ④ 評価書における記載が不十分であり評価内容が不明
- ⑤ 費用対効果分析の実施に当たって設定されている代替案に疑義がある
- ⑥ 計上されている費用及び便益の現在価値に疑義がある
- ⑦ 便益として計上すること／しないことに疑義がある
- ⑧ 計上する便益の算出過程に疑義がある
- ⑨ 費用として計上すること／しないことに疑義がある
- ⑩ 計上する費用の算出過程に疑義がある

また、平成22年度の点検において、事実関係を把握・整理した結果見いだされた一般的な課題を整理すると、以下のとおりである。

<費用対効果分析マニュアルについて>

平成22年度に点検した公共事業に係る政策評価の費用対効果分析マニュアルの中には、

- ① そもそも策定から長期間にわたって改定されておらず、現行の制度に対応したものとなっていないもの
- ② 公共事業の採否や継続を判断するための比較対象として想定する、「本事業を実施しない場合」や「代替案を採用する場合」についての記載が不十分であるものなどがみられた。

したがって、費用対効果分析マニュアルについては、その内容に不備がないか、必要な見直しを常に行うことが求められる。

<費用対効果分析の実施に当たって留意すべき事項>

今回点検した個々の公共事業に係る政策評価の中には、

- ① 事業を実施することによって発生する効果とは考えられない効果を便益として計上しているもの
 - ② 事業の実施に必要な費用が計上されていないもの
- など、計上されている便益及び費用について疑義があるものが数多くみられた。

これらは、公共事業の採否や継続を判断するための重要な指標となる費用便益比(B/C)を直接変動させるものであるため、費用対効果分析を行うに当たっては、(i) 計上すべき便益及び費用が全て計上されているか、(ii) 計上すべきでない便益及び費用が計上されていないかについて、十分留意する必要がある。

(イ) 平成23年度の政策評価の点検

a 点検結果

対象とした政策評価は、3の行政機関に係る10事業51件であり、このうち、評価の妥当性に疑問が生じたものについて、事実関係の把握・整理を行い、平成24年3月30日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、個別に課題を指摘した評価は11件であり、また、土地改良事業、河川事業（総合水系環境整備事業）、土地区画整理事業及び都市公園事業については、事業ごとに共通する課題も指摘した。

各行政機関においては、これらの指摘を踏まえ、評価書の修正や費用対効果分析マニュアルの改定などの改善措置等が講じられることとなった。

表 課題を指摘した政策評価の件数及び指摘に対する各行政機関の対応

(単位：件)

行政機関名	事業名	点検対象 とした評 価件数	個別に課題 を指摘した 評価件数	各行政機関の今後の対応		
				評価書の修正 ・再度評価	今後、改善 を検討	共通事項として対応 (マニュアルの改定等)
農林水産省	土地改良事業	14	-	-	-	○
	民有林補助治山事業	1	-	-	-	-
	特定漁港漁場整備事業	2	2	2	-	-
	水産資源環境整備事業	2	1	1	-	-
経済産業省	工業用水道事業	5	2	2	-	-
国土交通省	河川事業	14	-	-	-	○

	港湾整備事業	2	-	-	-	-
	土地区画整理事業	2	-	-	-	○
	下水道事業	3	3	3	-	-
	都市公園事業	6	3	2	1	○
	合計	51	11	10	1	-

b 課題

各行政機関に指摘した課題の類型は、以下のとおりである。

- ① 費用対効果分析マニュアル等に不備等がある
- ② 計上する便益の算出過程に疑義がある
- ③ 計上する費用の算出過程に疑義がある
- ④ 評価結果に関する説明が不十分である
- ⑤ 需要予測等に疑義がある
- ⑥ 計上されている費用及び便益の現在価値に疑義がある
- ⑦ 費用として計上しないことに疑義がある

エ 平成19年度重要対象分野のフォローアップ

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）においては、平成19年度に政策評価の重要対象分野とされた、①少子化社会対策関連施策及び②若年者雇用対策について平成20年度に審議が行われた。その結果、関係行政機関による政策評価について、評価結果及び政独委が認識した課題が取りまとめられ、平成20年11月26日に総務大臣に対し答申された。

これらの政策に関して平成22年度に行われた関係行政機関の政策評価等について、答申において示された課題への対応状況のフォローアップを21年度に続き実施し、23年5月30日にフォローアップ結果を関係行政機関に通知し、公表した。